

Ⅲ. 新総合保険／ 地震保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。
また、約款の見方や保険用語等についてご説明しております。
ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご
確認いただきますようお願いいたします。

1 約款の構成・見方

約款とは、ご契約者・被保険者（補償を受けられる方もしくは保険の対象となる方）等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1 約款の構成

トータルアシスト超保険（新総合保険）の約款の構成は下図の通りです。

1. 新総合保険普通保険約款

(1) 用語の説明

【用語の定義】

(2) 基本的な補償

I 補償条項

〈住まいの補償条項〉

第1章 住まい条項

〈総合自動車補償条項〉

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項

(対人賠償責任保険)
(対物賠償責任保険)

第2章 傷害保険

第1節 人身傷害条項（人身傷害保険）

第2節 傷害一時金条項（傷害一時金保険）

第3章 車両保険

車両条項

〈一般自動車補償条項〉

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項

(対人賠償責任保険)
(対物賠償責任保険)

第2章 傷害保険

第1節 人身傷害条項（人身傷害保険）

第2節 傷害一時金条項（傷害一時金保険）

第3章 車両保険

車両条項

〈傷害総合補償条項〉

第1章 傷害定額条項

第2章 所得補償条項

(3) ご契約の手続き、保険料の払込方法等のとりきめ

II 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第2節 保険料の払込み

第3節 事故発生時等の手続

第4節 保険金請求手続

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第6節 保険料の返還、追加または変更

第7節 その他事項



2. 新総合保険の特約

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するもので次の2種類があります。

- ①ご契約内容により自動セットされる特約（自動セット特約）
(例)他車運転危険補償特約、区分所有建物に関する特約（専有部分用）等
- ②お申出により任意にご契約いただくことができる特約（オプション）
(例)レンタカー費用補償特約、地震危険等上乗せ補償特約 等

3. 地震保険普通保険約款

(1) 用語の説明

第1章 用語の定義条項

(2) 基本的な補償

第2章 補償条項

(3) ご契約の手続き、保険料の返還方法等のとりきめ

第3章 基本条項

(4) 新総合保険に付帯される場合の特則

※地震保険普通保険約款の基本条項の一部の規定（払込方法、保険料の返還・請求等）を新総合保険普通保険約款に揃えるものとなります。

普通保険約款とは

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約を併せてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

特約とは

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。

2 約款の見方

約款をご覧くださいにあたって

①

約款の文中で太字・下線で表示されている用語*については、普通保険約款の【用語の定義】で定義しています。詳しくは、普通保険約款【用語の定義】(P.70)をご覧ください。

用語	定義
医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師等	法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について、被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用(※1)のうち、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。(※1)食事の提供である療養に要した費用に限ります。
屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に接しているものをいいます。
保険期間	保険期間の初日

* 原則として、各条項、各節、各特約において最初に出てきたものを太字・下線で表示しています。

②

普通保険約款・特約の各ページの欄外で、そのページに記載した内容について補足・解説しています。約款の記載とあわせてご確認ください。

③

保険継続証を発行している場合、約款の文中の「保険証券」に関する規定は、「保険継続証」と読み替えます。

総合自動車補償条項

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項

第1条 (この条項の補償内容)

- 当社は、対人事故により第2条(被保険者)に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条(お支払いする保険金)に規定する保険金を支払います。
- 当社は、対物事故により第2条(被保険者)に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条(お支払いする保険金)に規定する保険金を支払います。
- この賠償責任条項において対人事故および対物事故とは、下表のとおりとします。

① 対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
② 対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の財物を損壊すること。

第2条 (被保険者)

この賠償責任条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者	<ol style="list-style-type: none"> ご契約のお車を所有または管理中の次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 記名被保険者の配偶者(※1) 記名被保険者またはその配偶者(※1)の同居の親族 記名被保険者またはその配偶者(※1)の同居の未婚の子 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を所有または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している者を除きます。 記名被保険者の使用者(※2)。 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(※2)の業務に使用している場合に限ります。
----------	---

(2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条(保険金をお支払いしない場合) (1)の表の①の7. から7.までの規定を除きます。

(3) (2)の規定によって、第4条(お支払いする保険金) (1)に規定する対人賠償保険金および対物賠償保険金の限度額は増額されます。また、同条(1)に規定する対人臨時費用保険金は重複して支払いません。

(※1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(※2) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類する契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意	<ol style="list-style-type: none"> 保険契約者(※1) 記名被保険者 7.または8.の法定代理人 記名被保険者以外の被保険者
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動	
③ 地震もしくは爆火またはこれらによる津波	
④ 台風、洪水または高潮	
⑤ 次のいずれかに該当する事由	<ol style="list-style-type: none"> 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物(※2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故 7.以外の放射線照射または放射能汚染

第3条(1)の表の④

「台風、洪水または高潮」とは、気象庁の発表に基づいたものをいいます。具体的には以下のとおり定義されています。

台風：北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル(34フット、風力)以上のもので、洪水・河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の用途から河川内に水が滞留すること、および、堤防または堤防からの溢水に起因して河川敷の外側に水がたまること。

高潮：自衛隊が観測しようとした地点に発生する海面の盛り上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する状態。

81

定する保険金(※3)の合計額が保険金額(※2)を超える場合であっても、全損時賠償費用保険金を支払います。

(3) 他の保険契約等(※4)がある場合は、普通保険約款基本条項と下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4部第5条 (他の保険契約等がある場合の取扱い) の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②4.	賠償責任条項第4条(お支払いする保険金) (1)の表の②の対人臨時費用保険金	全損時賠償費用保険金

(4) 当会社に対する全損時賠償費用保険金の請求権は、損害が発生した時から発生し、これを使用することができるものとします。

(5) 下表のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、保険価値(※5)を保険金額(※2)とします(※6)。

① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。	<ol style="list-style-type: none"> 車両価額協定保険特約第4条(お支払いする保険金)の(※2)の規定の適用がある場合 同特約第5条(価額の評価のための告知) (4)ただし書の適用がある場合であって、保険金額(※2)が保険価値(※5)を超えるとき。
② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合であって、保険金額(※2)が保険価値(※5)を超えるとき。	

(※1) これらに付帯される他の特約を含みます。

(※2) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

(※3) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、普通保険約款総合自動車補償条項第4条(お支払いする保険金)および一般自動車補償条項第4条(お支払いする保険金)に規定する保険金とします。

(※4) この特約は各車種または一括について支払責任が同一である他の保険契約または特約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(※5) 保険価値とは、ご契約のお車に損害が生じた地および修理におけるご契約のお車と、年式、燃料が同一の自動車または同種自動車に相当する車両の市場販売価格をいいます。

(※6) 第2条(全損時賠償費用保険金) (3)の表の①に該当する場合において、②(※2)の規定を適用しないで全損時賠償費用保険金を支払ったときは、当会社は(5)の規定を適用して算出した全損時賠償保険金との差額の返還を請求することができます。

第3条 (普通保険約款の準用)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款総合自動車補償条項第2条第1項、一般自動車補償条項第2条第1項および基本条項(※1)の規定を準用します。

(※1) これらに付帯される他の特約を含みます。

② 車両新価保険特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、下表のすべてに該当する場合に適用されます。

① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。	
② 保険期間の末日が、ご契約のお車の初度登録(※1)から37か月以内であること。	
③ 保険証券が、この特約を適用することが記載されていること。	

(※1) ご契約のお車が自家用軽自動車または自家用軽自動車である場合は初度検査をいいます。

第2条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によりします。

用語	定義
① 新車保険価値	その自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額であり、車価表(※1)等に記載された価格をいいます。ただし、保険契約締結の時に、車価表(※1)等にその自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がない場合は、車価表(※1)に記載された初度登録(※2)後1年未満のその自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
② 新規取得自動車	普通保険約款基本条項第1部第5条(ご契約のお車の入替)に規定する新規取得自動車または所有自動車になります。
③ 再取得	ご契約のお車の代替として、次のいずれかに該当する者が代替の自動車を新たに取得することをいいます。 <ol style="list-style-type: none"> ご契約のお車の所有者(※3) 記名被保険者(※4) 記名被保険者(※4)の配偶者(※5) 記名被保険者(※4)またはその配偶者(※5)の同居の親族
④ 復旧	再取得、またはご契約のお車の損傷を修理することをいいます。

② (車両新価保険特約第1条の表)の①

「初度登録から37か月以内」とは、初度登録年月または初度検査年月を起算点として37か月以内であることをいいます。

223

3 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約または中途更新される場合の返れい金は契約内容に応じて計算します。

用語解説

用語	説明													
月割	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで		
	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$		
	既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、0/12とします。													
短期率	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
	既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、「7日まで」とします。													
年間適用保険料	解約日時点の契約内容に基づく、保険期間を1年間とした場合の保険料をいいます。 なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。													

返れい金の計算方法

$$\text{返還する保険料の額} = \text{年間適用保険料} \times (1 - \text{係数})^{*1}$$

*1 日割計算の場合は、「年間適用保険料 × (未経過日数/365)」とします。

〈ご注意ください〉

- 返れい金の計算方法は、払込方法やノンフリート多数割引の適用有無等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 実際には、補償ごとに1円位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- 解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合およびご契約を中途更新される場合における、補償ごとの返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ いずれも、弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ケース① ご契約を解約される場合	
係数	ご契約の払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率 ご契約の払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	ご契約の払込方法が一時払の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する短期率：70%)、年間適用保険料60,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (1 - 70\%) = 18,000円$
具体例②	ご契約の払込方法が一時払以外の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する月割：6/12)、 年間適用保険料60,000円 既に払込みいただいた保険料25,000円 未払込保険料35,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (1 - 6/12) = 30,000円$ ※ 未払込保険料との差額5,000円(35,000円 - 30,000円)を請求します。
ケース② ご契約を中途更新される場合	
係数	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合：未経過期間に対応する日割 ^{*2} 契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合
計算条件	払込方法：一時払 既経過日数181日目に中途更新(未経過日数：184日) ^{*3} 、年間適用保険料60,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (184/365) = 30,250円$
具体例②	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合
計算条件	払込方法：一時払 始期日から6か月後に中途更新(既経過期間に対応する月割：6/12)、年間適用保険料60,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (1 - 6/12) = 30,000円$

*2 計算方法の式において、「年間適用保険料 × (未経過日数/365)」とします。

*3 閏年ではない年のケースとします。

2 約款のもくじ

1 新総合保険普通保険約款のもくじ

(1) 用語の説明

【用語の定義】	70
---------	----

新総合保険の普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

(2) 基本的な補償

I 補償条項

〈住まいの補償条項〉

第1章 住まい条項	74
-----------	----

住まいに関する事故により保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

〈総合自動車補償条項〉

自家用8車種を対象とした自動車に関する事故により保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項	81
--------	----

自動車事故（対人事故・対物事故）により相手方への法律上の損害賠償責任を負う場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第2章 傷害保険

第1節 人身傷害条項	87
------------	----

自動車事故により生じたケガ等により発生した損害（治療費・休業損害・精神的損害・逸失利益等）に対してお支払いする保険金等について記載しています。

第2節 傷害一時金条項	104
-------------	-----

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日以上となった場合に一時金としてお支払いする保険金について記載しています。

第3章 車両保険

車両条項	104
------	-----

ご契約のお車に生じた損害に対してお支払いする保険金等について記載しています。

〈一般自動車補償条項〉

二輪自動車を対象とした自動車に関する事故により保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項	108
--------	-----

自動車事故（対人事故・対物事故）により相手方への法律上の損害賠償責任を負う場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第2章 傷害保険

第1節 人身傷害条項	114
------------	-----

自動車事故により生じたケガ等により発生した損害（治療費・休業損害・精神的損害・逸失利益等）に対してお支払いする保険金等について記載しています。

第2節 傷害一時金条項	131
-------------	-----

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日以上となった場合に一時金としてお支払いする保険金について記載しています。

第3章 車両保険	
車両条項	131

ご契約のお車に生じた損害に対してお支払いする保険金等について記載しています。

〈傷害総合補償条項〉

第1章 傷害定額条項	136
------------	-----

急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方がケガをした場合にお支払いする保険金について記載していません。

第2章 所得補償条項	144
------------	-----

ケガや病気により保険の対象となる方が就業不能となった場合にお支払いする保険金について記載しています。

(3) ご契約の手続き、保険料の払込方法等のとりきめ

II 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。

第1条 (告知義務)	148
第2条 (通知義務)	148
第3条 (保険契約者の住所等変更に関する通知義務)	149
第4条 (ご契約のお車の譲渡)	149
第5条 (ご契約のお車の入替)	149
第6条 (保険金額の調整)	150
第7条 (保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)	150
第8条 (告知義務および通知義務に関する特則)	151
第9条 (被保険者による保険契約の解除請求)	151

第2節 保険料の払込み

保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。

第1条 (保険料の払込方法等)	151
第2条 (保険料の払込方法－口座振替方式)	152
第3条 (保険料の払込方法－クレジットカード払方式)	153
第4条 (口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更)	153
第5条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)	154

第3節 事故発生時等の手続

事故、損害または傷害の発生時もしくは疾病の発病時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。

第1条 (事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務)	154
第2条 (事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務違反)	155
第3条 (人身傷害事故発生時の義務等)	156

第4節 保険金請求手続

保険金のお支払い方法や手続、ご注意いただきたいことについて記載しています。

第1条 (保険金の請求)	157
第2条 (保険金の支払)	159
第3条 (保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い)	159
第4条 (指定代理請求人)	159
第5条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)	160
第6条 (当会社の指定する医師等の診断書提出等)	161
第7条 (損害賠償額の請求および支払)	161
第8条 (盗難自動車の返還)	163

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

保険料の払込みが滞った場合や、告知義務や通知義務に違反した場合等、弊社からご契約を解除させていただくことがあります。このほか、ご契約が取消し・無効となる場合や、ご契約を解約される場合等についても記載しています。

第1条 (保険契約の取消し)	163
----------------	-----

第2条（保険契約の無効または失効）	163
第3条（告知義務違反による保険契約の解除）	164
第4条（通知義務違反による保険契約の解除）	164
第5条（重大事由による保険契約の解除）	165
第6条（保険料不払による保険契約の解除）	165
第7条（保険契約者による保険契約の解除）	166
第8条（保険契約解除の効力）	166
第9条（ご契約のお車を譲渡した場合の解除）	166
第10条（ご契約のお車の入替の場合の解除）	166
第11条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）	167
第12条（包括して契約した場合の保険契約の失効）	167
第13条（保険契約の無効または失効に関する特則）	167
第14条（保険契約の解除に関する特則）	167

第6節 保険料の返還、追加または変更

ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い(保険金をお支払いしなくなる等)について記載しています。このほか、第5節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。

第1条（保険料の返還、追加または変更）	167
第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）	169
第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）	169
第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）	170
第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）	170
第6条（ご契約のお車の譲渡による保険料の返還）	171
第7条（ご契約のお車の入替による保険料の返還）	171
第8条（特約の規定により保険契約を解除した場合の保険料の返還）	171
第9条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）	171
第10条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）	171

第7節 その他事項

補償の対象となる期間や地域、保険金のお支払いにより弊社に移転（代位）する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

第1条（保険責任の始期および終期）	171
第2条（代位）	171
第3条（保険契約者の変更）	172
第4条（保険証券等の不発行の特則）	173
第5条（時効）	173
第6条（保険責任のおよぶ地域）	173
第7条（損害賠償額請求権の行使期限）	173
第8条（被害物についての当会社の権利）	173
第9条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）	173
第10条（残存物および盗難品の帰属）	173
第11条（死亡保険金受取人の変更）	174
第12条（被保険者の年齢および性別の取扱い）	174
第13条（契約内容の登録）	175
第14条（用語および補償条項ごとの適用等）	175
第15条（訴訟の提起）	175
第16条（準拠法）	175

別表1 後遺障害等級表	176
別表2 ご契約のお車の入替ができる用途・車種の区分表	179
別表3 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表	179
付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料	180
付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料	180
付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料	180
付表3 短期料率	182

2 新総合保険の特約のくじ

新総合保険の特約は下表の通りです。

ご契約内容により自動セットされる特約条項(下表に◆のある特約)、お申し出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

1. 住まいの補償条項の特約

特約		記載ページ	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)
◆自動セットされる条件等				
保険の対象に関する特約				
①	家財補償特約	183	家財補償特約	家財欄に口数、限度額を印字
②	設備什器補償特約	186	設備什器補償特約	設備・什器欄に口数、限度額を印字
③	商品製品補償特約	189	商品製品補償特約	商品・製品欄に口数、限度額を印字
区分所有建物に関する特約(専有部分用)				
④	◆区分所有建物の専有部分(共有持分が含まれている場合も含みます。)または、専有部分に収容する動産を保険の対象としているご契約の場合	191	区分所有特約(専有部分用)	区分所有専有部分
補償内容に関する特約				
⑤	火災・盗難時再発防止費用補償特約	192	住まいの選べるアシスト特約	住まいのアシスト
⑥	臨時費用補償特約	193	臨時費用補償特約	臨時費用補償
⑦	臨時費用保険金の火災のみ補償特約	194	臨時費用火災のみ補償特約	臨費火災のみ
⑧	臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約	194	臨時費用火災・風災のみ補償特約	臨費火災風災のみ
⑨	臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約	194	臨時費用火災風災盗難水濡れ等特約	臨費火災盗水濡れ等
⑩	類焼損害補償特約	195	類焼損害補償特約	類焼損害補償
⑪	建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約	200	建物付属電気機械的的事故補償特約	建物付属電気機械
⑫	商品製品の盗難・水濡れ等補償特約	200	商品製品の盗難水濡れ等補償特約	商品盗難水濡れ
⑬	商品製品の破損等補償特約	201	商品製品の破損等補償特約	商品破損等
⑭	地震危険等上乗せ補償特約	202	地震危険等上乗せ補償特約	[保険金額・支払限度額]欄 保険金額 ●●●万円 (地震上乗せ補償と合計で 最大 ●●●万円)
⑮	地震火災費用保険金増額特約	202	地震火災費用保険金増額特約	地震火災費用増額
⑯	全損時の保険金支払いに関する特約	203	全損時の保険金に関する特約	(表示されません。)
⑰	◆住まいの補償をご契約の場合			

2. 自動車に関する補償(総合自動車補償条項)の特約

特約		記載ページ	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)
◆自動セットされる条件等				
賠償に関する特約				
⑰	対物超過修理費用補償特約	204	対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用補償特約
⑱	法律相談費用補償特約	205	法律相談費用補償特約	(表示されません。)
⑲	◆自動車に関する補償をご契約の場合			
ご自身や同乗者等のケガに関する特約				
⑲	人身傷害諸費用補償特約	208	入院時選べるアシスト特約	入院時選べるアシスト特約
⑳	ご契約のお車に関する人身傷害事故限定補償特約	213	人身傷害事故限定補償特約	人身傷害事故限定補償特約
自損事故傷害特約		214	(表示されません。)	(表示されません。)
㉑	◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき ◆「④ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約の場合			
㉒	無保険車事故傷害特約	218	(表示されません。)	(表示されません。)
㉒	◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき			

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示	申込書等に おける表示(例)
◆自動セットされる条件等				
ご契約のお車の損害に関する特約				
23	車両全損時諸費用補償特約 ◆「24車両新価保険特約」をご契約の場合 (車両新価保険特約をご契約いただかない場合でも、 お申出により任意でご契約いただくことができます。)	222	車両全損時諸費用補償特約	車両全損時諸費用補償特約
24	車両新価保険特約	223	車両新価保険特約	新価保険金額 ●●●万円
25	車両価額協定保険特約 ◆車両保険をご契約の場合	227	車両価額協定保険特約	(表示されません。)
26	車対車「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)	229	[26および27をご契約の場合] 車対車+限定A (相手車の確認が条件) 車対車+限定A (駐車中の当て逃げも 補償)	[26および27をご契約の場合] 車対車+A [27のみをご契約]
27	車両危険限定補償特約 (A)	230	[27のみをご契約] 限定A	限定A
28	車両保険の免責金額に関する特約	231	車対車免ゼロ特約	車対車免ゼロ特約
29	車両盗難不担保特約	231	車両盗難不担保特約	車両盗難不担保特約
30	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	232	地震噴火津波車両損害補償特約	地震噴火津波車両損害補償特約
31	衝突・接触に関する追加補償特約	232	駐車中の当て逃げ被害補償特約	駐車中の当て逃げ被害補償特約
その他の損害に関する特約				
32	車両搬送費用補償特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	232	車両搬送費用補償特約 (車両保険をご契約されていないときは 表示されません。)	(表示されません。)
33	車両搬送時の諸費用補償特約	236	おくるま搬送時選べる特約 レンタカー費用の上限額 1日あたり ●●千円	おくるま搬送時選べる特約 レンタカー費用の上限額 1日あたり ●●千円
34	レンタカー費用補償特約	241	レンタカー費用補償特約 保険金日額 ●●千円	レンタカー費用補償特約 保険金日額 ●●千円
35	車内携行品補償特約	243	車内携行品補償特約 保険金額：●●●万円 免責金額：5,000円	車内携行品補償特約 保険金額：●●●万円 免責金額：5,000円
運転者の範囲や年齢条件に関する特約				
36	運転者家族限定特約	247	記名被保険者およびそのご家族に限定 します。	家族限定
37	運転者本人・配偶者限定特約	248	記名被保険者およびその配偶者に限定 します。	本人・夫婦限定
38	運転者の年齢条件特約	249	●●歳以上補償	●●歳以上補償
39	年齢条件特約の不適用に関する特約 ◆「38運転者の年齢条件特約」をご契約の場合	249	うっかりサポート (年齢条件)	(表示されません。)
他のお車を運転中の事故に関する特約				
40	他車運転危険補償特約 ◆自動車に関する補償 (総合自動車補償条項) をご契約の 場合 (車両保険のみご契約の場合を除きます。)	250	他車運転危険補償特約	(表示されません。)
41	ファミリーバイク特約	252	(人身傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型：人身傷害あり (自損事故傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型：自損事故傷害あり	ファミリーバイク特約 (人傷) ファミリーバイク特約 (自損)

3. 自動車に関する補償（一般自動車補償条項）の特約

特約		記載ページ	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)
◆自動セットされる条件等				
賠償に関する特約				
17	対物超過修理費用補償特約	204	対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用補償特約
18	法律相談費用補償特約	205	法律相談費用補償特約	(表示されません。)
◆自動車に関する補償をご契約の場合				
ご自身や同乗者等のケガに関する特約				
19	人身傷害諸費用補償特約	208	入院時選べるアシスト特約	入院時選べるアシスト特約
20	ご契約のお車に関する人身傷害事故限定補償特約	213	人身傷害事故限定補償特約	人身傷害事故限定補償特約
42	搭乗者傷害特約（一時金払）	254	搭乗者傷害特約（一時金払）	(表示されません。)
43	搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金倍額払特約	258	搭乗者傷害傷害保険金倍額払特約	搭乗者傷害傷害保険金倍額払特約
44	搭乗者傷害特約（日数払）	258	搭乗者傷害特約(日数払)	搭乗者傷害特約(日数払)
21	自損事故傷害特約	214	「補償の内容」(自損事故傷害)欄 保険金額 1名につき 死亡 1,500万円 後遺障害 最高2,000万円 入院日額 6,000円 通院日額 4,000円 (「41ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約のときまたは「42搭乗者傷害特約(一時金払)」もしくは「44搭乗者傷害特約(日数払)」をご契約されていないときは表示されません。)	(表示されません。)
◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき ◆「41ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約の場合				
22	無保険車事故傷害特約	218	「補償の内容」(無保険車傷害)欄 保険金額 1名につき 2億円 (「42搭乗者傷害特約(一時金払)」もしくは「44搭乗者傷害特約(日数払)」をご契約されていないときは表示されません。)	(表示されません。)
◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき				
ご契約のお車の損害に関する特約				
23	車両全損時諸費用補償特約	222	車両全損時諸費用補償特約	車両全損時諸費用補償特約
25	車両価額協定保険特約	227	車両価額協定保険特約	(表示されません。)
◆車両保険をご契約の場合				
26	車対車「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)	229	[26および27をご契約の場合] 車対車+限定A(相手車の確認が条件)	[26および27をご契約の場合] 車対車+A
27	車両危険限定補償特約(A)	230		
45	車両盗難不担保特約(二輪・原付)	262	車両盗難不担保特約・二輪原付	(表示されません。)
◆車両保険をご契約の場合				
30	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	232	地震噴火津波車両損害補償特約	地震噴火津波車両損害補償特約
その他の損害に関する特約				
32	車両搬送費用補償特約	232	車両搬送費用補償特約 (車両保険をご契約されていないときは表示されません。)	(表示されません。)
◆自動車に関する補償をご契約の場合				
運転者の範囲や年齢条件に関する特約				
46	運転者の年齢条件特約	262	●●歳以上補償	●●歳以上補償
39	年齢条件特約の不適用に関する特約	249	うっかりサポート(年齢条件)	(表示されません。)
◆「46運転者の年齢条件特約」をご契約の場合				
他のお車を運転中の事故に関する特約				
47	他車運転危険補償特約(二輪・原付)	263	他車運転危険特約(二輪・原付)	他車運転危険特約(二輪・原付)
41	ファミリーバイク特約	252	(人身傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型:人身傷害あり	ファミリーバイク特約(人傷)
			(自損事故傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型:自損事故傷害あり	ファミリーバイク特約(自損)

4. からだに関する補償（傷害総合補償条項）の特約

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示	申込書等に おける表示(例)
◆自動セットされる条件等				
ケガに関する補償（傷害定額）の特約				
48	交通事故傷害危険のみ補償特約	265	交通事故傷害危険のみ補償特約	交通事故傷害危険のみ補償特約
49	特定感染症危険補償特約	266	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険補償特約
50	天災危険補償特約	270	天災危険補償特約	天災危険補償特約
51	自動車運行中の傷害危険不担保特約	270	自動車運行中傷害危険不担保特約	自動車運行中傷害危険不担保特約
52	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	271	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
	◆からだに関する補償をご契約の場合			
収入減に関する補償（所得補償）の特約				
53	所得補償保険金の入院のみ補償特約	271	所得補償入院のみ補償特約	所得補償入院のみ補償特約
50	天災危険補償特約	270	天災危険補償特約	天災危険補償特約
54	特別条件付保険特約	271	特別条件付保険特約 《不担保とする傷病名1》●●●●●● 不担保期間：平成●年●月●日まで	特別条件付保険特約 《不担保とする傷病名1》●●●●●●
52	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	271	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
	◆からだに関する補償をご契約の場合			

5. 携行品・賠償・費用に関する特約

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示	申込書等に おける表示(例)
◆自動セットされる条件等				
55	携行品特約	272	携行品損害	携行品損害
56	基本条項特約(財産)	274	基本条項特約(財産)	(表示されません。)
	◆「55携行品特約」をご契約の場合			
57	個人賠償責任補償特約	277	個人賠償責任	個人賠償責任
58	受託品賠償責任補償特約	279	受託品賠償責任	受託品賠償責任
59	借家人賠償責任補償特約	282	借家人賠償責任	借家人賠償責任
60	賠償事故解決に関する特約	285	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
	◆「57個人賠償責任補償特約」または「58受託品賠償責任補償特約」もしくは「59借家人賠償責任補償特約」をご契約の場合			
61	基本条項特約(賠償)	288	基本条項特約(賠償)	(表示されません。)
	◆「57個人賠償責任補償特約」または「58受託品賠償責任補償特約」もしくは「59借家人賠償責任補償特約」をご契約の場合			
62	弁護士費用等補償特約（日常生活）	291	弁護士費用（日常生活）	弁護士費用（日常生活）
63	救済者費用等補償特約	295	救済者費用	救済者費用
64	一事故支払限度額の適用に関する特約	297	一事故支払限度額の適用に関する特約	(表示されません。)
	◆「63救済者費用等補償特約」をご契約の場合			
65	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	298	ホールインワン費用	ホールインワン費用
66	基本条項特約（費用）	300	基本条項特約（費用）	(表示されません。)
	◆「62弁護士費用等補償特約（日常生活）」または「63救済者費用等補償特約」もしくは「65ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をご契約の場合			

6. 更新後のご契約に関する特約

特約		記載 ページ	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)
◆自動セットされる条件等				
67	等級プロテクト特約（一般用） ※ご契約のお車が二輪自動車の場合にはご契約いただけません。	302	等級プロテクト特約	等級プロテクト特約
68	保険契約の更新に関する特約 ◆すべてのご契約	303	保険契約の更新特約	(表示されません。)
69	住まいの補償の更新に関する特約 ◆住まいに関する補償をご契約の場合	304	住まいの補償の更新に関する特約	(表示されません。)
70	自動車補償の更新に関する特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	305	自動車補償の更新に関する特約	(表示されません。)
71	更新契約の取扱いに関する特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	306	(表示されません。)	(表示されません。)
72	傷害総合補償の更新に関する特約 ◆からだに関する補償をご契約の場合	307	傷害補償の更新に関する特約	(表示されません。)

※これと異なる表示を行う場合があります。

3 地震保険普通保険約款のもくじ

(1) 用語の説明

第1章 用語の定義条項

地震保険普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

第1条(用語の定義)	308
------------------	-----

(2) 基本的な補償

第2章 補償条項

地震を起因とする損害により、保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第2条(保険金を支払う場合)	309
第3条(保険金を支払わない場合)	309
第4条(保険の対象の範囲)	310
第5条(保険金の支払額)	311
第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)	312
第7条(保険金支払についての特則)	313
第8条(2以上の地震等の取扱い)	313

(3) ご契約の手続き、保険料の返還方法等のとりきめ

第3章 基本条項

ご契約時にご申告いただく事項、およびご契約後の各種手続きのとりきめについて記載しています。

第9条(保険責任の始期および終期)	313
第10条(告知義務)	313
第11条(通知義務)	313
第12条(保険契約者の住所変更)	314
第13条(保険の対象の譲渡)	314
第14条(保険契約の無効)	314
第15条(保険契約の失効)	315
第16条(保険契約の取消し)	315
第17条(保険金額の調整)	315
第18条(保険契約者による保険契約の解除)	315
第19条(重大事由による解除)	315
第20条(保険契約解除の効力)	315
第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)	315
第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)	316
第23条(保険料の返還—取消しの場合)	316
第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)	316
第25条(保険料の返還—解除の場合)	316
第26条(事故の通知)	316
第27条(損害防止義務)	317
第28条(保険金の請求)	317
第29条(保険金の支払時期)	317
第30条(時効)	318
第31条(代位)	318
第32条(保険金支払後の保険契約)	318
第33条(付帯される保険契約との関係)	319

第34条（保険契約の継続）	319
第35条（保険契約者の変更）	319
第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）	319
第37条（訴訟の提起）	319
第38条（準拠法）	319
別表 短期料率表	319

（4）新総合保険に付帯される場合の特則

地震保険普通保険約款の基本条項の一部の規定（払込方法、保険料の返還・請求等）を新総合保険普通保険約款に揃えるものとなります。

第1条（特則の適用条件）	320
第2条（保険料の払込方法等の特則）	320
第3条（保険料の返還または請求の特則）	320
第4条（当会社への通知方法の特則）	321
第5条（保険証券等の不発行の特則）	321

※以下の特約は新総合保険に付帯される場合、地震保険にも付帯されます。
新総合保険の特約に掲載されている約款をご覧ください。

6-68 保険契約の更新に関する特約

6-69 住まいの補償の更新に関する特約

新総合保険 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

用語	定義
ア	
医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師等	法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について、被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用(*1)のうち、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 (*1) 食事の提供である療養に要した費用に限ります。
屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
カ	
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車または借用自動車等を主に使用する者のうち、保険契約者の指定に基づき保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のア.またはイ.に該当するものをいいます。 ア. 基本条項別表1に掲げる後遺障害 イ. 基本条項別表1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 ただし、被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律または介護保険法に定める医療を受ける資格を得た場合は、高齢者の医療の確保に関する法律または介護保険法に基づく医療給付制度を含みます。
告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
国内病院等	医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
ご契約のお車	保険証券記載の自動車(*1)をいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含まず。
サ	
再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。

【用語】記名被保険者

保険継続証を発行している場合、「保険証券」に関する規定(例:「保険証券の記名被保険者欄」)は、「保険継続証」と読み替えます。以下同様とします。

敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まません。 (*1) 正常分娩は除きます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運送代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたとときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。
乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車(*1)その他の物品を販売する際に、販売店等や金融業者等が、販売代金の一定額を領収するまでの間、販売された自動車(*1)その他の物品の所有権を購入者に移転せず、留保することを契約内容に含んだ売買契約をいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含まれません。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

タ	対人賠償保険等	自動車(*1)の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
	通院	医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 医師等による往診を含みます。
	通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取った物に限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。
	電氣的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
	同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ナ	入院	医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
ハ	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。傷害総合補償条項（傷害総合保険）においては、保険の対象となる者をいいます。
	病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 上記ア.と同程度と当会社が認めた日本国外にある医療施設 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。
	保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。

マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ	用途・車種	「用途・車種」における用途とは、自家用・営業用の自動車の使用形態の区分をいいます。車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車(*1)の種類をいいます。用途・車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色や標識番号標に基づき当社が規定するものによります。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
ラ	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法 イ. 国家公務員災害補償法 ウ. 裁判官の災害補償に関する法律 エ. 地方公務員災害補償法 オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

I 補償条項

住まいの補償条項

第1章 住まい条項

第1条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の「補償の内容」欄に記載している偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(3)に規定する損害に対して、この住まい条項および基本条項に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	①火災、落雷または破裂もしくは爆発
風災	②風災、雹災または雪災
水災	③水災
盗難・水濡れ等	④盗難
	⑤給排水設備事故の水濡れ等
	⑥車両または航空機の衝突等
	⑦建物の外部からの物体の衝突等
	⑧騒擾または労働争議等
破損等	⑨その他偶然な破損事故等

(2) この住まいの補償条項において、損害とは偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。

①	ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
②	(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合
③	(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

(3) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

	損害の種類	損害の説明
①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(*2)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(*3)によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、建物内部(*4)については、建物またはその開口部が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって直接破損したために生じた損害に限ります。
③	水災による損害	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のア.またはイ.のいずれかに該当する場合をいいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物(*5)ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条（保険の対象）(2)①から⑥までに規定する物が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア. 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合 イ. 建物が床上浸水(*6)または地盤面(*8)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
④	盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*9)の損害をいいます。
⑤	給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(*10)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは③の損害または給排水設備(*10)自体に生じた損害を除きます。

備考

第1条(1)②

風災とは、「台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮を除きます。）」と定義し、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは異常気象と呼べるようなものに限定します。

第1条(3)④

盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含みます。

⑥	車両または航空機の衝突等による損害	車両(*11)またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑦	建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物(*5)または第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れによる事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑧	騒擾または労働争議等による損害	騒擾およびこれに類似の集団行動(*15)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑨	その他偶然な破損事故等による損害	(1)①から⑧以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(4) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

①	残存物取片づけ費用保険金
②	修理付帯費用保険金
③	損害拡大防止費用保険金
④	請求権の保全・行使手続費用保険金

(5) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）(3)から(5)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

①	失火見舞費用保険金
②	水道管凍結修理費用保険金
③	地震火災費用保険金

- (*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
(*3) 雪災には、融雪洪水は含まれません。
(*4) 建物内部には、付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、動産を含みます。
(*5) 付帯された特約により保険の対象に動産が含まれるときは、これを収容する建物とします。
(*6) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(*7)を超える浸水をいいます。
(*7) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(*8) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
(*9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
(*10) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
(*11) 車両とは、自動車、原動機付自転車(*12)、軽車両(*13)、トローリーバスおよび鉄道車両をいいます。
(*12) 原動機付自転車とは、125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいいます。
(*13) 軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*14)をいいます。ただし、小児用自転車以外の子供用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。
(*14) そりおよび牛馬を含みます。
(*15) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

第2条（保険の対象）

- (1) この住まいの補償条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する保険証券記載の**建物**をいいます。
(2) 下表の物のうち、**被保険者**の所有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

備考

第1条(5)②

家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とするご契約の場合でも、保険の対象を収容する建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の費用に対し水道管凍結修理費用保険金をお支払いします。

第2条(1)

家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等などの動産は、それぞれ「家財補償特約」「設備什器補償特約」「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

④	門、塀、垣(*1)、外灯その他これらに類する土地に固着、固定された付属屋外設備、装置であって敷地内に所在するもの
⑤	物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) 動物、植物等の生物は、保険の対象には含みません。ただし、(2)④に規定する垣が生垣である場合には、生垣を保険の対象に含むものとします。

(*1) 垣には、生垣を含みます。

第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））

(1) 保険契約締結時に第2条（保険の対象）(1)および同条(2)に規定する保険の対象の再取得価額を評価し、その評価額に約定付割合を乗じて得た額を支払限度額（保険金額）とします。ただし、同条(2)の表の④については、門、塀および垣(*1)に限り再取得価額を評価し、評価額に含めるものとします。

(2) 下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、支払限度額（保険金額）を変更するものとします。

①	当会社が基本条項に規定する保険金額の調整に関する通知を受けた場合
②	保険契約者が保険の対象の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当社に通知し、当社がこれを承認する場合

(3) 保険の対象について、他の保険契約等がある場合には、(1)の規定にかかわらず、支払限度額（保険金額）を保険の対象の評価額から他の保険契約等の支払限度額（保険金額）を差し引いた額により定めることができます(*2)。この場合において、保険契約締結の後に、(2)の事由の発生により保険の対象の価額を再評価し支払限度額（保険金額）を変更するときにも、同様の方法によるものとします。

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) この方法により支払限度額（保険金額）を設定することを「追加上乘せ方式」といいます。

第4条（被保険者）

この住まいの補償条項において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人(*2)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって建物またはその開口部が直接破損したために生じた吹き込み等損害(*5)を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条（この条項の補償内容）(1)①から③もしくは(1)⑤から⑨に規定する事故または⑦に規定する事由によって生じた事故の際における保険の対象の紛失または盗難
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑦	地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第7条（支払保険金の計算）(5)に規定する地震火災費用保険金については、この規定は適用しません。
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染

第5条⑦

地震、噴火または津波による損害については補償の対象とはなりません。新総合保険とあわせて地震保険にご加入ください。

⑨	次のいずれかに該当する事由 ア. ⑥から⑧までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。ただし、第7条(5)に規定する地震火災費用保険金については、⑦を適用しません。 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(1)に規定する事故の⑥から⑧までの事由による延焼または拡大 ウ. ⑥から⑧までの事由に伴う秩序の混乱
⑩	保険証券記載の建物のドア(*8)の開閉の用途に供するかが盗まれたことにより生じたかぎおよびドア(*8)の錠の損害。ただし、ドア(*8)の錠が損傷を受けた場合のドア(*8)の錠の交換に必要な費用に対しては、保険金を支払います。

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*3) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
(*4) 雪災には、融雪洪水は含まれません。
(*5) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入をいいます。
(*6) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
(*7) 核燃料物質(*6)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*8) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）

当社は、第1条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者または被保険者(*1)の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イの使用人
③	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
④	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 ア. 自然の消耗または劣化(*2) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑤	保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑥	保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*4)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑦	電氣的または機械的事故によって生じた損害
⑧	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑨	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑩	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑪	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑫	凍結によって保険の対象である建物の専用水道管について生じた損害。ただし、第7条（支払保険金の計算）(4)に規定する水道管凍結修理費用保険金については、この規定は適用しません。
⑬	第2条（保険の対象）(2)④の生垣について生じた損害
⑭	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*5)を負うべき損害

備考

第5条⑩

外出先等でかぎが盗まれた場合、ドアの錠の交換費用については「水漏れ・鍵開けアシスト」(P.325)をご利用いただける場合があります。

第6条④イ.

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第6条④ウ.

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることで気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*3) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
- (*4) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*5) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、1回の事故につき、支払限度額（保険金額）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）に定める損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)の損害保険金に加え、次の①から④に規定する費用保険金の合計額を、(1)の損害保険金の額を限度として、支払います。

① 残存物取片づけ費用保険金

損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

② 修理付帯費用保険金

保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

ア. 損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*1)
イ. 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(*1)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*2)を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ. 試運転費用	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
エ. 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額(*3)を除きます。
オ. 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(*4)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
カ. 残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

③ 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に掲げる費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(*5)の修理費用または再取得費用
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*6)

④ 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、基本条項第3節第1条に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯(*7)の数に50万円を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときにも1被災世帯(*7)あたりの支払額は50万円とします。

ただし、1回の事故につき、保険の対象である建物の支払限度額（保険金額）の20%に相当する額を限度とします。また、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合には、建物の支払限度額（保険金額）に保険の対象である動産の支払限度額（保険金額）を加算します。

① 建物(*8)から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*9)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*10)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者(*9)の所有物(*11)の損壊。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(4) 当会社は、保険証券記載の建物の専用水道管が凍結によって損壊(*12)を受け、これを修

第7条(1)

保険の対象である建物の損害の額が再取得価額の80%以上となった時は、「全損時の保険金支払いに関する特約」(P.203)が適用されます。

理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、1回の事故につき10万円を限度に水道管凍結修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*10)の専用水道管に関わる水道管凍結修理費用保険金は支払いません。

(5) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が下表のいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生じる費用に対して、支払限度額（保険金額）(*13)の5%に相当する額を地震火災費用保険金として、支払います。また、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合には、動産の支払限度額（保険金額）の5%に相当する額を地震火災費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故(*14)につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象に動産が含まれるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、第2条（保険の対象）(2)④に規定する門、塀または垣(*15)が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

①	保険証券記載の建物が半焼以上となったとき(*16)。
②	付帯される特約により家財が保険の対象である場合には、①の場合の他にその家財が全焼となったとき。(*17)

(6) (3)に規定する失火見舞費用保険金または(4)に規定する水道管凍結修理費用保険金については、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合であっても、当会社は、重複してその費用保険金を支払いません。

(7) 第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(3)に規定する「追加上乘せ方式」で支払限度額（保険金額）を定めた場合において、損害発生するとき支払限度額（保険金額）が評価額(*18)から他の保険契約等の支払限度額（保険金額）を差し引いた額に満たないときまたは他の保険契約等より保険金が支払われないときには、(1)の規定にかかわらず、当会社の支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

① 支払限度額（保険金額）が保険の対象の再取得価額の70%に相当する額以上のとき

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）に定める損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

② 支払限度額（保険金額）が保険の対象の再取得価額の70%に相当する額より低いとき

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）に定める損害額}} \times \left(\frac{\boxed{\text{支払限度額（保険金額）}}}{\boxed{\text{再取得価額}} \times 70\%} \right) - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(8) 2以上の保険の対象を1支払限度額（保険金額）で契約した場合には、それぞれの再取得価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する「支払限度額（保険金額）」とみなし、おのおの別に(1)から(7)まで、第8条（損害額の決定）および基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定を適用します。

- (*1) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。
- (*2) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (*3) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。
- (*4) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*3)は含まれません。
- (*5) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (*6) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。
- (*7) 被災世帯とは、(3)②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。
- (*8) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、これを収容する建物とします。
- (*9) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族は含みません。
- (*10) 第三者(*9)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共用部分を含みます。
- (*11) 第三者(*9)の所有物のうち、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内に所在するものに限ります。
- (*12) 損壊には、パッキングのみに生じた損壊は含みません。
- (*13) 支払限度額（保険金額）が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。
- (*14) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (*15) 垣には、生垣を含みます。
- (*16) 保険証券記載の建物が半焼以上となったときは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再取得価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。
- (*17) 家財が全焼となったときは、家財の火災による損害の額が、その家財の再取得価額の80%以上となったと

きをいいます。この場合における家財には家財補償特約に規定する高額貴金属等を含みません。
(*18) 第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(2)の規定により保険の対象の価額を再評価した場合はその再評価額をいいます。

第8条（損害額の決定）

(1) 当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の**再取得価額**を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額および盗取された保険の対象の損害額は、再取得価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理にともなって生じた残存物がある場合は、その時価額(*1)}} = \boxed{\text{損害額}}$$

(2) (1)の修理費(*2)には、第7条（支払保険金の計算）(2)①から④の費用を含みません。

(3) 第1条（この条項の補償内容）(1)④に規定する**盗難**によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額に含まれるものとします。

(*1) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

(*2) 復旧しない場合の修理費は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。

第9条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

(1) この住まい条項は、それぞれの**被保険者**ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保険金の支払に関する規定による限度額ならびに**免責金額**を適用して算出します。

総合自動車補償条項

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、対人事故により第2条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) 当社は、対物事故により第2条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (3) この賠償責任条項において対人事故および対物事故とは、下表のとおりとします。

① 対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
② 対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の財物を損壊すること。

第2条（被保険者）

- (1) この賠償責任条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者
② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。 ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④ 記名被保険者の使用者(*2)。 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(*2)の業務に使用している場合に限ります。

- (2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①のア.からウ.までの規定を除きます。
- (3) (2)の規定によって、第4条（お支払いする保険金）(1)に規定する対人賠償保険金および対物賠償保険金の限度額は増額されず、また、同条(1)に規定する対人臨時費用保険金は重複して支払いません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 記名被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. 記名被保険者以外の被保険者
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 台風、洪水または高潮
⑤ 次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染

備考

第3条(1)の表の④

「台風、洪水または高潮」とは、気象庁の発表に基づくものをいいます。具体的には以下のとおり定義されています。

- ・台風…北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧区域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル（34ノット、風力8）以上のもの。
- ・洪水…河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、および、破堤または堤防からの溢水が起り河川敷の外側に水があふれること。
- ・高潮…台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。

⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から⑤までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対人事故または対物事故の②から⑤までの事由による拡大(*3) ウ. ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

- (2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別な約定を締結している場合に、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、対人事故により下表のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③	被保険者の父母、配偶者(*6)または子
④	被保険者の業務(*7)に従事中の使用人
⑤	被保険者の使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用している場合に限りです。

- (4) (3)の表の⑤の規定にかかわらず、当社は、ご契約のお車の所有者(*8)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用しているときに、同じ使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。
- (5) 当社は、対物事故により下表のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する**財物**が**損壊**された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子

- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*6) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*7) 業務には、家事を含みません。
- (*8) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
i. ご契約のお車が**所有権保留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（お支払いする保険金）

- (1) 1回の対人事故または1回の対物事故(*1)について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

備考

第3条(1)の表の⑦

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(3)の表の⑤

「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚等を指します。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
① 対人賠償保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。 ただし、その損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額(*2)を超過する場合には限りません。	次の算式によって算出される額。 ただし、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額を限度とします。 $\begin{array}{l} \text{対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ + \\ \text{(2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額} \\ - \\ \text{自賠償保険等によって支払われる金額(*2)} \\ = \\ \text{保険金の額} \end{array}$
② 対人臨時費用保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合で、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したとき。	生命または身体を害された者1名について、15万円
③ 対物賠償保険金	対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	次の算式によって算出される額。 ただし、1回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額を限度(*3)とします。 $\begin{array}{l} \text{対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ + \\ \text{(2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額} \\ - \\ \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} \\ - \\ \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} \\ = \\ \text{保険金の額} \end{array}$

(2) 当社は、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の表の①または同表の③の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または 傷害 発生時もしくは 疾病 発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 緊急措置費用	対人事故または対物事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取り片づけ費用	対物事故によって ご契約のお車 に積載していた動産(*4)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 原因者負担金	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法第58条の原因者負担金として支出した費用

(3) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

備考

第4条(1)の表の①

第4条(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書で、対人賠償責任保険が、自賠償保険等の上積み保険であることを明示しています。自賠償保険等をご契約でない場合、自賠償保険等をご契約であれば支払われたであろう金額については対人賠償責任保険では支払われず、また、第5条(5)の表の⑤に規定するとおり、弊社による示談交渉もできません。

第4条(1)の表の②

対人臨時費用保険金は実際に費用が発生していない場合でも、条件を満たした場合にお支払いの対象となります。

費用	費用の説明
① 示談交渉費用	対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
② 協力義務費用	第5条（当会社による援助または解決）(4)の規定により被保険者が当会社に協力するために必要とした費用
③ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
④ 訴訟による遅延損害金	第5条(2)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

- (*1) 同一の偶然的事故(*5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*2) ご契約のお車に**自賠責保険等**の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*3) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。
- ご契約のお車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ご契約のお車が被けん引自動車けん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - 航空機の損壊**
- (*4) 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。
- (*5) 偶然的事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然的事故をいいます。
- (*6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第5条（当会社による援助または解決）

- 被保険者**が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)について協力または援助を行います。
- 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行います。

① 被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合
② 当会社が損害賠償請求権者から第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)には、**ご契約のお車**の所有者および被保険者から相手方への、ご契約のお車に生じた損害についての請求に関するものは含みません。
- (2)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用せず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行いません。

① 対人賠償に関して、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の対人保険金額および 自賠責保険等 によって支払われる金額(*2)の合計額を明らかに超える場合
② 対物賠償に関して、1回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の対物保険金額を明らかに超える場合(*4)
③ 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が(4)に規定する協力を拒んだ場合
⑤ 対人賠償に関して、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
⑥ 対物賠償に関して、保険証券に 免責金額 の記載がある場合は、1回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回るとき。

備考

第4条(3)の表の④

「訴訟による遅延損害金」とは、訴訟の判決により支払が命ぜられる、判決主文に定められた日から支払の日までの期間に対する利息に相当する遅延損害金をいいます。

- (*1) 弁護士を選任を含みます。
- (*2) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*3) 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*4) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が30億円を明らかに超える場合、とします。
 - i. ご契約のお車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - iii. 航空機の損壊
- (*5) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
- (*6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故または対物事故によって**被保険者**の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、対人事故により生命または身体を害された者1名または1回の対物事故(*1)について、当社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対してそれぞれ支払うべき対人賠償保険金または対物賠償保険金の額(*2)を限度とします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
⑤	対人事故の場合、(3)に規定する損害賠償額が保険証券記載の対人保険金額(*3)を超えることが明らかになったとき。

- (3) 第5条（当社による援助または解決）およびこの条の損害賠償額とは、下表に掲げる額とします。

①	対人事故の場合は、次の算式により算出された額								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">自賠責保険等によって支払われる金額(*4)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 15%;">対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 10%;">損害賠償額</td> </tr> </table>	対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額	
対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額			
②	対物事故の場合は、次の算式により算出された額								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 60%;">次のいずれか高い額 ア. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 イ. 保険証券に免責金額の記載がある場合におけるその免責金額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 10%;">損害賠償額</td> </tr> </table>	対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次のいずれか高い額 ア. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 イ. 保険証券に 免責金額 の記載がある場合におけるその免責金額	=	損害賠償額			
対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次のいずれか高い額 ア. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 イ. 保険証券に 免責金額 の記載がある場合におけるその免責金額	=	損害賠償額					

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 対人事故により、(2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対人賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 対物事故により、(2)または(8)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (7) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の対物事故(*1)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が保険証券記載の対物保険金額を超える

と認められるとき(*6)は、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできません。また、このときには、当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。(8) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(7)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故(*1)について当会社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(*7)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

- (*1) 同一の偶然的事故(*8)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*2) 同一事故について既に支払った対人賠償保険金もしくは対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*3) 同一事故について既に当会社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*4) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*5) 同一事故について既に当会社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (*6) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が30億円を超えると認められるとき、とします。
 - i. ご契約のお車に積載されている危険物(*9)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*9)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - iii. 航空機の損壊
- (*7) 同一事故について既に支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*8) 偶然的事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然的事故をいいます。
- (*9) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第5条（当会社による援助または解決）(1)または同条(2)の規定により当会社が**被保険者**のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

①	対人事故については、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額。 ただし、同一事故について既に当会社が支払った対人賠償保険金または第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
②	対物事故については、1回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額(*2)。 ただし、同一事故について既に当会社が支払った対物賠償保険金または第6条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(*3)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、下表に掲げる規定は、その貸付金または供託金(*3)を既に支払った保険金とみなして適用します。

①	第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①および同表の③の「お支払いする保険金の額」欄のただし書
②	第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(8)ただし書

- (4) (1)の供託金(*3)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*3)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*3)または貸付金(*3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第4節第1条（保険金の請求）(1)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 同一の偶然的事故(*4)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
(*2) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず30億円とします。

- i. ご契約のお車に積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車けん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - iii. **航空機の損壊**
- (*3) この供託金および貸付金には、利息を含みます。
 (*4) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
 (*5) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第8条（先取特権）

- (1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、**被保険者**の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合はこの規定を適用しません。

(*1) 対人臨時費用保険金ならびに第4条（お支払いする保険金）(2)および(3)の表の①から③までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、第8条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と対人臨時費用保険金ならびに**被保険者**が第4条（お支払いする保険金）(2)および(3)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 傷害保険

第1節 人身傷害条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、人身傷害事故により第2条（**被保険者**および保険金請求権者）に規定する被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、この人身傷害条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) この人身傷害条項において人身傷害事故とは、日本国内において、下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に**傷害**を被ることをいいます。

①	自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
②	自動車または原動機付自転車に被保険者が搭乗している場合で、その自動車または原動機付自転車の運行中の、次のいずれかに該当する事故 ア. 飛来中または落下中の他物との衝突 イ. 火災または爆発 ウ. その自動車または原動機付自転車の落下

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が搭乗中の自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外であり、かつ、下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	第2条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*3)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車である場合
---	---

第1条(2)

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

第1条(2)

人身傷害保険では、ご契約のお車の運行に起因する事故に加え、被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に搭乗中や歩行中の自動車事故による損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、第1条(3)に規定する自動車または原動機付自転車に搭乗中の場合は保険金をお支払いしません。また、ご契約のお車に関する人身傷害事故限定補償特約により、補償範囲が限定されることがあります。

②	被保険者の使用者が所有する自動車または原動機付自転車(*3)である場合。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*4)のために運転している場合に限りです。
③	次のいずれかに該当する場合 ア. 競技または曲技(*5)のために搭乗中の自動車または原動機付自転車である場合 イ. 競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*6)の自動車または原動機付自転車である場合

- (*)1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*)2 この損害の額は、第4条（お支払いする保険金）(2)に規定する損害の額をいいます。
 (*)3 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
 (*)4 業務には、家事を含みません。
 (*)5 競技または曲技のための練習を含みます。
 (*)6 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第2条（被保険者および保険金請求権者）

(1) この人身傷害条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、ご契約のお車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②のいずれかに該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者を除きます。
⑤	①から④以外の者で、ご契約のお車の保有者(*7)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限りです。
⑥	①から⑤以外の者で、ご契約のお車の運転者(*8)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限りです。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗中の者
②	業務として自動車または原動機付自転車を受託している自動車取扱業者(*9)

- (3) この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
 (4) この人身傷害条項において保険金請求権者とは、人身傷害事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者としてします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

- (*)1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*)2 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
 (*)3 運転中には、駐車または停車中を含みません。
 (*)4 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
 (*)5 業務には、家事を含みません。
 (*)6 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
 (*)7 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
 (*)8 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。
 (*)9 次のいずれかの事故に該当する場合に限りです。
 i. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
 ii. 業務として受託している自動車または原動機付自転車に搭乗中の事故

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条(1)の表の④

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車または原動機付自転車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含まれます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約（日常生活）、車内携行品補償特約等においても、同様の取扱いとなります。

第3条

人身傷害保険では、「台風、洪水または高潮（P.81をご参照ください。）」による自動車または原動機付自転車の運行等に起因する事故によって生じた損害は補償されません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、人身傷害事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)による損害
⑧	日射または熱射による障害を被ることによって生じた損害
⑨	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた損害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の人身傷害事故について、当社は、**被保険者**1名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の人身傷害事故について当社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{(3)の表の費用の額の合計額}} - \boxed{\text{(4)の表の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、下表のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、(5)、(6)およびこの人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、賠償義務者(*1)がある場合において、算定された額の合計額が**自賠償保険等**によって支払われる金額を下回る場合には、自賠償保険等によって支払われる金額を損害の額とします。

①	傷害
②	後遺障害
③	死亡

備考

第3条(1)の表の⑤

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車または原動機付自転車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第4条(1)および同条(4)

労働者災害補償制度によって給付を受けている場合や、賠償義務者から損害賠償金が支払われている場合等は、それらの額を差し引いて保険金をお支払いします。

第4条(2)

人身傷害保険における損害の額は、第4条および<別紙>人身傷害条項損害額基準に基づいて決定されます。

(3) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含まれません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

(4) 当社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
②	第1条（この条項の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者(*1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、 対人賠償保険等 によって既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
③	保険金請求権者が賠償義務者(*1)から既に取得した損害賠償金の額
④	労働者災害補償制度 によって既に給付が決定または支払われた額(*2)
⑤	(2)の規定により決定された損害の額および(3)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑥	①から⑤までの額のほか、第1条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*3)

(5) 同一の人身傷害事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
①	第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
②	①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

(6) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級により算定した損害}} = \boxed{\text{(2)の表の②の損害}}$$

(7) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

①	被保険者が第1条(2)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第1条(2)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*4)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*2) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*3) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

(*4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第5条（賠償義務者がある場合の特則）

(1) 第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、1回の人身傷害事故について、当社は次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の人身傷害事故について当社の支払う保険金の額は、**被保険者**1名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により算出された額}} + \boxed{\text{第4条(3)の表の費用の額の合計額}} - \boxed{\text{(3)の表の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) 賠償義務者(*1)がある場合には、保険金請求権者は、第4条（お支払いする保険金）(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に代えて、次の算式によって算出される額を請求することができます。ただし、同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に賠償義務者(*1)の過失割合を乗じた金額が**自賠償保険等**によって給付される金額を下回る場合を除きます。

$$\boxed{\text{同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額}} - \boxed{\text{同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額}} \times \boxed{\text{賠償義務者(*1)の過失割合}} = \boxed{\text{この条の規定により請求できる額}}$$

(3) 当社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた額(*2)
②	(2)の規定により算出された額および第4条（お支払いする保険金）(3)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあ る場合は、その取得した額
③	①または②のほか、第1条（この条項の補償内容）(1)の損害を補償するために支払われる 保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあ る場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*3)

(4) 保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、基本条項第7節第2条(代位) (1)の規定にかかわらず、被保険者がその賠償義務者(*1)に対して有する権利は、当会社に移転
しません。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*4)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*2) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*3) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

(*4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第6条（支払限度額に関する特則）

(1) 第4条（お支払いする保険金）(1)ただし書および第5条（賠償義務者がある場合の特則）

(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当社の支払う保険金の額は、**被保険者**1名について、2億円を限度とします。

①	第1条（この条項の補償内容）(2)の表の①に該当する事故のうち、無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当すること。
②	賠償義務者(*2)があること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(2) (1)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当する場合。 ただし、無保険自動車(*1)が2台以上ある場合で、これらの者以外が運転する他の無保険自動車(*1)があるときを除きます。 ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車の保有者(*5) カ. ご契約のお車の運転者(*6)
---	--

②	次のいずれかに該当する者が賠償義務者(*2)である場合。 ただし、これらの者以外に賠償義務者(*2)があるときを除きます。 ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無 保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車の保有者(*5) カ. ご契約のお車の運転者(*6)
---	---

(3) 第4条（お支払いする保険金）(1)ただし書および第5条（賠償義務者がある場合の特則）(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額の2倍の額を限度とします。

①	被保険者に基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる <u>後遺障害</u> が生じること。
②	被保険者に生じた後遺障害により介護が必要と認められること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(4) (1)の規定および(3)の規定がいずれも適用される場合、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、(1)の規定による額または(3)の規定による額のいずれか高い額を限度とします。

(*1) 無保険自動車とは、次のいずれかに該当する自動車または原動機付自転車をいいます。

- i. 相手自動車(*7)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車
 - (i) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等がない場合
 - (ii) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
 - (iii) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*8)が、2億円に達しない場合
- ii. i.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が明らかでないと認められる場合は、その自動車または原動機付自転車
- iii. i.およびii.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(*7)について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*8)の合計額(*9)が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車(*7)

(*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*4) 業務には、家事を含みません。

(*5) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

(*6) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

(*7) ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*10)を除きます。

(*8) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。

(*9) 第6条（支払限度額に関する特則）の(*1)のi.(i)および(ii)ならびにii.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

(*10) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

<別紙> 人身傷害条項損害額基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定(*1)するまでの間に被保険者が被った積極損害(*2)、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置に伴い生じた損害を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限りま。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

(*2) 救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用をいいます。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

- ① 救助捜索費
社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
- ② 治療関係費

ア. 診察料	初診料、再診料、往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
イ. 入院料	入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。 ただし、 傷害 の態様等から 医師等 が必要と認めた場合には、普通病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。
ウ. 投薬料、手術料、処置費用等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
エ. 通院費、転院費、入院費または退院費	社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
オ. 看護料	(ア) 入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日について4,100円とします。 12歳以下の子供以外の者に近親者等が付き添った場合については、医師等の要看護証明があるとき等、医療機関の実状、傷害の態様等からやむを得ない理由があるときに限り1日について4,100円とします。 (イ) 自宅看護料または通院看護料 医師等が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の 通院等 に近親者等が付き添った場合には医師等の証明は必要としません。 a. 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 b. 近親者等 1日について2,050円とします。
カ. 入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師等の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日について1,100円とします。
キ. 柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
ク. 義肢等の費用	傷害を被った結果、医師等が義肢、義歯、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とします。
ケ. 診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。

- ③ 文書料
交通事故証明書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
- ④ その他の費用
①から③以外の損害については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入(*1)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として次の算定方法によります。なお、**被保険者**が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

① 有職者の場合

下表の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合またはその額について立証が困難な場合は、下表のI.に該当する者を除き、1日について5,700円とします。なお、②にも該当する場合は、いずれか高い額とします。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の**傷害**の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

ア.	給与所得者(*2)	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 原則として、事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額(*3)とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。</p> <p>(イ) 賞与等について、現実には生じた収入(*1)の減少があればその額を含めます。</p> <p>(ウ) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。</p> <p>(I) 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含めます。</p>
イ.	商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者(*4)および家業従事者	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365日} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 事故前1か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。</p> <p>(イ) 寄与率は、被保険者の収入(*1)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p>
ウ.	自由業者(*5)	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額(*6)} - \text{必要経費}}{365日} \times \text{対象休業日数}$ <p>事故前1か年間の収入額、必要経費については、「イ. 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準じます。</p>
I.	アルバイト、パートタイマー	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。</p> <p>(イ) 休業日数が特定できない場合には、次の算式により対象休業日数を算出します。</p> $\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90日} \times \text{休業した期間の延べ日数}$ <p>(ウ) 家業の手伝いを行っているが、イ.の家業従事者に該当する収入(*1)がない場合には、支払対象となりません。</p>

- ② 家事従事者(*7)の場合
治療期間の範囲内で、現実には家事に従事できなかった日数に対して、1日について5,700円とします。
- ③ 有職者および家事従事者(*7)のいずれにも該当しない場合
無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入(*1)のない者の場合は支払対象となりません。

(*1) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
 (*2) 給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。
 (*3) 本給および付加給とします。
 (*4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
 (*5) 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいいます。
 (*6) 固定給を除きます。
 (*7) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

3. 精神的損害

- ① 対象日数 **入院** 1日について8,400円、**通院** 1日について4,200円
入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とします。通院対象日数は期間区分ごとの総日数(*1)から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数(*2)の2倍を上限として決定します。

ただし、期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

事故日から3か月超6か月までの期間	75%
事故日から6か月超9か月までの期間	45%
事故日から9か月超13か月までの期間	25%
事故日から13か月超の期間	15%

② 事故によって妊婦が胎児を死産または流産(*3)した場合には、原則として、①の額に以下の額を加算します。

妊娠月数(週数) 3か月(12週)以内	30万円
妊娠月数(週数) 4か月(13週)から6か月(24週)まで	50万円
妊娠月数(週数) 7か月(25週)以上	80万円

(*1) 期間区分ごとの総日数とは、治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの日数をいいます。

(*2) 実治療日数には、**被保険者**が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギブス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の**傷害**を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

- i. 長管骨(*4)の骨折または脊柱の骨折によるギブス等
- ii. 長管骨(*4)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*4)部分も含めたギブス等

(*3) 人工流産を含みます。

(*4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は基本条項別表1、年齢別平均給与額は付表3によります。

1. 逸失利益

被保険者に後遺障害が残存したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失とし、原則として、下記の①、②および③にしたがう次の算式により算出します。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数}}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

ア. 有職者	次のいずれか高い額とします。		
	(ア) $\boxed{\text{現実収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数}}$	(イ) $\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額(*1)}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数}}$	
	現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。 また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。		
イ. 家事従事者(*2)ならびに幼児および学生	$\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額(*1)}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数}}$		
ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない者で身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額とします。		
	(ア) $\boxed{\text{18歳平均給与額の年相当額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数}}$	(イ) $\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数}}$	

② 支払方法

下表のの方法とします。ただし、「3. 将来の介護料」の①の表のイ.において「(ア) 定期金による支払」の規定にしたがい介護料を定期金として支払う場合には下表のイ.の方法とすることができます。

ア. 一時金による支払	①の算式で算出した額を一時金として支払います。
イ. 定期金による支払	<p>後遺障害の症状固定日(*3)から6か月ごとに常に介護を要する状態が継続するかぎり、収入額に労働能力喪失率を乗じた額を定期金として労働能力喪失期間と決定した期間、支払います。なお、収入額は①の表のア.からI.までの被保険者区分にしたがい決定します。</p> <p>ただし、定期金の支払開始後に被保険者が死亡した場合は、その死亡時の年齢をもとに次の算式で算出した額を一時金として支払います。この場合、収入額は被保険者の後遺障害の症状固定日(*3)時点での①の表のア.からI.までの被保険者区分にしたがい、また、労働能力喪失期間(年数)は症状固定日(*3)時点での状況等により決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> $\text{収入額} \times \frac{\text{労働能力喪失期間から症状固定日(*3)以降生存していた期間を控除した期間(年数)}}{\text{対応するライプニッツ係数}}$ </div>

③ 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間、中間利息控除方法

①および②の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下表のとおりとします。

ア. 収入額	<p>(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*5)の寄与率は、被保険者の収入(*4)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p> <p>なお、定年退職等の理由で将来の収入(*4)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。</p> <p>(イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表3によります。</p> <p>「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定日(*3)の年齢によります。ただし、症状固定日(*3)の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。</p>
イ. 労働能力喪失率	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表1に規定する各等級に対応する喪失率を上限とします。</p>
ウ. 労働能力喪失期間	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表4に規定する就労可能年数の範囲内とします。</p>
エ. ライプニッツ係数	<p>労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数は、付表2によります。</p>

(*1) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

(*3) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

(*4) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*5) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下表の金額とします。

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円
第3級	1,100万円
第4級	900万円
第5級	750万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円

第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者(*1)、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とします。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

3. 将来の介護料

将来の介護料は後遺障害の症状固定日(*1)以降に生ずる看護または監視にかかわる費用とし、次のとおり算定します。

- ① 基本条項別表1の1の第1級に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、常に介護を要すると認められるとき

ア. 介護料	1か月について16万円とします。
イ. 支払方法	原則として次の(ア)によります。 ただし、障害の態様、 医師等 の診断等に照らし、当社が一時金による支払が妥当と認める場合には、(イ)によります。 (ア) 定期金による支払 後遺障害の症状固定日(*1)から6か月ごとに、常に介護を要する状態が継続する까지、介護料を定期金として支払います。 (イ) 一時金による支払 介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

- ② 基本条項別表1の1の第1級もしくは第2級または同表の2の第1級、第2級、第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき

ア. 介護料	1か月について8万円とします。
イ. 支払方法	介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

4. その他の損害

1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬祭費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に、実費とします。

2. 逸失利益

被保険者が死亡したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失(*1)とし、原則として、下記の①および②にしたがい次の算式により算出します。

$$\left(\text{収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

<p>ア. 有職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{現実収入額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p> <p>(イ) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年齢別平均給与額の年相当額(*2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p> <p>現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。</p> <p>また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。</p>
<p>イ. 家事従事者(*3)ならびに幼児および学生</p>	<p>$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年齢別平均給与額の年相当額(*2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p>
<p>ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない者で、身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{18歳平均給与額の年相当額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p> <p>(イ) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p>

② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

①の算式における収入額、生活費、就労可能年数、ライプニッツ係数は、次のとおりとします。

<p>ア. 収入額</p>	<p>(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*5)の寄与率は、被保険者の収入(*4)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p> <p>なお、定年退職等の理由で将来の収入(*4)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。</p> <p>(イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は付表3によります。</p> <p>「年齢別平均給与額」は特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡日の年齢によります。ただし、死亡日の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。</p>
<p>イ. 生活費</p>	<p>生活費は、被扶養者(*6)の人数に応じて、収入額に対する次の割合の額とします。</p> <p>(ア) 被扶養者(*6)がない場合 50%</p> <p>(イ) 被扶養者(*6)が1人の場合 40%</p> <p>(ウ) 被扶養者(*6)が2人の場合 35%</p> <p>(イ) 被扶養者(*6)が3人以上の場合 30%</p>
<p>ウ. 就労可能年数</p>	<p>就労可能年数は、付表4によります。</p>
<p>イ. ライプニッツ係数</p>	<p>就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表4によります。</p>

(*1) 年金および恩給を除きます。

(*2) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数の期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

(*4) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*5) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。

(*6) 被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。

3. 精神的損害

被保険者の属性別に下表の金額とします。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 労働能力喪失率表

後遺障害の等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

備考

付表2 ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	46	17.880
2	1.859	47	17.981
3	2.723	48	18.077
4	3.546	49	18.169
5	4.329	50	18.256
6	5.076	51	18.339
7	5.786	52	18.418
8	6.463	53	18.493
9	7.108	54	18.565
10	7.722	55	18.633
11	8.306	56	18.699
12	8.863	57	18.761
13	9.394	58	18.820
14	9.899	59	18.876
15	10.380	60	18.929
16	10.838	61	18.980
17	11.274	62	19.029
18	11.690	63	19.075
19	12.085	64	19.119
20	12.462	65	19.161
21	12.821	66	19.201
22	13.163	67	19.239
23	13.489	68	19.275
24	13.799	69	19.310
25	14.094	70	19.343
26	14.375	71	19.374
27	14.643	72	19.404
28	14.898	73	19.432
29	15.141	74	19.459
30	15.372	75	19.485
31	15.593	76	19.509
32	15.803	77	19.533
33	16.003	78	19.555
34	16.193	79	19.576
35	16.374	80	19.596
36	16.547	81	19.616
37	16.711	82	19.634
38	16.868	83	19.651
39	17.017	84	19.668
40	17.159	85	19.684
41	17.294	86	19.699
42	17.423	87	19.713
43	17.546	88	19.727
44	17.663	89	19.740
45	17.774	90	19.752

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

(*1)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間(年数)20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

(*1) 有職者、家事従事者(*2)および18歳以上の学生を含みません。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業とする者をいいます。

付表3 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

備考

付表4 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

〔1〕 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児および学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*1)		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

(*1)の場合の就労可能年数およびライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児

- (1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 19.119
 (2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.380
 (3) 就労可能年数 49年(64年-15年)
 (4) 適用する係数 8.739(19.119-10.380)

(*1) 家事従事者(*2)を含みません。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専門にする者をいいます。

(2) 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97~	2	1.859

付表5 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

備考

第2節 傷害一時金条項

第1条（この条項の補償内容）

当社は、人身傷害条項(*1)の規定により人身傷害保険の保険金が支払われるべき損害が生じたときは、第3条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

(*1) ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第2条（被保険者）

この傷害一時金条項において被保険者とは、人身傷害条項第2条（被保険者および保険金請求権者）に規定する被保険者をいいます。

第3条（お支払いする保険金）

1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
傷害一時金	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故により、 <u>被保険者</u> の治療日数(*1)の合計が5日以上となった場合	保険金額(*2)の全額	被保険者

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
- ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限ります。
- iii. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

(i) 長管骨(*4)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等

(ii) 長管骨(*4)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*4)部分も含めたギプス等

(*2) 保険金額とは、1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第3章 車両保険

車両条項

第1条（この条項の補償内容）

当社は、下表のいずれかに該当する損害に対して、この車両条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって <u>ご契約のお車</u> に生じた損害
②	<u>ご契約のお車</u> の <u>盗難</u> による損害

第2条（被保険者およびご契約のお車）

- (1) この車両条項において被保険者とは、ご契約のお車の所有者をいいます。
- (2) この車両条項においてご契約のお車には、ご契約のお車の付属品を含みます。
- (3) この車両条項において付属品とは、自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として自動車または原動機付自転車に固定されているカーナビゲーションシステム(*3)およびETC車載器(*4)を含みます。ただし、下表の物は含みません。

①	燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
②	法令により自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)することを禁止されている物
③	通常装飾品とみなされる物

- (4) (2)の規定にかかわらず、ご契約のお車がタンク車、ふん尿車等の場合には、ご契約のお車に付属するホースは、ご契約のお車に含みません。

(*1) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第2条(3)

ご契約のお車に定着されているカーステレオ、装備されているスペアタイヤや標準工具、定着または装備されている消火器や座席ベルト、オイル類のうち潤滑油やバッテリーの電解液等は付属品として取り扱います。なお、ガソリン、軽油、プロパンガス(LPG)、法令に違反するエアースポイラー・マフラーカッター、マスクコット類、クッション、花ビン、膝掛け等は付属品として取り扱いません。

(*2) 装備とは、自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車または原動機付自転車に備えつけられている状態をいいます。

(*3) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずる物を含みます。

(*4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器のことをいい、これに準ずる物を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限りま。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）に規定する損害の直接の原因となった事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子

備考

第3条

車両保険では、「台風、洪水または高潮(P.81をご参照ください。）」による損害は補償されません。

第3条(1)の表の⑧

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(2)の表の①

「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

④	ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
⑤	故障損害(*8)
⑥	次のいずれかに該当する損害 ア. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害 イ. 付属品のうちご契約のお車に定着(*9)されていない物に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ウ. タイヤまたはタイヤのチューブに生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。 エ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

- (*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*8) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
(*9) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

- (1) 1回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。
ただし、同表の**免責金額**は、当会社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額	
		保険金額(*1)が保険価額(*2)と同額または保険価額(*2)を超える場合	保険金額(*1)が保険価額(*2)に達しない場合
①	全損の場合。 なお、全損とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ア. ご契約のお車の 修理費 が保険価額(*2)以上となる場合 イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ウ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	保険価額(*2)	保険金額(*1)
②	分損の場合。 なお、分損とは①以外の場合をいいます。	次の算式によって算出される額。 ただし、保険価額(*2)を限度とします。 $\begin{array}{r} \text{(2)に規定する損害の額} \\ - \text{保険証券記載の免責金額} \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$	次の算式によって算出される額。 ただし、保険金額(*1)を限度とします。 $\begin{array}{r} \left(\begin{array}{r} \text{(2)に規定する損害の額} \\ - \text{保険証券記載の免責金額} \end{array} \right) \\ \times \text{保険金額(*1)} \\ \times \text{保険価額(*2)} \\ \hline = \text{保険金の額} \end{array}$

- (2) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、下表に掲げる額とします。

①	(1)の表の①の場合は、保険価額(*2)
②	(1)の表の②の場合は、次の算式によって算出される額 $\begin{array}{r} \text{修理費} - \text{修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額} \end{array}$

備考

第3条(2)の表の⑤

ご契約のお車に生じた故障による損害は補償の対象外です。ただし、車両搬送費用補償特約や車両搬送時の諸費用補償特約をご契約の場合、故障によって必要となる搬送費用やその他の諸費用がお支払いの対象となることがありますので、ご契約内容をご確認ください。

第4条

車両保険には車両価額協定保険特約が自動セットされます（一部のご契約を除きます。）。お支払いする保険金は、同特約第4条をご確認ください。

(3) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、保険契約者または被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を被保険者に支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または 傷害 発生時もしくは 疾病 発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 車両運搬費用	次の費用の額の合計額。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。 7. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当社の指定する場所まで運搬するために必要とした費用 4. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当社の指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
④ 盗難車両引取費用	盗取されたご契約のお車を引き取るために必要であった費用のうち、③に規定する費用以外の費用。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。
⑤ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

(4) 当社は、(3)の規定によって支払うべき費用の額と(1)の保険金の額の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、(3)の費用を支払います。

(5) (2)の損害の額および(3)の費用のうち回収金(*3)がある場合において、回収金(*3)の額が被保険者の自己負担額(*4)を超過するときは、当社は(1)の保険金の額と(3)の費用の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 当社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

(*1) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

(*3) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*4) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{(2)の損害の額および(3)の費用のうち実際に発生した額の合計額}} - \boxed{\text{(1)の保険金の額および(3)の費用の合計額}} = \boxed{\text{被保険者の自己負担額}}$$

備考

第4条(3)の表の①

「損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用」とは、事故が発生した際に二次的な被害発生が具体的に想定されるような状況で、その二次的な被害の発生および拡大を防止するための費用をいいます。なお、損害の発生および拡大の防止の行為が現実にもたらしたかどうかは問いません。例えば、事故により崖から転落しそうな状態のご契約のお車をクレーン移動した際の費用は、二次的な被害が切迫していることから、これにあたります。

第4条(3)の表の③

「当社の指定する場所」とは、保険契約者や被保険者が入庫する修理工場を自ら特定できない場合に、弊社が指定することがある場所をいいます。

第4条(*2)

「市場販売価格相当額」とは、自動車販売店等が、ご契約のお車と車種、年式が同一で、走行距離、メンテナンス等、使用の状態が同程度の自動車または原動機付自転車を顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます（消費税を含みます。）。税金、保険料、登録に必要な費用等は含みません。

一般自動車補償条項

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、対人事故により第2条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) 当社は、対物事故により第2条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (3) この賠償責任条項において対人事故および対物事故とは、下表のとおりとします。

① 対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
② 対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の財物を損壊すること。

第2条（被保険者）

- (1) この賠償責任条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者	
② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者	ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。	ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④ 記名被保険者の使用者(*2)。	ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(*2)の業務に使用している場合に限りません。

- (2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①のア. からウ. までの規定を除きます。

- (3) (2)の規定によって、第4条（お支払いする保険金）(1)に規定する対人賠償保険金および対物賠償保険金の限度額は増額されず、また、同条(1)に規定する対人臨時費用保険金は重複して支払いません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意	ア. 保険契約者(*1) イ. 記名被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. 記名被保険者以外の被保険者
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	
④ 台風、洪水または高潮	
⑤ 次のいずれかに該当する事由	ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ 次のいずれかに該当する事由	ア. ②から⑤までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対人事故または対物事故の②から⑤までの事由による拡大(*3) ウ. ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱

備考

第3条(1)の表の④

「台風、洪水または高潮」とは、気象庁の発表に基づくものをいいます。具体的には以下のとおり定義されています。

- ・台風…北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧区域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル（34ノット、風力8）以上のもの。
- ・洪水…河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、および、破堤または堤防からの溢水が起こり河川敷の外側に水があふれること。
- ・高潮…台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。

⑦ 次のいずれかに該当する事由
ア. ご契約のお車を競技または曲技(*4)のために使用すること。
イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別な約定を締結している場合に、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、対人事故により下表のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者
② 次のいずれかに該当する者
ア. ご契約のお車を運転中の者
イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③ 被保険者の父母、配偶者(*6)または子
④ 被保険者の業務(*7)に従事中の使用人
⑤ 被保険者の使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人。
ただし、被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用している場合に限りです。

(4) (3)の表の⑤の規定にかかわらず、当社は、ご契約のお車の所有者(*8)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用しているときに、同じ使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

(5) 当社は、対物事故により下表のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が損壊された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者
② 次のいずれかに該当する者
ア. ご契約のお車を運転中の者
イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③ 次のいずれかに該当する者
ア. 被保険者
イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子

(*1) 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*6) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*7) 業務には、家事を含みません。

(*8) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の対人事故または1回の対物事故(*1)について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

備考

第3条(1)の表の⑦

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(3)の表の⑤

「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚等を指します。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
① 対人賠償保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。 ただし、その損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額(*2)を超過する場合に限りません。	次の算式によって算出される額。 ただし、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額を限度とします。 $\begin{array}{l} \text{対人事故により被保険者が損害賠償請求権者} \\ \text{に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2)の表の①から③} \\ \text{までの対人事故に関する} \\ \text{費用の額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自賠責保険等によって} \\ \text{支払われる金額} \\ \text{(*2)} \end{array} = \text{保険金の額}$
② 対人臨時費用保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合で、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したとき。	生命または身体を害された者1名について、15万円
③ 対物賠償保険金	対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	次の算式によって算出される額。 ただし、1回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額を限度(*3)とします。 $\begin{array}{l} \text{対物事故により被保険者が損害賠償請求権者} \\ \text{に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2)の表の対物事故に関する} \\ \text{費用の額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を} \\ \text{支払ったことにより代位取得するものがあ} \\ \text{る場合は、その価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に免責金額の記載がある場} \\ \text{合は、その免責金額} \end{array} = \text{保険金の額}$

(2) 当社は、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の表の①または同表の③の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または 傷害 発生時もしくは 疾病 発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 緊急措置費用	対人事故または対物事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取り片づけ費用	対物事故によって ご契約のお車 に積載していた動産(*4)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 原因者負担金	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法第58条の原因者負担金として支出した費用

(3) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

備考

第4条(1)の表の①

第4条(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書で、対人賠償責任保険が、自賠責保険等の上積み保険であることを明示しています。自賠責保険等をご契約でない場合、自賠責保険等をご契約であれば支払われたであろう金額については対人賠償責任保険では支払われず、また、第5条(5)の表の⑤に規定するとおり、弊社による示談交渉もできません。

第4条(1)の表の②

対人臨時費用保険金は実際に費用が発生していない場合でも、条件を満たした場合にお支払いの対象となります。

費用	費用の説明
① 示談交渉費用	対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
② 協力義務費用	第5条（当会社による援助または解決）(4)の規定により被保険者が当会社に協力するために必要とした費用
③ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
④ 訴訟による遅延損害金	第5条(2)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

- (※1) 同一の偶然的事故(※5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (※2) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (※3) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。
- ご契約のお車に積載されている危険物(※6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車の積載されている危険物(※6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - 航空機の損壊
- (※4) 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。
- (※5) 偶然的事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然的事故をいいます。
- (※6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第5条（当会社による援助または解決）

- 被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(※1)について協力または援助を行います。
- 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(※1)を行います。

①	被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(※1)には、ご契約のお車の所有者および被保険者から相手方への、ご契約のお車に生じた損害についての請求に関するものは含みません。
- (2)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用せず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(※1)を行いません。

①	対人賠償に関して、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額(※2)の合計額を明らかに超える場合
②	対物賠償に関して、1回の対物事故(※3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の対物保険金額を明らかに超える場合(※4)
③	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④	正当な理由がなくて被保険者が(4)に規定する協力を拒んだ場合
⑤	対人賠償に関して、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
⑥	対物賠償に関して、保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故(※3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回るとき。

備考

第4条(3)の表の④

「訴訟による遅延損害金」とは、訴訟の判決により支払が命ぜられる、判決主文に定められた日から支払の日までの期間に対する利息に相当する遅延損害金をいいます。

- (*1) 弁護士の選任を含みます。
- (*2) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*3) 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*4) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が30億円を明らかに超える場合、とします。
 - i. ご契約のお車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車けん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - iii. 航空機の損壊
- (*5) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
- (*6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故または対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、対人事故により生命または身体を害された者1名または1回の対物事故(*1)について、当社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対してそれぞれ支払うべき対人賠償保険金または対物賠償保険金の額(*2)を限度とします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
⑤	対人事故の場合、(3)に規定する損害賠償額が保険証券記載の対人保険金額(*3)を超えることが明らかになったとき。

- (3) 第5条（当社による援助または解決）およびこの条の損害賠償額とは、下表に掲げる額とします。

①	対人事故の場合は、次の算式により算出された額							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">自賠責保険等によって支払われる金額(*4)</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">損害賠償額</td> </tr> </table>	対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額		
②	対物事故の場合は、次の算式により算出された額							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">次のいずれか高い額 ア. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 イ. 保険証券に免責金額の記載がある場合におけるその免責金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">損害賠償額</td> </tr> </table>	対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次のいずれか高い額 ア. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 イ. 保険証券に 免責金額 の記載がある場合におけるその免責金額	=	損害賠償額		
対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次のいずれか高い額 ア. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 イ. 保険証券に 免責金額 の記載がある場合におけるその免責金額	=	損害賠償額				

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 対人事故により、(2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対人賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 対物事故により、(2)または(8)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (7) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の対物事故(*1)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が保険証券記載の対物保険金額を超える

と認められるとき(*6)は、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできません。また、このときには、当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。(8) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(7)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故(*1)について当会社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(*7)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

- (*1) 同一の偶然な事故(*8)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*2) 同一事故について既に支払った対人賠償保険金もしくは対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*3) 同一事故について既に当会社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*4) **ご契約のお車**に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*5) 同一事故について既に当会社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (*6) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が30億円を超えると認められるとき、とします。
 - i. ご契約のお車に積載されている危険物(*9)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車けん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*9)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - iii. **航空機の損壊**
- (*7) 同一事故について既に支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*8) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
- (*9) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第5条（当会社による援助または解決）(1)または同条(2)の規定により当会社が**被保険者**のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

①	対人事故については、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額。 ただし、同一事故について既に当会社が支払った対人賠償保険金または第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
②	対物事故については、1回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額(*2)。 ただし、同一事故について既に当会社が支払った対物賠償保険金または第6条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(*3)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、下表に掲げる規定は、その貸付金または供託金(*3)を既に支払った保険金とみなして適用します。

①	第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①および同表の③の「お支払いする保険金の額」欄のただし書
②	第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(8)ただし書

- (4) (1)の供託金(*3)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*3)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*3)または貸付金(*3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第4節第1条（保険金の請求）(1)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

- (*1) 同一の偶然な事故(*4)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*2) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず30億円とします。

- i. ご契約のお車に積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車の積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - iii. 航空機の損壊
- (*3) この供託金および貸付金には、利息を含みます。
 (*4) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
 (*5) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第8条 (先取特権)

- (1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、**被保険者**の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合はこの規定を適用しません。

(*1) 対人臨時費用保険金ならびに第4条(お支払いする保険金)(2)および(3)の表の①から③までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、第8条(先取特権)(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と対人臨時費用保険金ならびに**被保険者**が第4条(お支払いする保険金)(2)および(3)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 傷害保険

第1節 人身傷害条項

第1条 (この条項の補償内容)

- (1) 当会社は、人身傷害事故により第2条(**被保険者**および保険金請求権者)に規定する被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、この人身傷害条項および基本条項にしたがい、第4条(お支払いする保険金)に規定する保険金を支払います。
- (2) この人身傷害条項において人身傷害事故とは、日本国内において、下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に**傷害**を被ることをいいます。

①	自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
②	自動車または原動機付自転車に被保険者が搭乗している場合で、その自動車または原動機付自転車の運行中の、次のいずれかに該当する事故 ア. 飛来中または落下中の他物との衝突 イ. 火災または爆発 ウ. その自動車または原動機付自転車の落下

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が搭乗中の自動車または原動機付自転車が**ご契約のお車**以外であり、かつ、下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	第2条(被保険者および保険金請求権者)(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*3)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車である場合
---	---

第1条(2)
 「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

第1条(2)
 人身傷害保険では、ご契約のお車の運行に起因する事故に加え、被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に搭乗中や歩行中の自動車事故による損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、第1条(3)に規定する自動車または原動機付自転車に搭乗中の場合は保険金をお支払いしません。また、ご契約のお車に関する人身傷害事故限定補償特約により、補償範囲が限定されることがあります。

②	被保険者の使用者が所有する自動車または原動機付自転車(*3)である場合。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*4)のために運転している場合に限りです。
③	次のいずれかに該当する場合 ア. 競技または曲技(*5)のために搭乗中の自動車または原動機付自転車である場合 イ. 競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*6)の自動車または原動機付自転車である場合

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*2) この損害の額は、第4条（お支払いする保険金）(2)に規定する損害の額をいいます。
 (*3) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
 (*4) 業務には、家事を含みません。
 (*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
 (*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第2条（被保険者および保険金請求権者）

(1) この人身傷害条項において**被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、 ご契約のお車の正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②のいずれかに該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者を除きます。
⑤	①から④以外の者で、ご契約のお車の保有者(*7)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限りです。
⑥	①から⑤以外の者で、ご契約のお車の運転者(*8)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限りです。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗中の者
②	業務として自動車または原動機付自転車を受託している 自動車取扱業者 (*9)

- (3) この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
 (4) この人身傷害条項において保険金請求権者とは、人身傷害事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者としてします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
 (*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
 (*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
 (*5) 業務には、家事を含みません。
 (*6) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
 (*7) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
 (*8) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。
 (*9) 次のいずれかの事故に該当する場合に限りです。
 i. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
 ii. 業務として受託している自動車または原動機付自転車に搭乗中の事故

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条(1)の表の④

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車または原動機付自転車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含まれます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約（日常生活）、車内携行品補償特約等においても、同様の取扱いとなります。

第3条

人身傷害保険では、「台風、洪水または高潮（P.108をご参照ください）」による自動車または原動機付自転車の運行等に起因する事故によって生じた損害は補償されません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、人身傷害事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車をご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)による損害
⑧	日射または熱射による障害を被ることによって生じた損害
⑨	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた損害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋^{リン}巴^バ腺^{セン}炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の人身傷害事故について、当会社は、**被保険者**1名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{(3)の表の費用の額の合計額}} - \boxed{\text{(4)の表の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、下表のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、(5)、(6)およびこの人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、賠償義務者(*1)がある場合において、算定された額の合計額が**自賠償保険等**によって支払われる金額を下回る場合には、自賠償保険等によって支払われる金額を損害の額とします。

①	傷害
②	後遺障害
③	死亡

備考

第3条(1)の表の⑤

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車または原動機付自転車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第4条(1)および同条(4)

労働者災害補償制度によって給付を受けている場合や、賠償義務者から損害賠償金が支払われている場合等は、それらの額を差し引いて保険金をお支払いします。

第4条(2)

人身傷害保険における損害の額は、第4条および<別紙>人身傷害条項損害額基準に基づいて決定されます。

- (3) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

- (4) 当社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	自賠償保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
②	第1条（この条項の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者(*1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、 対人賠償保険等 によって既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
③	保険金請求権者が賠償義務者(*1)から既に取得した損害賠償金の額
④	労働者災害補償制度 によって既に給付が決定したまたは支払われた額(*2)
⑤	(2)の規定により決定された損害の額および(3)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
⑥	①から⑤までの額のほか、第1条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*3)

- (5) 同一の人身傷害事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。

生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
④ ①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

- (6) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害}} - \boxed{\text{既にあつた後遺障害に該当する等級により算定した損害}} = \boxed{\text{(2)の表の②の損害}}$$

- (7) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

①	被保険者が第1条(2)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第1条(2)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*4)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*2) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*3) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

(*4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第5条（賠償義務者がある場合の特則）

(1) 第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、1回の人身傷害事故について、当会社は次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、**被保険者**1名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により算出された額}} + \boxed{\text{第4条(3)の表の費用の額の合計額}} - \boxed{\text{(3)の表の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) 賠償義務者(*1)がある場合には、保険金請求権者は、第4条（お支払いする保険金）(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に代えて、次の算式によって算出される額を請求することができます。ただし、同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に賠償義務者(*1)の過失割合を乗じた金額が**自賠償保険等**によって給付される金額を下回る場合を除きます。

$$\boxed{\text{同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額}} - \boxed{\text{同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額}} \times \boxed{\text{賠償義務者(*1)の過失割合}} = \boxed{\text{この条の規定により請求できる額}}$$

(3) 当会社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	労働者災害補償制度 によって既に給付が決定または支払われた額(*2)
②	(2)の規定により算出された額および第4条（お支払いする保険金）(3)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあ る場合は、その取得した額
③	①または②のほか、第1条（この条項の補償内容）(1)の損害を補償するために支払われ る保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあ る場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*3)

(4) 保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、基本条項第7節第2条(代位) (1)の規定にかかわらず、被保険者がその賠償義務者(*1)に対して有する権利は、当会社に移転しません。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*4)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*2) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*3) 保険金額および保険日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

(*4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第6条（支払限度額に関する特則）

(1) 第4条（お支払いする保険金）(1)ただし書および第5条（賠償義務者がある場合の特則）(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、**被保険者**1名について、2億円を限度とします。

①	第1条（この条項の補償内容）(2)の表の①に該当する事故のうち、無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当すること。
②	賠償義務者(*2)があること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(2) (1)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当する場合。 ただし、無保険自動車(*1)が2台以上ある場合で、これらの者以外が運転する他の無保険自動車(*1)があるときを除きます。 ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車 の保有者(*5) カ. ご契約のお車 の運転者(*6)
---	--

②	次のいずれかに該当する者が賠償義務者(*2)である場合。 ただし、これらの者以外に賠償義務者(*2)があるときを除きます。 ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無 保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車の保有者(*5) カ. ご契約のお車の運転者(*6)
---	---

(3) 第4条（お支払いする保険金）(1)ただし書および第5条（賠償義務者がある場合の特則）(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額の2倍の額を限度とします。

①	被保険者に基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる <u>後遺障害</u> が生じること。
②	被保険者に生じた後遺障害により介護が必要と認められること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(4) (1)の規定および(3)の規定がいずれも適用される場合、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、(1)の規定による額または(3)の規定による額のいずれか高い額を限度とします。

- (*1) 無保険自動車とは、次のいずれかに該当する自動車または原動機付自転車をいいます。
- i. 相手自動車(*7)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車
 - (i) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等がない場合
 - (ii) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
 - (iii) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*8)が、2億円に達しない場合
 - ii. i.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が明らかでないと認められる場合は、その自動車または原動機付自転車
 - iii. i.およびii.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(*7)について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*8)の合計額(*9)が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車(*7)
- (*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (*3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*4) 業務には、家事を含みません。
- (*5) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
- (*6) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。
- (*7) ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*10)を除きます。
- (*8) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
- (*9) 第6条（支払限度額に関する特則）の(*1)のi.(i)および(ii)ならびにii.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。
- (*10) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

<別紙> 人身傷害条項損害額基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定(*1)するまでの間に被保険者が被った積極損害(*2)、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置に伴い生じた損害を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限りま。

- (*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。
- (*2) 救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用をいいます。
- (*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

① 救助搜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

② 治療関係費

ア.	診察料	初診料、再診料、往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
イ.	入院料	入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。 ただし、 傷害 の態様等から 医師等 が必要と認めた場合には、普通病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。
ウ.	投薬料、手術料、処置費用等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
エ.	通院費、転院費、入院費または退院費	社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
オ.	看護料	(ア) 入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日について4,100円とします。 12歳以下の子供以外の者に近親者等が付き添った場合については、医師等の看護証明があるとき等、医療機関の実状、傷害の態様等からやむを得ない理由があるときに限り1日について4,100円とします。 (イ) 自宅看護料または通院看護料 医師等が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の 通院 等に近親者等が付き添った場合には医師等の証明は必要としません。 a. 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 b. 近親者等 1日について2,050円とします。
カ.	入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師等の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日について1,100円とします。
キ.	柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
ク.	義肢等の費用	傷害を被った結果、医師等が義肢、義歯、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とします。
ケ.	診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。

③ 文書料

交通事故証明書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

④ その他の費用

①から③以外の損害については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入(*1)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として次の算定方法によります。なお、**被保険者**が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

① 有職者の場合

下表の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合またはその額について立証が困難な場合は、下表のI.に該当する者を除き、1日について5,700円とします。なお、②にも該当する場合は、いずれか高い額とします。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の**傷害**の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

<p>ア. 給与所得者(*2)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事故直前3か月間の月例給与等</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td rowspan="2" style="width: 40%; text-align: center;">対象休業日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90日</td> </tr> </table> <p>(ア) 原則として、事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額(*3)とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当の額を限度とします。</p> <p>(イ) 賞与等について、現実に生じた収入(*1)の減少があればその額を含めます。</p> <p>(ウ) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。</p> <p>(エ) 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含めます。</p>	事故直前3か月間の月例給与等	×	対象休業日数	90日				
事故直前3か月間の月例給与等	×	対象休業日数							
90日									
<p>イ. 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者(*4)および家業従事者</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事故前1か年間の収入額 - 必要経費</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">寄与率</td> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">対象休業日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">365日</td> </tr> </table> <p>(ア) 事故前1か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。</p> <p>(イ) 寄与率は、被保険者の収入(*1)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p>	事故前1か年間の収入額 - 必要経費	×	寄与率	対象休業日数	365日			
事故前1か年間の収入額 - 必要経費	×	寄与率				対象休業日数			
365日									
<p>ウ. 自由業者(*5)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事故前1か年間の収入額(*6) - 必要経費</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td rowspan="2" style="width: 40%; text-align: center;">対象休業日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">365日</td> </tr> </table> <p>事故前1か年間の収入額、必要経費については、「イ. 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準じます。</p>	事故前1か年間の収入額(*6) - 必要経費	×	対象休業日数	365日				
事故前1か年間の収入額(*6) - 必要経費	×	対象休業日数							
365日									
<p>エ. アルバイト、パートタイマー</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事故直前3か月間の月例給与等</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td rowspan="2" style="width: 40%; text-align: center;">対象休業日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90日</td> </tr> </table> <p>(ア) 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。</p> <p>(イ) 休業日数が特定できない場合には、次の算式により対象休業日数を算出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事故直前3か月間の就労日数</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td rowspan="2" style="width: 40%; text-align: center;">休業した期間の延べ日数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90日</td> </tr> </table> <p>(ウ) 家業の手伝いを行っているが、イ.の家業従事者に該当する収入(*1)がない場合には、支払対象となりません。</p>	事故直前3か月間の月例給与等	×	対象休業日数	90日	事故直前3か月間の就労日数	×	休業した期間の延べ日数	90日
事故直前3か月間の月例給与等	×	対象休業日数							
90日									
事故直前3か月間の就労日数	×	休業した期間の延べ日数							
90日									

- ② 家事従事者(*7)の場合
治療期間の範囲内で、現実に家事に従事できなかった日数に対して、1日について5,700円とします。
 - ③ 有職者および家事従事者(*7)のいずれにも該当しない場合
無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入(*1)のない者の場合は支払対象となりません。
- (*1) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
 (*2) 給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。
 (*3) 本給および付加給とします。
 (*4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
 (*5) 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいいます。
 (*6) 固定給を除きます。
 (*7) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

3. 精神的損害

- ① 対象日数 **入院** 1日について8,400円、**通院** 1日について4,200円
入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とします。通院対象日数は期間区分ごとの総日数(*1)から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数(*2)の2倍を上限として決定します。

ただし、期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

事故日から3か月超6か月までの期間	75%
事故日から6か月超9か月までの期間	45%
事故日から9か月超13か月までの期間	25%
事故日から13か月超の期間	15%

② 事故によって妊婦が胎児を死産または流産(*3)した場合には、原則として、①の額に以下の額を加算します。

妊娠月数(週数) 3か月(12週)以内	30万円
妊娠月数(週数) 4か月(13週)から6か月(24週)まで	50万円
妊娠月数(週数) 7か月(25週)以上	80万円

- (*1) 期間区分ごとの総日数とは、治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの日数をいいます。
 (*2) 実治療日数には、**被保険者**が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギブス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。
 i. 長管骨(*4)の骨折または脊柱の骨折によるギブス等
 ii. 長管骨(*4)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*4)部分も含めたギブス等
 (*3) 人工流産を含みます。
 (*4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は基本条項別表1、年齢別平均給与額は付表3によります。

1. 逸失利益

被保険者に**後遺障害**が残存したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られであろう経済的利益の損失とし、原則として、下記の①、②および③にしたがい次の算式により算出します。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

ア. 有職者	次のいずれか高い額とします。 (ア) $\boxed{\text{現実収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$ (イ) $\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額(*1)}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$ 現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。 また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。
イ. 家事従事者(*2)ならびに幼児および学生	$\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額(*1)}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$
ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない者で身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額とします。 (ア) $\boxed{\text{18歳平均給与額の年相当額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$ (イ) $\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$

② 支払方法

下表のア.の方法とします。ただし、「3. 将来の介護料」の①の表のイ.において「(ア) 定期金による支払」の規定にしたがい介護料を定期金として支払う場合には下表のイ.の方法とすることができます。

ア.	一時金による支払	①の算式で算出した額を一時金として支払います。
イ.	定期金による支払	<p>後遺障害の症状固定日(*3)から6か月ごとに常に介護を要する状態が継続するかぎり、収入額に労働能力喪失率を乗じた額を定期金として労働能力喪失期間と決定した期間、支払います。なお、収入額は①の表のア.からI.までの被保険者区分にしたがい決定します。</p> <p>ただし、定期金の支払開始後に被保険者が死亡した場合は、その死亡時の年齢をもとに次の算式で算出した額を一時金として支払います。この場合、収入額は被保険者の後遺障害の症状固定日(*3)時点での①の表のア.からI.までの被保険者区分にしたがい、また、労働能力喪失期間(年数)は症状固定日(*3)時点での状況等により決定します。</p> $\text{収入額} \times \frac{\text{労働能力喪失期間から症状固定日(*3)以降生存していた期間を控除した期間(年数)}{\text{対応するライブニッツ係数}}$

③ 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間、中間利息控除方法

①および②の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は、下表のとおりとします。

ア.	収入額	<p>(ア)「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*5)の寄与率は、被保険者の収入(*4)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p> <p>なお、定年退職等の理由で将来の収入(*4)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。</p> <p>(イ)「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表3によります。</p> <p>「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定日(*3)の年齢によります。ただし、症状固定日(*3)の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。</p>
イ.	労働能力喪失率	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表1に規定する各等級に対応する喪失率を上限とします。</p>
ウ.	労働能力喪失期間	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表4に規定する就労可能年数の範囲内とします。</p>
イ.	ライブニッツ係数	労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

(*1) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

(*3) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

(*4) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*5) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下表の金額とします。

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円
第3級	1,100万円
第4級	900万円
第5級	750万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円

第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者(*1)、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とします。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

3. 将来の介護料

将来の介護料は後遺障害の症状固定日(*1)以降に生ずる看護または監視にかかわる費用とし、次のとおり算定します。

- ① 基本条項別表1の1の第1級に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、常に介護を要すると認められるとき

ア. 介護料	1か月について16万円とします。
イ. 支払方法	原則として次の(ア)によります。 ただし、障害の態様、 <u>医師等</u> の診断等に照らし、当会社が一時金による支払が妥当と認める場合には、(イ)によります。 (ア) 定期金による支払 後遺障害の症状固定日(*1)から6か月ごとに、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。 (イ) 一時金による支払 介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

- ② 基本条項別表1の1の第1級もしくは第2級または同表の2の第1級、第2級、第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき

ア. 介護料	1か月について8万円とします。
イ. 支払方法	介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

4. その他の損害

1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬祭費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に、実費とします。

2. 逸失利益

被保険者が死亡したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失(*1)とし、原則として、下記の①および②にしたがい次の算式により算出します。

$$\left(\text{収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

<p>ア. 有職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{現実収入額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p> <p>(イ) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年齢別平均給与額の年相当額}^{*2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p> <p>現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。</p> <p>また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。</p>
<p>イ. 家事従事者^(*3)ならびに幼児および学生</p>	<p>$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年齢別平均給与額の年相当額}^{*2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p>
<p>ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない者で、身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{18歳平均給与額の年相当額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p> <p>(イ) $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数} \\ \hline \end{array}$</p>

② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

①の算式における収入額、生活費、就労可能年数、ライプニッツ係数は、次のとおりとします。

<p>ア. 収入額</p>	<p>(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入^(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者^(*5)の寄与率は、被保険者の収入^(*4)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p> <p>なお、定年退職等の理由で将来の収入^(*4)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。</p> <p>(イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は付表3によります。</p> <p>「年齢別平均給与額」は特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡日の年齢によります。ただし、死亡日の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。</p>
<p>イ. 生活費</p>	<p>生活費は、被扶養者^(*6)の人数に応じて、収入額に対する次の割合の額とします。</p> <p>(ア) 被扶養者^(*6)がない場合 50%</p> <p>(イ) 被扶養者^(*6)が1人の場合 40%</p> <p>(ウ) 被扶養者^(*6)が2人の場合 35%</p> <p>(エ) 被扶養者^(*6)が3人以上の場合 30%</p>
<p>ウ. 就労可能年数</p>	<p>就労可能年数は、付表4によります。</p>
<p>エ. ライプニッツ係数</p>	<p>就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表4によります。</p>

(*1) 年金および恩給を除きます。

(*2) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数の期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

(*4) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*5) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。

(*6) 被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。

3. 精神的損害

被保険者の属性別に下表の金額とします。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 労働能力喪失率表

後遺障害の等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表2 ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	46	17.880
2	1.859	47	17.981
3	2.723	48	18.077
4	3.546	49	18.169
5	4.329	50	18.256
6	5.076	51	18.339
7	5.786	52	18.418
8	6.463	53	18.493
9	7.108	54	18.565
10	7.722	55	18.633
11	8.306	56	18.699
12	8.863	57	18.761
13	9.394	58	18.820
14	9.899	59	18.876
15	10.380	60	18.929
16	10.838	61	18.980
17	11.274	62	19.029
18	11.690	63	19.075
19	12.085	64	19.119
20	12.462	65	19.161
21	12.821	66	19.201
22	13.163	67	19.239
23	13.489	68	19.275
24	13.799	69	19.310
25	14.094	70	19.343
26	14.375	71	19.374
27	14.643	72	19.404
28	14.898	73	19.432
29	15.141	74	19.459
30	15.372	75	19.485
31	15.593	76	19.509
32	15.803	77	19.533
33	16.003	78	19.555
34	16.193	79	19.576
35	16.374	80	19.596
36	16.547	81	19.616
37	16.711	82	19.634
38	16.868	83	19.651
39	17.017	84	19.668
40	17.159	85	19.684
41	17.294	86	19.699
42	17.423	87	19.713
43	17.546	88	19.727
44	17.663	89	19.740
45	17.774	90	19.752

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
 (*1)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間(年数)20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

(*1) 有職者、家事従事者(*2)および18歳以上の学生を含みません。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業とする者をいいます。

付表3 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

備考

付表4 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

〔1〕18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児および学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*1)		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
 (*1)の場合の就労可能年数およびライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児

- (1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 19.119
 (2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.380
 (3) 就労可能年数 49年(64年-15年)
 (4) 適用する係数 8.739(19.119-10.380)

(*1) 家事従事者(*2)を含みません。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

〔2〕 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97~	2	1.859

付表5 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

備考

第2節 傷害一時金条項

第1条（この条項の補償内容）

当社は、人身傷害条項(*1)の規定により人身傷害保険の保険金が支払われるべき損害が生じたときは、第3条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

(*1) ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第2条（被保険者）

この傷害一時金条項において**被保険者**とは、人身傷害条項第2条（被保険者および保険金請求権者）に規定する被保険者をいいます。

第3条（お支払いする保険金）

1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
傷害一時金	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故により、 被保険者 の治療日数(*1)の合計が5日以上となった場合	保険金額(*2)の全額	被保険者

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- 治療日数とは、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または**通院**した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。また、通院した治療日数には、**医師等**による往診日数を含みます。
- 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限ります。
- 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギブス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の**傷害**を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。
 - 長管骨(*4)の骨折または**脊柱**の骨折によるギブス等
 - 長管骨(*4)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*4)部分も含めたギブス等

(*2) 保険金額とは、1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、**脛骨**および**腓骨**をいいます。

第3章 車両保険

車両条項

第1条（この条項の補償内容）

当社は、下表のいずれかに該当する損害に対して、この車両条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって <u>ご契約のお車</u> に生じた損害
②	ご契約のお車の 盗難 による損害

第2条（被保険者およびご契約のお車）

- この車両条項において**被保険者**とは、ご契約のお車の所有者をいいます。
- この車両条項においてご契約のお車には、ご契約のお車の付属品を含みます。
- この車両条項において付属品とは、自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として自動車または原動機付自転車に固定されているカーナビゲーションシステム(*3)およびE T C車載器(*4)を含みます。ただし、下表の物は含みません。

①	燃料、ポデーカバーおよび洗車用品
②	法令により自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)することを禁止されている物
③	通常装飾品とみなされる物
④	付属機械装置(*5)

- (2)の規定にかかわらず、ご契約のお車が下表のいずれかに該当する場合は、対応する「ご契約のお車に含まない物」欄に掲げる物は、ご契約のお車に含みません。

第2条(3)

ご契約のお車に定着されているカーステレオ、装備されているスペアタイヤや標準工具、定着または装備されている消火器や座席ベルト、オイル類のうち潤滑油やバッテリーの電解液等は付属品として取り扱います。なお、ガソリン、軽油、プロパンガス(LPG)、法令に違反するエアースパイラー・マフラーカッター、マスコット類、クッション、花ビン、**膝掛**等は付属品として取り扱いません。

	ご契約のお車	ご契約のお車に含まない物
①	工作用自動車	ご契約のお車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品
②	消防自動車	ご契約のお車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槌、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品
③	タンク車、 ふん尿車等	ご契約のお車に付属するホース

- (*1) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- (*2) 装備とは、自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車または原動機付自転車に備えつけられている状態をいいます。
- (*3) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずる物を含みます。
- (*4) 有料道路自動車料金収受システムの用に供する車載器のことをいい、これに準ずる物を含みます。
- (*5) 付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着(*1)または装備(*2)されている精密機械装置をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約 に基づく ご契約のお車 の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）に規定する損害の直接の原因となった事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約 に基づく ご契約のお車 の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
---	---

備考

第3条

車両保険では、「台風、洪水または高潮（P.108をご参照ください。）」による損害は補償されま

第3条(1)の表の⑧

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(2)の表の①

「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
④	ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
⑤	故障損害(*8)
⑥	次のいずれかに該当する損害 ア. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害 イ. 付属品のうちご契約のお車に定着(*9)されていない物に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ウ. タイヤまたはタイヤのチューブに生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。 エ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

(3) ご契約のお車が工作用自動車の場合には、下表のいずれかに該当する物について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

①	キャタピラ、排土板(カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。)、バケット(つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。)、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
②	リーダ(ステーおよびフロントブラケットを含みます。)、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ(モータを含みます。)、パイプロハンマ(チャックを含みます。) その他これらに類似の機能を有する物。 ただし、ご契約のお車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置に限ります。

(4) ご契約のお車が農耕作業用自動車の場合には、ご契約のお車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品またはその部分品の付帯部品に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、ご契約のお車の車体(原動機定着部分をいいます。)と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

- (*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 (*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
 (*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
 (*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 (*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
 (*8) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
 (*9) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第4条 (お支払いする保険金)

(1) 1回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当会社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

備考

第3条(2)の表の⑤

ご契約のお車に生じた故障による損害は補償の対象外です。ただし、車両搬送費用補償特約や車両搬送時の諸費用補償特約をご契約の場合、故障によって必要となる搬送費用やその他の諸費用がお支払いの対象となることがありますので、ご契約内容をご確認ください。

第4条

車両保険には車両価額協定保険特約が自動セットされます(一部のご契約を除きます。)。お支払いする保険金は、同特約第4条をご確認ください。

ご契約のお車の損害の状態	保険金の額	
	保険金額(*1)が保険価額(*2)と同額または保険価額(*2)を超える場合	保険金額(*1)が保険価額(*2)に達しない場合
① 全損の場合。 なお、全損とは次のいずれかに該当する場合があります。 ア. ご契約のお車の修理費が保険価額(*2)以上となる場合 イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ウ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	保険価額(*2)	保険金額(*1)
② 分損の場合。 なお、分損とは①以外の場合をいいます。	次の算式によって算出される額。 ただし、保険価額(*2)を限度とします。 $\left(\begin{array}{l} \text{(2)に規定する損害の額} \\ - \text{保険証券記載の免責金額} \end{array} \right) = \text{保険金の額}$	次の算式によって算出される額。 ただし、保険金額(*1)を限度とします。 $\left(\begin{array}{l} \text{(2)に規定する損害の額} \\ - \text{保険証券記載の免責金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額(*1)}}{\text{保険価額(*2)}} = \text{保険金の額}$

(2) 当社が保険金を支払うべき損害の額は、下表に掲げる額とします。

①	(1)の表の①の場合は、保険価額(*2)
②	(1)の表の②の場合は、次の算式によって算出される額 $\left(\begin{array}{l} \text{修理費} \\ - \text{修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} \end{array} \right) = \text{損害の額}$

(3) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、保険契約者または被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を被保険者に支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または 傷害 発生時もしくは 疾病 発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 車両運搬費用	次の費用の額の合計額。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。 ア. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬するために必要とした費用 イ. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬するために必要な仮修理の費用
④ 盗難車両引取費用	盗取されたご契約のお車を引き取るために必要であった費用のうち、③に規定する費用以外の費用。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。
⑤ 共同海損分担費用	船舶 によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

第4条(3)の表の①

「損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用」とは、事故が発生した際に二次的な被害発生が具体的に想定されるような状況で、その二次的な被害の発生および拡大を防止するための費用をいいます。なお、損害の発生および拡大の防止の行為が現実にもたらしたかどうかは問いません。例えば、事故により崖から転落しそうな状態のご契約のお車をクレーン移動した際の費用は、二次的な被害が切迫していることから、これにあたります。

第4条(3)の表の③

「当会社の指定する場所」とは、保険契約者や被保険者が入庫する修理工場を自ら特定できない場合に、弊社が指定することがある場所をいいます。

- (4) 当社は、(3)の規定によって支払うべき費用の額と(1)の保険金の額の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、(3)の費用を支払います。
- (5) (2)の損害の額および(3)の費用のうち回収金(*3)がある場合において、回収金(*3)の額が被保険者の自己負担額(*4)を超過するときは、当社は(1)の保険金の額と(3)の費用の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

(*1) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

(*3) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*4) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{(2)の損害の額および(3)の費用のうち実際に発生した額の合計額}} - \boxed{\text{(1)の保険金の額および(3)の費用の額の合計額}} = \boxed{\text{被保険者の自己負担額}}$$

備考

第4条の(*2)

「市場販売価格相当額」とは、自動車販売店等が、ご契約のお車と車種、年式が同一で、走行距離、メンテナンス等、使用の状態が同程度の自動車または原動機付自転車を顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます（消費税を含みます）。税金、保険料、登録に必要な費用等は含みません。

傷害総合補償条項

第1章 傷害定額条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、第2条（被保険者）に規定する**被保険者**が急激かつ偶然な外来の事故により身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この傷害定額条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第2条（被保険者）

- (1) この傷害定額条項において**被保険者**とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この傷害定額条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 保険契約者(*3) イ. 被保険者 ウ. 保険金の受取人(*4)。ただし、その者が受け取るべき金額に限りです。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*5)を運転している場合に生じた傷害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(*5)を運転している場合に生じた傷害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*6)自動車(*5)を運転している場合に生じた傷害
⑥	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
⑦	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧	被保険者に対する外科的 手術 その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*5) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*6) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当会社は、**被保険者**が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
---	------------------------

備考

第1条(1)

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

②	被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

(*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。

(*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*4) 水上オートバイを含みます。

(*5) いずれもそのための練習を含みます。

(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額		保険金の受取人
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額(*1)の全額		死亡保険金受取人
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額(*1)	× 保険金支払割合(*2) = 保険金の額	被保険者
③ 入院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合(*3)。ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。	入院保険金日額(*5)	× 入院日数 = 保険金の額	被保険者
④ 手術保険金	入院保険金が支払われる場合に、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設において、傷害の治療を直接の目的としてこの傷害定額条項の別表4に規定する手術を受けたとき。ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間に受けた手術に限ります。	入院保険金日額(*5)	× 手術の種類に対応するこの傷害定額条項の別表4に規定する倍率 = 保険金の額	被保険者
⑤ 通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数以内の通院に限ります。また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	保険証券記載の通院保険金日額	× 通院日数 = 保険金の額	被保険者

ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

ただし、1事故に基づく傷害について、保険証券記載の通院保険支払限度日数分の保険金額を限度とします。

備考

第4条の表の③

「競争等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第5条(1)

傷害総合補償条項における各保険金は、この保険契約の自動車に関する補償の人身傷害保険金、傷害一時金等や、他の傷害保険契約の保険金等が支払われる場合でも、重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、おケガの治療を開始した時点で入院保険金、通院保険金または一時金払保険金をご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

⑥	一時金払 保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合	この傷害定額条項の別表5に規定する額	被保険者
---	-------------	--	--------------------	------

- (2) 死亡保険金において、基本条項第7節第11条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 死亡保険金において、基本条項第7節第11条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) 後遺障害保険金において、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

- (5) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	=	適用する保険金支払割合
------------------------------------	---	----------------------------------	---	-------------

- (6) 後遺障害保険金において、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- (7) 入院保険金において、入院日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*6)である場合に限りません。
- (8) 入院保険金において、被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (9) 手術保険金において、当社は、被保険者が1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合には、この傷害定額条項の別表4に規定する倍率の最も高い手術についてのみ手術保険金を支払います。
- (10) 通院保険金において、通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギブス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限りません。
- ① 長管骨(*7)の骨折または脊柱の骨折によるギブス等
 - ② 長管骨(*7)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*7)部分も含めたギブス等
- (11) 通院保険金において、当社は、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (12) 通院保険金において、被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(13) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第1条(1)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第1条(1)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(14) 当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}(*1)} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

(15) 1回の事故について、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)まで、(13)および(14)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(16) 当社は、(15)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)および(7)から(13)までの規定による入院保険金、手術保険金、通院保険金または一時金払保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) この傷害定額条項の別表3のいずれかに該当し、かつ、医師等の治療を受けた場合を含みます。

(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。

(*5) 入院保険金日額とは、保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

(*6) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*7) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第6条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

別表1 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①の運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3) 職務として操縦する場合を除きます。

(*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。

(*5) パラプレーン等をいいます。

別表2 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(*1) テストライダーをいいます。

(*2) 動物園の飼育係を含みます。

(*3) レフリーを含みます。

別表3 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の③(*3)の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀嚼または言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節(*1)以上(*2)のすべての関節(*1)の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

(*1) 手関節および関節については、基本条項別表1注2.の関節の説明図によります。

(*2) 以上とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の④の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。） （2）瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20 20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） （1）筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。） （2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10 10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢骨観血手術 （2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	10 20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの） （2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20 20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） （1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） （1）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。） （2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	20 40
10. 脊髄、神経の手術 （1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剝離術、移行術） （2）脊髄硬膜内外観血手術	20 40
11. 涙嚢、涙管の手術 （1）涙嚢摘出術 （2）涙嚢鼻腔吻合術 （3）涙小管形成術	10 10 10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） （1）眼瞼下垂症手術 （2）結膜嚢形成術 （3）眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術 （4）眼窩骨折観血手術 （5）眼窩内異物除去術	10 10 20 20 10
13. 眼球・眼筋の手術 （1）眼球内異物摘出術 （2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術 （3）眼球摘出術 （4）眼球摘除および組織または義眼台充填術 （5）眼筋移植術	20 10 40 40 20
14. 角膜・強膜の手術 （1）角膜移植術 （2）強角膜瘻孔閉鎖術 （3）強膜移植術	20 10 20
15. ぶどう膜、眼房の手術 （1）観血的前房・虹彩異物除去術 （2）虹彩癒着剝離術、瞳孔形成術 （3）虹彩離断術 （4）緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.（2）に該当する。）	10 10 10 20

備考

16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術） (2) 網膜光凝固術 (3) 網膜冷凍凝固術	20 20 20
17. 水晶体、硝子体の手術 (1) 白内障・水晶体観血手術 (2) 硝子体観血手術（茎顕微鏡下によるものを含む。） (3) 硝子体異物除去術	20 20 20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術 (2) 観血的鼓膜・鼓室形成術 (3) 乳突洞開放術、乳突削開術 (4) 中耳根本手術 (5) 内耳観血手術	10 20 10 20 20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。） (1) 鼻骨観血手術 (2) 副鼻腔観血手術	10 20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの） (2) 喉頭形成術、気管形成術	40 40
21. 内分泌器の手術 (1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。） (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 (1) 胸郭形成術 (2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術 (3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	20 40 10
24. 心、脈管の手術 (1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。） (2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの） (3) 開心術 (4) その他開胸術を伴うもの	20 40 40 40
25. 腹部の手術 (1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。） (2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	40 10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 (1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。） (2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。） (3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。） (4) 陰茎切断術 (5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 (6) 卵管・卵巣・子宮・子宮付属器手術（人工妊娠中絶術および経腔操作を除く。） (7) 膣腸瘻閉鎖術 (8) 造膣術 (9) 膣壁形成術 (10) 副腎摘出術 (11) その他開腹術を伴うもの	40 20 20 40 20 20 20 20 20 40 40
27. 上記以外の手術 (1) 上記以外の開頭術 (2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。） (3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。） (4) 上記以外の開心術 (5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	40 40 40 40 10

別表5 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の⑥の額

給付金の名称	お支払いする給付金の額		
① 治療給付金	治療日数(*1)の合計が1日以上5日未満となった場合に、1回の事故について1万円		
② 入通院給付金	治療日数(*1)の合計が5日以上となった場合に、1回の事故について下表に規定する額(*2)		
		被保険者が被った傷害(*3)	入通院給付金の額
	ア.	イ.からI.までのいずれにも該当しない傷害	一時金払保険金額(*4)
	イ.	(ア) 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	一時金払保険金額(*4) × 3
	ウ.	(ア) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂	一時金払保険金額(*4) × 5
エ.	(ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ウ) 頸髄損傷 (イ) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷	一時金払保険金額(*4) × 10	

備考

別表5

治療給付金と入通院給付金は重ねてお支払いしません。例えば、頸椎捻挫により治療給付金1万円をお支払いした後に、さらに通院が必要となり、通院日数が5日以上となった場合には、入通院給付金との差額を追加してお支払いします。

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
- ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*5)である場合に限ります。
- iii. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギブス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

(i) 長管骨(*6)の骨折または脊柱の骨折によるギブス等

(ii) 長管骨(*6)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*6)部分も含めたギブス等

(*2) 同一事故により被った傷害が、ア.からI.までの複数に該当する場合、当社はそれぞれの傷害により支払うべき入通院給付金の額のうち、最も高い額を入通院給付金として支払います。

(*3) 被保険者が被った傷害がイ.からI.までのいずれにも該当しない傷害であっても、イ.からI.までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなします。

(*4) 一時金払保険金額とは、保険証券記載の一時金払保険金額をいいます。

(*5) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*6) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、第2条（被保険者）に規定する被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合で、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当するときは、この所得補償条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- (2) この所得補償条項において、身体障害、就業不能、所得、身体障害を被った時、継続契約および初年度契約とは、下表のとおりとします。

① 身体障害	傷害または疾病をいいます。
② 就業不能	被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により被保険者の職業にかかわる業務に終日従事できない状態(*1)をいいます。 ア. その身体障害の治療のため、入院していること。 イ. 上記ア.以外で、その身体障害について、医師等の治療を受けていること。 なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この所得補償条項においては、就業不能とはいいません。
③ 所得	被保険者の職業にかかわる業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
④ 身体障害を被った時	次のいずれかの時をいいます。 ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 イ. 疾病については、医師等の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師等の診断によりはじめて発見された時
⑤ 継続契約	所得補償保険契約(*2)の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする所得補償保険契約(*2)をいいます。
⑥ 初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約(*2)をいいます。

- (*1) 被保険者が2以上の業務に従事している場合は、それらのすべての業務に終日従事できない状態をいいます。
- (*2) この所得補償条項またはこの所得補償条項以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。
- (*3) その所得補償保険契約が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第2条（被保険者）

- (1) この所得補償条項において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この所得補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ア. 保険契約者(*3) イ. 被保険者 ウ. 保険金の受取人(*4)。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害

③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車（*5）を運転している場合に生じた身体障害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（*5）を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて（*6）自動車（*5）を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
⑦	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

(3) 当社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として**医師等**が用いた場合には、保険金を支払います。

(4) 当社は、被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（*7）を被り、これを原因として生じた就業不能に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*5) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*6) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*7) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当社は、下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車（*3）を用いて道路上で競技等（*2）をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法または態様により乗用具（*1）を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等（*2）に準ずる方法または態様により自動車（*3）を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車（*3）を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法もしくは態様により自動車（*3）を使用している間

(*1) 乗用具とは、自動車（*3）、モーターボート（*4）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

(*2) 競技等とは、競技、競争、興行（*5）または試運転（*6）をいいます。

(*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*4) 水上オートバイを含みます。

(*5) いずれもそのための練習を含みます。

(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 当社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
保険期間中に就業不能となり、 医師等 の治療を開始した日以後の就業不能の日数が所得補償免責日数（*1）を超えて継続した場合	$\left(\begin{array}{l} \text{保険証券記載の所得補償保険金日額} \\ \times \left(\begin{array}{l} \text{医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数} \\ - \text{所得補償免責日数} \\ \text{(*1)} \end{array} \right) \end{array} \right) = \text{保険金の額}$ <p>ただし、同一の身体障害（*2）による就業不能について、所得補償てん補日数（*3）分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者

備考

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第4条の表の③

「競争等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

- (2) 就業不能の日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*4)である場合に限りです。
- (3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (4) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当社は、重複しては保険金を支払いません。
- (5) 保険金が支払われる就業不能でなくなった後、その就業不能の原因となった身体障害と同一の身体障害(*2)によって再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については、新たに所得補償免責日数(*1)および所得補償てん補日数(*3)の規定を適用しません。
- (6) (5)の規定にかかわらず、保険金が支払われる就業不能でなくなった日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能として取り扱います。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに所得補償免責日数(*1)および所得補償てん補日数(*3)の規定を適用します。
- (7) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(1)の身体障害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

- (8) 当社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、第1条（この条項の補償内容）(1)の就業不能の日数が延長した場合も、(7)と同様の方法で支払います。
- (9) 同一の身体障害(*2)による就業不能について、被保険者1名に対し当社が支払うべき保険金の額は、(1)から(8)までの規定による額とします。

(*1) 所得補償免責日数とは、保険証券記載の所得補償免責日数をいいます。

(*2) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

(*3) 所得補償てん補日数とは、保険証券記載の所得補償てん補日数をいいます。

(*4) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (2) 第5条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した後に第5条(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した場合は、当社は、この保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因によるものとみなして取り扱います。

別表1 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①の運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。
- (*5) パラプレーン等をいいます。

別表2 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (*1) テストライダーをいいます。
- (*2) 動物園の飼育係を含みます。
- (*3) レフリーを含みます。

II 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条 (告知義務)

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者または**被保険者**になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。
- (2) (1)の被保険者とは、総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては**記名被保険者**(*1)をいいます。
- (3) 傷害総合補償条項所得補償条項において、この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。

(*1) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項の車両条項においては、**ご契約のお車の所有者**とします。

第2条 (通知義務)

- (1) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または**被保険者**は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

総合自動車補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車の用途・車種または登録番号(*1)を変更すること。 ② ご契約のお車の保険証券記載の使用目的(*2)を変更すること。 ③ ①および②のほか、告知事項(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。 <p>(*1) 車両番号を含みます。 (*2) 使用目的とは、業務使用、通勤・通学使用または日常・レジャー使用のいずれかをいいます。 (*3) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
一般自動車補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車の用途・車種または登録番号(*1)を変更すること。 ② ①のほか、告知事項(*2)の内容に変更を生じさせる事実(*3)が発生すること。 <p>(*1) 車両番号および標識番号を含みます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*3) 告知事項(*2)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
個人用自動車補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車の用途・車種または登録番号(*1)を変更すること。 ② ご契約のお車の保険証券記載の使用目的(*2)を変更すること。 ③ ①および②のほか、告知事項(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。 <p>(*1) 車両番号および標識番号を含みます。 (*2) 使用目的とは、業務使用または日常・レジャー使用のいずれかをいいます。 (*3) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
自動車運転者補償事項	告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること。 (*1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
住まいの補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① 保険の対象を他の場所に移転すること。 ② 保険の対象(*1)の構造または用途を変更(*2)すること。 ③ ①および②のほか、告知事項(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。 <p>(*1) 付帯された特約により保険の対象に動産が含まれるときは、これを収容する建物とします。 (*2) 保険の対象の内部で行う製造・加工等の工業上の作業を含みます。 (*3) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
傷害総合補償条項	告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること。 (*1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

備考

第1節第1条

保険契約申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に保険契約申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。告知事項は、「告知事項・通知事項一覧(P.25)」をご参照ください。

第1節第2条

保険契約申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知事項は、「告知事項・通知事項一覧(P.25)」をご参照ください。

- (2) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に書面等によって通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第4条（ご契約のお車の譲渡）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) **ご契約のお車**が譲渡(*1)された場合であっても、この保険契約の権利および義務(*2)は、譲受人(*3)に移転しません。ただし、保険契約者が、この保険契約の権利および義務(*2)をご契約のお車の譲受人(*3)に譲渡(*1)することを当会社に書面等により通知して承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、この保険契約の権利および義務(*2)は、譲受人(*3)に移転します。
- (2) 当社は、ご契約のお車が譲渡(*1)された後(*4)に、ご契約のお車について生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

- (*1) 譲渡には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または**記名被保険者**(*5)とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。
- (*2) この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
- (*3) 譲受人には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- (*4) (1)のただし書の通知を受領した後を除きます。
- (*5) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者とします。

第5条（ご契約のお車の入替）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 下表のいずれかに該当する場合は、新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)について、この保険契約を適用します。ただし、保険契約者が**書面等**をもってその事実を当社に通知し、その新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)と**ご契約のお車**の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときに限ります。

①	次のいずれかに該当する者による新規取得自動車(*1)である場合 ア. ご契約のお車の所有者(*3) イ. 記名被保険者 ウ. 記名被保険者(*4)の配偶者(*5) エ. 記名被保険者(*4)またはその配偶者(*5)の 同居の親族
②	ご契約のお車を廃車等(*6)した場合。ただし、ご契約のお車の廃車等(*6)の時点で①のア. からエ. までのいずれかに該当する者を所有者(*3)とする所有自動車(*2)がある場合に限り、 ります。

- (2) (1)の表のいずれかに該当する事実のあった後に、(1)のただし書に規定する通知を受けるまでの間に新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)について生じた事故による損害または**傷害**に対しては、当社は、この保険契約による保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、(1)に規定するご契約のお車の入替において、(1)の表の①の事実があった場合は、下表をすべて満たす場合に限り、当社は、入替自動車(*7)をご契約のお車とみなして、入替自動車の取得日(*8)以後下表の②の請求を当社が承認するまでの間は、この保険契約を適用します。

①	ご契約のお車を廃車等(*6)したこと。
②	入替自動車の取得日(*8)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したこと。
③	次のいずれかに該当すること。 ア. ご契約のお車の所有者(*3)が個人であること。 イ. 保険証券にノンフリート契約であることが記載されていること。

- (4) (3)の規定により、入替自動車(*7)に対してこの保険契約が適用される場合には、ご契約のお車の廃車等(*6)があった後に、そのご契約のお車について生じた事故による損害または**傷害**に対しては、当社は、この保険契約による保険金を支払いません。

(5) (3)の規定により、入替自動車(*7)に対してこの保険契約が適用される場合で、ご契約のお車に車両条項が適用されているときは、入替自動車の取得日(*8)以降の車両保険契約については、下表の左欄に規定する入替自動車(*7)の種類に対応する、下表の右欄の規定を適用します。

① レンタカー等の自動車(*9)である場合	入替自動車(*7)に対しては車両価額協定保険特約を適用しません。この場合、入替自動車の価額(*10)を保険金額とします。
② レンタカー等の自動車(*9)以外の場合	入替自動車の価額(*10)を保険金額として入替自動車(*7)に対して車両価額協定保険特約を適用します。ただし、同特約第3条(協定保険価額の変更)の規定は適用しません。

- (*1) 新規取得自動車とは、ご契約のお車と用途・車種が同一(*11)である、新たに取得(*12)した自動車または原動機付自転車をいいます。
- (*2) 所有自動車とは、ご契約のお車と用途・車種が同一(*11)であり、(1)の表の①のA.からI.までのいずれかに該当する者が所有者(*3)である自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、ご契約のお車および新規取得自動車(*1)を除きます。
- (*3) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - i. 自動車または原動機付自転車がある権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ii. 自動車または原動機付自転車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - iii. i.またはii.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
- (*4) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*3)とします。
- (*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*6) 廃車等とは、廃車、譲渡または返還をいいます。
- (*7) 入替自動車とは、新規取得自動車(*1)のうち、ご契約のお車の廃車等(*6)を行った後、その代替として(1)の表の①のA.からI.までのいずれかに該当する者が新たに取得(*12)したものをいいます。
- (*8) 入替自動車の取得日は、保険契約者または入替自動車(*7)の所有者(*3)が当会社に提出した確認資料により、次のとおり取り扱います。
 - i. 提出した確認資料で入替自動車(*7)を取得(*12)した日が確認できる場合は、実際に入替自動車(*7)を取得(*12)した日。ただし、当社が妥当と認めた場合に限りです。
 - ii. 入替自動車(*7)の自動車検査証以外の確認資料では入替自動車(*7)を取得(*12)した日が確認できない場合は、入替自動車(*7)の自動車検査証に(1)の表の①のA.からI.までのいずれかに該当する者の氏名または名称が記載された日
- (*9) レンタカー等の自動車とは、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車または原動機付自転車を除きます。
- (*10) 入替自動車の価額とは、入替自動車(*7)の取得(*12)の時における入替自動車(*7)と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。
- (*11) 別表2において、新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)が、ご契約のお車と同一区分内にある場合には、同一の用途・車種であるものとみなします。
- (*12) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第6条 (保険金額の調整)

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の際、保険金額が保険の対象(*1)の価額(*2)を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。
 - (2) 保険契約の締結の後、保険の対象(*1)の価額(*2)が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象(*1)の価額(*2)に至るまでの減額を請求することができます。
 - (3) 当社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (*1) 保険の対象には、ご契約のお車を含みます。
 - (*2) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、ご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

第1節第6条(1)

超過していた部分について保険契約を取消した場合には、取消した分の保険料を返還します。

第7条 (保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、書面等をもってその事実を当社に通知して承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当社に通

第1節第7条(1)

第5節第11条の規定により保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効します。保険の対象の譲渡と同時に保険契約の権利および義務を譲渡しようとする時は、あらかじめご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

知しなければなりません。

- (3) 保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者(*2)は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければなりません。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) 保険契約者が被保険者と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第8条（告知義務および通知義務に関する特則）

住まいの補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

第1条（告知義務）および第2条（通知義務）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

住まいの補償条項	保険の対象の追加
傷害総合補償条項	保険金の支払に関する条項の追加または 被保険者 の追加

第9条（被保険者による保険契約の解除請求）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) **被保険者**が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。

①	この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金の受取人に、第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③に規定する事由が生じた場合
④	②または③のほか、保険契約者または保険金の受取人が、②または③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑤	保険契約者と被保険者との間の 親族 関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 保険契約者は、(1)の表のいずれかに該当する場合において、被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。

- (3) 被保険者は、(1)の表の①に該当する場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

- (4) (3)の規定により保険契約が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、そのことを書面により通知するものとします。

- (5) 当会社は、(2)または(3)の通知を受けた場合には、(2)の通知のときは保険契約者に対して、(3)の通知のときは被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結(*1)の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結(*1)と同時に払い込まなければなりません。

- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故または発病した疾病の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末

- (3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*2)の属する月

備考

第1節第7条(3)

「包括承継」とは、他人の権利義務を一括して承継することをいいます。

第2節第1条(1)

保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期日の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

の翌月末までに**被保険者**、保険金の受取人または保険金請求権者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故の発生の日または疾病の発病の日以前に到来した払込期日(*2)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日または疾病の発病の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*2)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(6) 保険契約者は、当会社に**書面等**により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合があります。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*2)に保険料(*3)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*2)の前日までにその払込期日(*2)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*4)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*4)が、提携金融機関(*5)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*2)が(1)の表の①の提携金融機関(*5)の休業日に該当し、指定口座(*4)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*2)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、**初回保険料**の払込期日(*2)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

①	初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*5)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*2)とみなしてこの条項の規定を適用します。
②	初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるとき。	第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月の払込期日(*2)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*6)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

第2節第2条

保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。

- (*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。
 (*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。
 (*3) 追加保険料を含みます。
 (*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
 (*5) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
 (*6) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

- (1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*2)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当社が①の申出を承認する場合

- (2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*3)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第1条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
②	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

- (3) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

①	当社が、クレジットカード会社からその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*3)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

- (4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

- (5) 当社がクレジットカード会社から払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*2)については、当社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

- (6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料(*5)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。

- (*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。
 (*2) 追加保険料を含みます。
 (*3) 当社の指定するクレジットカードに限ります。
 (*4) 保険証券記載の払込期日をいいます。
 (*5) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当社がこれを承認する場合
②	第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

(*1) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者は、事故、損害もしくは傷害が発生したことまたは被保険者が疾病を発病したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	損害の発生および拡大の防止に努めること(*1)。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*2)または疾病の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*2)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容。ただし、傷害総合補償条項については、この規定を適用しません。
④ 他の保険契約等の通知 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	他の保険契約等の有無および内容(*3)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	損害賠償の請求(*4)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	他人に損害賠償の請求(*4)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

備考

第3節第1条

事故、損害または傷害が発生もしくは疾病が発病したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.47をご参照ください。

⑦ 盗難の届出 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	保険の対象(*5)に盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	保険の対象(*5)を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 責任の無断承認の禁止 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、この規定を適用します。	損害賠償の請求(*4)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑩ 調査の協力等	①から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害もしくは疾病の調査に協力すること(*6)。

(2) 傷害総合補償条項傷害定額条項に規定する死亡保険金を補償する場合において、保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が搭乗している航空機または船舶に下表の左欄に該当する事由が生じたときは、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生状況を当会社に書面等により通知すること。

(3) 傷害総合補償条項所得補償条項において、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が所得補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の就業不能となった場合は、下表のことを履行しなければなりません。

就業不能となったその日を含めて30日以内に、傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当会社に通知すること。

- (*1) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、損害の発生および拡大の防止に努めることには、運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせることを含みます。
- (*2) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
- (*3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (*4) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (*5) 保険の対象には、ご契約のお車を含みます。
- (*6) 住まいの補償条項において、保険の対象について損害が生じた場合、当社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(1)の表の②から⑤まで、同表の⑦、同表の⑧または同表の⑩	第1条(1)の表の②から⑤まで、同表の⑦、同表の⑧または同表の⑩の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条(1)の表の⑨	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑩に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくはは

証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (3) 傷害総合補償条項においては、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなくて、第1条(事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務)(2)または(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条(人身傷害事故発生時の義務等)

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 被保険者が人身傷害条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害を被った場合(*1)で、賠償義務者(*2)があるときは、保険金請求権者は賠償義務者(*2)に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求(*3)をし、かつ、下表の事項を当社に書面等により通知しなければなりません。

①	賠償義務者(*2)の住所、氏名または名称および被保険者との関係
②	賠償義務者(*2)が法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
③	賠償義務者(*2)に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
④	保険金請求権者が人身傷害条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害に対して、次のいずれかに該当する者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額 ア. 賠償義務者(*2) イ. 自賠償保険等または対人賠償保険等の保険者または共済者 ウ. 賠償義務者(*2)以外の第三者
⑤	人身傷害条項第1条(2)に規定する人身傷害事故の原因となったご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車がある場合、その所有者(*4)の住所、氏名または名称および被保険者との関係

- (2) 保険金請求権者は、(1)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。

- (3) 保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)および(2)の規定に違反した場合は、当社は、保険金請求権者に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて保険金を支払います。

- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)および(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (5) 当社は、賠償義務者(*2)または人身傷害条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合で、当社が必要と認めるときは、これらの者に対し、下表のを行うことがあります。

①	保険金、共済金その他の給付の有無および額についての照会
②	当社の支払保険金についての通知

- (6) 保険契約者または被保険者は、人身傷害条項第1条(この条項の補償内容)(2)に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(*1) 被保険者の父母、配偶者(*5)または子が人身傷害条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害を被った場合を含みます。

(*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*5)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*4) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. 自動車または原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.またはii.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第3節第3条(6)

ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

賠償責任条項	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
--------	--

② 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項において、人身傷害条項、傷害一時金条項および車両条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

人身傷害条項	下表の左欄に規定する事由に対応する下表の右欄に規定する時
	ア. 被保険者が死亡した場合 被保険者が死亡した時
	イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合 被保険者に後遺障害が生じた時
	ウ. 被保険者が傷害を被った場合 被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時または被保険者に後遺障害が生じた時
傷害一時金条項	事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時
車両条項	損害が発生した時

③ 住まいの補償条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

住まいの補償条項	損害が発生した時
----------	----------

④ 傷害総合補償条項において、傷害定額条項および所得補償条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

傷害総合補償条項傷害定額条項	下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時
	ア. 死亡保険金 被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金 被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金および手術保険金 被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
	エ. 通院保険金 被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が通院保険支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
	オ. 一時金払保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時
傷害総合補償条項所得補償条項	次のいずれか早い時 ア. 就業不能が終了した時 イ. 保険金の支払を受けられる就業不能の日数が所得補償でん補日数を超えて継続した場合は、所得補償でん補日数を経過した時 ウ. 被保険者が、保険金の支払を受けられる就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

(2) 被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

備考

第4節第1条

対人賠償責任保険や人身傷害保険の保険金等、一部の保険金については、第4節第2条(4)に規定する保険金の内払を行います。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害もしくは**疾病**の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者、保険金の受取人、保険金請求権者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者、保険金の受取人、保険金請求権者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者、保険金の受取人、保険金請求権者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の右欄の書類または証拠

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項、 個人用自動車補償条項 および自動車運転者補償 条項	ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。 イ. 賠償責任条項に係る保険金を請求する場合は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類 ウ. ご契約のお車の盗難 による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
住まいの補償条項	ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
傷害総合補償条項	ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類

第4節第1条(2)⑤の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項欄の7.

「提出できない相当な理由」とは、被保険者が警察署へ交通事故届出を行ったが、私有地内での事故であったため受理されなかった場合等が該当します。

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する**書面等**において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、賠償責任条項第4条(お支払いする保険金) (1)の表の②に規定する対人臨時費用保険金の請求は、**記名被保険者**を経由して行うものとします。
- (6) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項において、人身傷害条項の規定に基づく保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者(*6)を経由して行うものとします。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*7)および被害が生じた物の写真(*8)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害または疾病に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害もしくは疾病の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 次のいずれかに該当する事故の場合に限って提出するものとします。
 - i. 人の死傷を伴う事故
 - ii. 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、ご契約のお車とご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の**損壊**を伴う事故
 - iii. 自動車運転者補償条項においては、借用自動車(*9)と借用自動車(*9)以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の損壊を伴う事故
- (*6) 保険金請求権者に限ります。
- (*7) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*8) 画像データを含みます。
- (*9) 借用自動車とは、自動車運転者補償条項賠償責任条項第2条(借用自動車)に規定する借用自動車をいいます。

第2条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害もしくは 傷害 発生または 疾病 の発病の有無および 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)または傷害もしくは疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(*3)

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*4)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の③の事項のうち、 後遺障害 の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*5)	180日
⑤	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*6)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者から保険金の内払の請求がある場合で、当社が承認したときに限り、当社の定める方法により保険金の内払を行います。

(5) 保険金の支払は、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が第1条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) 傷害総合補償条項には、この規定は適用しません。

(*4) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*5) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*6) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

(1) **被保険者**、保険金の受取人または保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者の代理人がいなときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当社に申し出て、当社の承認を得るものとします。

①	被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

(2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項、 個人用自動車補償条項	<p>① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額</p> <p>ア. 賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項に関しては、損害の額または費用(*1)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>イ. アの規定にかかわらず、賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>ウ. 傷害一時金条項に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額</p> <p>③ ②の損害の額または費用(*1)は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p>
自動車運転者補償条項	<p>① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合で、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、借用自動車(*3)がレンタカー等の自動車(*4)である場合は、損害の額が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときにかぎり、その超過額(*2)</p> <p>④ ②および③の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p>

住まいの補償条項	<p>① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額</p> <p>ア. 損害額(*5)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>イ. 住まい条項第7条（支払保険金の計算）(2)、(4)および(5)の費用に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額(*6)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>③ ①の場合において、保険の対象について再取得価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払うことを規定した約款のない他の保険契約等があるときには、①の規定にかかわらず②の規定に基づいて算出した保険金の額(*2)。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、②の規定を適用します。</p>
----------	---

(*1) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項の人身傷害条項および車両条項においては、それぞれの保険契約または共済契約における損害の額または費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

(*2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(*3) 借用自動車とは、自動車運転者補償条項賠償責任条項第2条（借用自動車）に規定する借用自動車をいいます。

(*4) レンタカー等の自動車とは、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車または原動機付自転車を除きます。

(*5) 損害額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(*7)を差し引いた残額をいいます。

(*6) 住まい条項第7条（支払保険金の計算）(4)または(5)の保険金の場合は、別表 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表の水道管凍結修理費用保険金または地震火災費用保険金の限度額をいいます。

(*7) 他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第6条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 当会社は、**被保険者の傷害**または**疾病**に関して、保険金支払事由発生等の通知または保険金の請求を受けた場合は、傷害または疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、下表の①の者に対して下表の②のものの提出を求められます。

①	保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者その他の関係者
②	被保険者に関する当会社の指定する 医師等の診断書 (*1)その他医学的検査の対象となった標本等

(2) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害を被った場合で、医師等による治療期間が1年を超えるときは、当会社は、同条(2)に規定する人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者に対し当会社の指定する医師等の診断書(*1)の提出を求められます。

(3) (1)および(2)の提出のために必要とした費用(*2)は、当会社が負担します。

(*1) 医師等の診断書には、死体検案書を含みます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第7条（損害賠償額の請求および支払）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または 傷害 の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本

④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当社は、下表の左欄の規定に該当する場合は、請求完了日(*6)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な下表の右欄の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

総合自動車補償条項賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実 ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
一般自動車補償条項賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
個人用自動車補償条項賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
自動車運転者補償条項賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	

- (5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*6)からその日を含めて下表の右欄の日数(*7)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*8)	180日
⑤ (4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*9)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

- (※1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※10)および被害が生じた物の写真(※11)をいいます。
- (※2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (※5) 次のいずれかに該当する事故の場合に限って提出するものとします。
- i. 人の死傷を伴う事故
 - ii. 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、**ご契約のお車**とご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の**損壊**を伴う事故
 - iii. 自動車運転者補償条項においては、借用自動車(※12)と借用自動車(※12)以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の損壊を伴う事故
- (※6) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
- (※7) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (※8) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (※9) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (※10) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (※11) 画像データを含みます。
- (※12) 借用自動車とは、自動車運転者補償条項賠償責任条項第2条(借用自動車)に規定する借用自動車をいいます。

第8条(盗難自動車の返還)

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

当社が車両条項の規定に基づき**ご契約のお車**の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、**被保険者**は、既に受け取った保険金を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでにご契約のお車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条(保険契約の取消し)

保険契約の締結の際、保険契約者、**被保険者**または指定された保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第2条(保険契約の無効または失効)

(1) 下表のいずれかに該当する事実があった場合は、この保険契約は**無効**とします。

①	保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってしたこと。
②	保険契約者以外の者を 被保険者 とする保険契約について死亡保険金の受取人指定をする場合において、その被保険者の同意を得なかったこと。ただし、指定した保険金の受取人が被保険者または被保険者の法定相続人である場合は、この規定を適用しません。
③	②にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約について、その者の同意を得なかったこと。

(2) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は**失効**します。

住まいの補償条項	損害額(※1)がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が 再取得価額 を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。
傷害総合補償条項	死亡保険金を支払うべき 傷害 によって被保険者が死亡したこと。

(3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

住まいの補償条項	(2)に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。ただし、 建物の建替 等に基づき保険契約者または被保険者から保険契約存続の申出があり、当社がこれを承認した場合については、この規定は適用しません。
----------	--

第5節第2条(3)

建物を建て替える場合には、事前にご連絡ください。原則として建物を取り壊した時にこの保険契約は失効しますが、事前に手続きいただいた場合には、建替後の建物にもこの保険契約を適用することができます。

傷害総合補償 条項傷害定額 条項	(2)に該当する場合を除き、被保険者が死亡したこと。
傷害総合補償 条項所得補償 条項	被保険者が死亡したこと、または被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事する見込みがなくなったこと。

(*1) 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者(*1)の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者(*1)が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合、または傷害総合補償条項所得補償条項においては、保険期間の初日(*2)からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由が生じなかった場合
②	当社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*3)
③	保険契約者または被保険者(*1)が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前または疾病が発病する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者(*1)がその訂正すべき事実を当社に告知していたとしても当社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害もしくは傷害が発生した後または疾病が発病した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害もしくは傷害または疾病については適用しません。

(*1) 被保険者とは、総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては記名被保険者(*4)をいいます。

(*2) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日をいいます。

(*3) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(*4) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項の車両条項においては、ご契約の車の所有者とします。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当社は、第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害もしくは傷害または発病した疾病が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害もしくは傷害または疾病については適用しません。

(5) 当社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(6) (5)の規定による解除が損害もしくは傷害または発病した疾病が生じた後になされた場合

備考

第5節第3条

第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)の表の①および付表1-1をご参照ください。

第5節第4条

第5節第4条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の②および付表1-1をご参照ください。

であっても、当社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

- (*1) 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
 (*2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書類等において定めたものをいいます。
 (*3) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者、 被保険者 または保険金の受取人(*1)が当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、 傷害 または 疾病 を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金の受取人(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	傷害総合補償条項においては、 他の保険契約等 との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
④	①から③までのほか、保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害もしくは傷害が発生した後または疾病が発病した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

- (*1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2) 未遂の場合を含みます。
 (*3) 被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料 について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の 追加保険料 の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

- (*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
 (*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。
 (*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または⑥の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
 (*4) 追加保険料払込期日とは、当社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受

第5節第5条

第5節第5条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1-1をご参照ください。

第5節第6条

- 保険料不払により保険契約を解除する場合における保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の④および付表1-1をご参照ください。
- 普通保険約款総合自動車補償条項または一般自動車補償条項において、保険料不払によりご契約が解除された場合は、7等級以上のノンフリート等級を継承できなくなりますのでご注意ください。詳しくはP.31をご参照ください。

第5節第6条(1)の表の④

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

けた場合または同節第1条(1)の表の②、③もしくは⑥もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*5) 払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対して、支払った保険金に限ります。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当社に対する**書面等**による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) (1)の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第5節第7条(1)

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払いの保険料を解約日以降にご請求することができます。このお支払いがない場合、第5節第7条(2)および第8条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第6条(保険料不払による保険契約の解除) (1)または第7条(保険契約者による保険契約の解除) (2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第6条(1)の表の②の規定による解除の場合	第6条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第6条(1)の表の③の規定による解除の場合	第6条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第6条(1)の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の 追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第6条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第6条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第6条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条（ご契約のお車を譲渡した場合の解除）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当社は、第1節第4条（**ご契約のお車の譲渡**）(1)の規定による承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、この保険契約を解除することができます。ただし、ご契約のお車が譲渡(*1)された場合に限ります。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (2) (1)の規定は、当社が第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)の規定による承認の請求を受けた日からその日を含めて30日を経過した場合には適用しません。

(*1) 譲渡には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または**記名被保険者**(*2)とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。

(*2) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者とします。

第10条（ご契約のお車の入替の場合の解除）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当社は、第1節第5条（**ご契約のお車の入替**）(1)の規定による承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、この保険契約を解除することができます。ただし、ご契約のお車が廃車等(*1)された場合に限ります。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当社が第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)の規定による承認の請求を受けた日からその日を含めて30日を経過した場合には適用しません。

(※1) 廃車等とは、廃車、譲渡または返還をいいます。

第11条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 第1節第7条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務(※1)は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務(※1)を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ書面等をもって当社に通知し承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。
- (2) 当社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

(※1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第12条（包括して契約した場合の保険契約の失効）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれの保険の対象について、第2条（保険契約の無効または失効）(2)または(3)の規定を適用します。

第13条（保険契約の無効または失効に関する特則）

住まいの補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

第1条（保険契約の取消し）および第2条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

住まいの補償条項	保険の対象の追加
傷害総合補償条項	保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加

第14条（保険契約の解除に関する特則）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

下表の規定の適用に際して、保険金の支払に関する条項または被保険者ごとに保険契約を解除することができるものとします。

①	第3条（告知義務違反による保険契約の解除）
②	第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)の承認をする場合
③	第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)の承認をする場合
④	第1節第6条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合
⑤	第1節第9条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)の通知を受けた場合
⑥	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

- (2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更または補償条項の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

第5節第11条

保険の対象の譲渡により保険契約が失効する場合における保険料の返還については、第6節第9条および付表1-1をご参照ください。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、 未経過期間 に対する保険料(*2)を返還し、または 追加保険料 を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、 契約内容変更日 の属する 保険年度 においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に 初回保険料 の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第5節第2条（保険契約の**無効**または**失効**）に規定する保険契約の無効の場合は、下表のとおり取り扱います。

① 第5節第2条(1)の表の①に該当する場合	保険料は返還しません。
② 第5節第2条(1)の表の②または同表の③に該当する場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

(7) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。ただし、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年を超える保険契約(*8)の場合	付表1-2に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が1年以下の保険契約(*8)の場合	保険料は返還しません。
③ 傷害総合補償条項所得補償条項の場合	付表1-1に規定する保険料を返還します。

(8) 下表のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

① 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
② 第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③ 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④ 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤ 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

(9) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

- (*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。
- (*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
- (*3) (1)の表の①または⑥の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (*4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の②、③もしくは⑥もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*9)が生じた日または当社が承認を行った日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
- (*5) 追加保険料払込期日とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の②、③もしくは⑥もしくは(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

- (*6) (1)の表の①または⑥の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限りです。
- (*7) 既に保険金を支払っていた場合は、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*8) 傷害総合補償条項所得補償条項を含みません。
- (*9) 危険増加とは、危険(*10)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*10)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*10) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当社が請求した**追加保険料**について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合

(3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア.	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
イ.	第5節第8条（保険契約解除の効力）
ウ.	第6節第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
エ.	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができます。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の②、③もしくは⑥もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当社が請求した**追加保険料**について、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法クレジットカード払方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

①	当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

- (3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領取できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 当社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日または疾病の発病の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

- (2) (1)の場合において、事故の発生の日または疾病の発病の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

- (3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生または疾病が発病した場合において、保険契約者または被保険者は、下表に規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第1節第2条（通知義務）(1)、同節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)、同節第5条（ご契約のお車の入替）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故の発生または疾病の発病の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の②、③もしくは⑥もしくは同条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

第1節第6条（保険金額の調整）(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第6条（ご契約のお車の譲渡による保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第9条（**ご契約のお車**を譲渡した場合の解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第7条（ご契約のお車の入替による保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第10条（**ご契約のお車**の入替の場合の解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第8条（特約の規定により保険契約を解除した場合の保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、次の規定を適用します。

この保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第9条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第11条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の**失効**）(1)の規定により、保険契約が失効した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第10条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

保険契約者または**被保険者**が、第1節第9条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)の規定により、保険契約を解除した場合は、付表2に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては保険金を支払いません。
- (3) 当社は、保険契約者が当社へ必要事項が記載された**保険契約申込書等**を提出し、当社がこれを承認した時までに生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては保険金を支払いません。
- (4) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第2条（代位）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 損害が生じたことにより**被保険者**または保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金(*2)を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金請求権者が引き

続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 (3) 被保険者が取得した債権が下表の左欄のいずれかに該当する場合は、対応する下表の右欄に規定するところによります。

車両損害に関するものである場合	当会社は、正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者に対しては、(1)において当会社に移転した権利を行使しません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、その権利を行使することができます。 ① 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害 ② 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が、次のア.からウ.までのいずれかに該当する場合に生じた損害 ア. 運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合 イ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合 ウ. 酒気を帯びて(*3)ご契約のお車を運転している場合 ③ 自動車取扱業者 が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に生じた損害
総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、この規定を適用します。	
賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する 建物 を、保険の対象とする場合	被保険者が借家人(*4)に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*4)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。
住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	

第7節第2条(3)の表の②7.
 「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
 1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
 2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
 3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者
 *運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (*2) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、傷害一時金条項の規定に基づいて支払われる保険金を除き、傷害総合補償条項においては、傷害定額条項の規定に基づいて支払われる保険金を除きます。
- (*3) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*4) 借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第3条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、**書面等**をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。ただし、総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、下表の右欄の規定により取り扱います。

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項	保険契約者がこの保険契約の権利および義務(*1)を ご契約のお車 の譲受人(*2)に移転させる場合は、第1節第4条(ご契約のお車の譲渡)(1)の規定によるものとします。
住まいの補償条項	被保険者 が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第7条(保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)(1)の規定によるものとします。

- (2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が**失効**するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*3)を負うものとします。
- (*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
- (*2) 譲受人には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- (*3) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

当社は、下表に規定する損害または**傷害**もしくは**疾病**に対してのみ保険金を支払います。

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項	ご契約のお車 が日本国内(*1)にある間に生じた事故による損害または傷害
自動車運転者補償条項	賠償責任条項第2条（借用自動車）に規定する借用自動車が日本国内(*1)にある間に生じた事故による損害または傷害
傷害総合補償条項	被保険者 が日本国内または国外において事故により被った傷害または発病した疾病

(*1) 日本国内には、日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条（損害賠償額請求権の行使期限）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、次の規定を適用します。

賠償責任条項の損害賠償請求権者の直接請求権に関する規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者 が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条（被害物についての当会社の権利）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当社が車両条項の規定に基づき全損(*1)として保険金を支払った場合は、当社は、**ご契約のお車**について**被保険者**が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額(*2)に達しない場合は、当社は、支払った保険金の額の保険価額(*2)に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) ご契約のお車の部分品または付属品が盗取された場合に、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗取された物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しないことの意味を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車または部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

(*1) 全損とは、車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損をいいます。

(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

第9条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合には、特に記載のないかぎり、明細書ごとに支払保険金の計算に関する規定を適用します。

第10条（残存物および盗難品の帰属）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
 - (2) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、住まい条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
 - (3) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の再取得価額に対する割合によって、当社に移転します。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*1)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (*1) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、住まい条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第11条（死亡保険金受取人の変更）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、**被保険者**の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (7)にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約については、(2)および(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人とします。
- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (11) 当社は、(3)または(6)の通知を受けた場合には、(3)の通知のときは保険契約者に対して、(6)の通知のときは保険契約者の法定相続人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第12条（被保険者の年齢および性別の取扱い）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) **被保険者**の契約年齢は保険期間の初日の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約の締結の後の被保険者の年齢は、**保険年度**の初日応当日をむかえることに、その日の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (3) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の下表のいずれかの方法により取り扱います。

①	保険期間の初日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
②	保険期間の初日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の範囲外であった場合は、その保険金の支払に関する条項を 無効 として既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険期間の初日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢に達した日から実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

- (4) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

第13条（契約内容の登録）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当会社は、この保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更の際、この保険契約またはこれに付帯する特約に関して、次の下表の事項を協会(*1)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険証券記載の保険金額等および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、下表の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*1)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

この保険契約によって保険金を支払うべき事故による損害もしくは**傷害**または**疾病**に対して保険金を支払うべき**他の保険契約等**の内容

- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
 (4) 協会(*1)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、下表に規定するもの以外に公開しないものとします。

①	(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
②	犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*1)に照会することができます。

(*1) 協会とは、社団法人日本損害保険協会をいいます。

第14条（用語および補償条項ごとの適用等）

- (1) この条項に規定されていない用語については、普通保険約款または各補償条項における規定を準用します。
 (2) 普通保険約款(*1)または各補償条項(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。
 (3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな補償条項を追加する場合を含むものとします。
 (4) (3)の適用においては、下表に記載する普通保険約款または補償条項は同一普通保険約款または同一補償条項とみなします。

総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項

- (5) 普通保険約款(*1)または各補償条項(*1)により規定される用語は、特に記載のないかぎり、普通保険約款(*1)または補償条項(*1)ごとに適用します。
 (6) この条項は、特に記載のないかぎり、普通保険約款(*1)または補償条項(*1)ごとに適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款または補償条項と同一の普通保険約款または同一の補償条項を、引き続き締結することをいいます。

第15条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第16条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2. 1. 以外の後遺障害

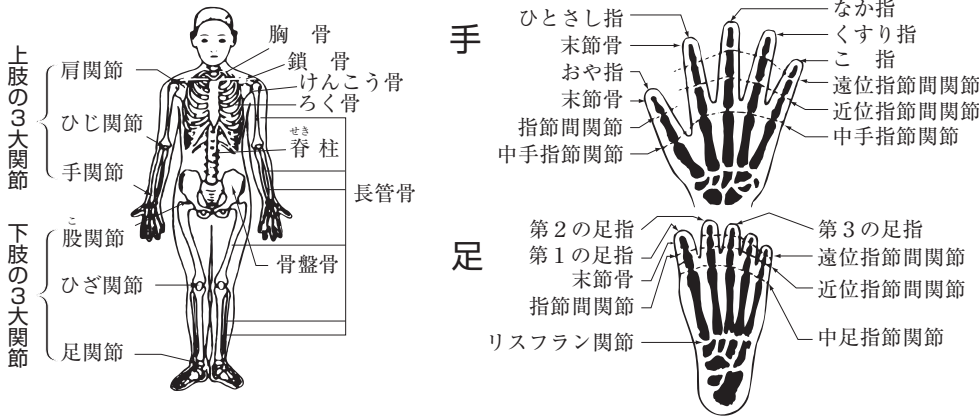
等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの

第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したものの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったものの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手のご指を失ったもの (10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの (15) 女子の外貌に醜状を残すもの
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のご指の用を廃したものの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したものの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男子の外貌に醜状を残すもの

注1. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とします。

注2. 関節などの説明図



別表2 ご契約のお車の入替ができる用途・車種の区分表

	ご契約のお車	第1節第5条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車
総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項	<ul style="list-style-type: none"> 自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1) 	<ul style="list-style-type: none"> → 自家用普通乗用車 → 自家用小型乗用車 → 自家用軽四輪乗用車 → 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) → 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) → 自家用小型貨物車 → 自家用軽四輪貨物車 → 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1)
一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項	<ul style="list-style-type: none"> 二輪自動車 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> → 二輪自動車 → 原動機付自転車

(*1) 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

別表3 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表

保険金の種類	支払限度額
水道管凍結修理費用保険金	1回の事故につき、10万円(*1)または凍結による損害が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額のいずれか低い額
地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*2)を超えるとき
	(2) (1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのこの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に5%(*3)を乗じて得た額を超えるとき

(*1) 他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額

(*2) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額

(*3) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合

付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

補償条項	保険期間	払込方法	返還保険料の額
総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項、 個人用自動車補償条項 および 自動車運転者補償条項	1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
住まいの補償条項	1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
傷害総合補償条項	1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料(略)

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

補償条項	保険期間	払込方法	返還保険料の額
総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項、 個人用自動車補償条項 および 自動車運転者補償条項	1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
		一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

備考

付表2
保険期間が1年未満に該当する保険契約のうち、付表3の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合や契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合(この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合を除きます。)は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく適用保険料から既経過期間に対して付表3の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。

補償条項	保険期間	払込方法	返還保険料の額
住まいの補償条項	1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*4) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
		一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
傷害総合補償条項	1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
		一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

(*4) この保険契約に地震保険普通保険約款に基づく契約が付帯されている場合で、地震保険普通保険約款に基づく契約のみを解除するときは、「付表3の「短期料率」を「月割」と読み替えて適用します。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

■ 備 考

新総合保険 特約

①家財補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 家財	建物内(*1)に収容される生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
② 生活用家財	家財のうち、高額貴金属等を除いたものをいいます。
③ 高額貴金属等	家財のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再取得価額(*2)が30万円を超えるものをいいます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第3条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、第4条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

① 普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金
② 普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

(2) 当社は、下表の費用保険金を支払います。

① 普通保険約款住まい条項第1条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
② 普通保険約款住まい条項第1条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③ 普通保険約款住まい条項第1条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 当社は、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難・水濡れ等」に「○」が付されている場合には、保険証券記載の建物内(*1)に収容される、次の①または②に規定するものについて生じた盗難による損害に対して、損害保険金を支払います。なお、いずれの損害についても普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）⑦に規定する届出をしなければなりません。

① 生活用の通貨等。ただし、生活用の通貨等のうち、小切手、手形、電子マネーおよび乗車券等については、それぞれ下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄の条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限ります。

	条件
ア. 小切手	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
イ. 手形	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 (ウ) 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
ウ. 電子マネー	(ア) 電子マネーを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等が盗難されたこと。 (イ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに使用停止の手続をとったこと。ただし、使用停止手続が可能な場合に限ります。
エ. 乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。

② 生活用の預貯金証書。ただし、下表に規定する条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限ります。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*2)。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

〈家財補償特約 第3条(3)〉

生活用の通貨等・預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で、かつ第3条(3)の条件に合致する場合は保険金をお支払いします。生活用の通貨等・預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の家財のうち生活用家財および高額貴金属等とします。
- (2) 保険証券記載の保険の対象の所有者と生計を共にする**親族**の所有する生活用家財および高額貴金属等で保険証券記載の建物内(*1)に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、(1)の保険の対象に含まれます。
- (3) 建物と家財の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険証券記載の建物の共用部分に収容されている物

(4) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、船舶または航空機およびこれらの付属品
②	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、第3条（この特約の補償内容）(3)に規定する損害保険金は支払います。
③	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤	業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑥	商品・製品等
⑦	動物、植物等の生物
⑧	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合の追加）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）に加えて、保険の対象が保険証券記載の**建物**内(*1)に収容されていないときに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に加えて、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、保険の対象のうち、楽器について生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
②	打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
③	音色または音質の変化の損害

(3) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、下表のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハングライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物

(*1) 建物内には軒下を含みます。

〈家財補償特約 第4条(1)〉

保険証券記載の建物に付属する屋根つきの自転車置場、車庫等の付属建物の中に置かれている自転車は保険の対象に含まれます。

〈家財補償特約 第4条(4)②〉

生活用の通貨等・預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で、かつ第3条(3)の条件に合致する場合は保険金をお支払いします。生活用の通貨等・預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

〈家財補償特約 第4条(4)⑤〉

業務用の設備・什器等に関しては「設備什器補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

〈家財補償特約 第4条(4)⑥〉

商品・製品等に関しては「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

〈家財補償特約 第5条〉

- ・カギが盗まれたことによる、カギおよびドアの錠の交換に必要な費用は補償されません。（住まい条項第5条⑩）
- ・「借家人賠償責任補償特約」をご契約いただいている場合で、盗難によりドアの錠に損傷が生じたときは、その修理・交換費用をお支払いします。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 第3条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、損害額から、生活用家財および高額貴金属等それぞれについて下表に定める算式によって算出される**免責金額**(*1)を控除した額とします。

① 生活用家財の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	-	建物の損害額(*2)	=	生活用家財の免責金額(*1)		
② 高額貴金属等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	-	建物の損害額(*2)	-	生活用家財の損害額	=	高額貴金属等の免責金額(*1)

(2) 普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）および第3条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、1回の事故につき、次の①または②に定める額を限度に支払います。

① 第3条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金

事故の種類	保険の対象	支払限度額
ア. 破損等(*3)	(ア) 生活用家財	保険証券記載の家財破損等支払限度額 (ただし、破損等(*3)の事故により生活用家財および高額貴金属等に同時に損害が発生した場合には、それぞれの保険の対象について限度額がないものとして算出した損害保険金の額を合算し、保険証券記載の家財破損等支払限度額を適用します。)
	(イ) 高額貴金属等	
イ. 上記以外の事故	(ア) 生活用家財	保険証券記載の家財支払限度額（保険金額）
	(イ) 高額貴金属等	保険証券記載の高額貴金属等（家財）支払限度額（保険金額）

② 第3条（この特約の補償内容）(3)の損害保険金

損害が生じた対象	支払限度額
ア. 生活用の 通貨等	30万円
イ. 生活用の 預貯金証書	500万円

(*1) 免責金額は、算出された金額が0円を下回る場合、0円とします。

(*2) 建物とは普通保険約款で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物の損害額はないものとして取り扱います。

(*3) 破損等とは普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する事故をいいます。

第7条（貴金属および宝石等の損害額の決定）

保険の対象である家財のうち、貴金属および宝石等(*1)が、損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第8条（損害額の決定）の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時における貴金属および宝石等(*1)と同額と認められる物の市場流通価額とします。

(*1) 貴金属および宝石等とは、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいい、高額貴金属等を含みます。

第8条（手形の損害に関する取扱い）

- (1) 第3条（この特約の補償内容）(3)①に規定する公示催告手続に要する費用は損害の額に含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも**被保険者**の被る金利損害は、損害の額に含まれないものとします。
- (2) 手形に**盗難**による損害が生じた場合、当社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、事故が生じた手形の満期日または除権決定手続終了日のいずれか遅い日以降に、保険金を支払うものとします。

第9条（乗車券等の損害に関する取扱い）

第3条（この特約の補償内容）(3)①に規定する**乗車券等の盗難**による損害については、普通保険約款基本条項第7節の残存物および盗難品の帰属の規定にかかわらず、払戻期間を過ぎて回収された場合、損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても損害が生じたものとみなします。

第10条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当社は、移転後の場所(*2)を第4条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

〈家財補償特約 第6条(1)〉

免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、1契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に1回の事故について一括して適用します。生活用の通貨等・預貯金証書においては免責金額を適用しません。

〈家財補償特約 第6条(2)①ア.イ.〉

破損等の事故（住まい条項第1条(1)⑨）により、生活用家財と高額貴金属等が同時に損害を受けた場合は、損害保険金の額を合算した金額に対して「家財破損等支払限度額」が適用されます。

①	被保険者の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。

(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

②設備什器補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 業務用設備・什器等	建物内(*1)に収容される業務用の設備・什器等のうち、高額貴金属等を除いたものをいいます。
② 高額貴金属等	建物内(*1)に収容される業務用の設備・什器等のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再取得価額(*2)が30万円を超えるものをいいます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第3条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、第4条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

(2) 当社は、下表の費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③	普通保険約款住まい条項第1条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 水災による損害は、(1)および普通保険約款住まい条項第1条(3)③の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が同条(3)③に該当する場合に限りです。

(4) 当社は、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難・水濡れ等」に「○」が付されている場合には、保険証券記載の建物内(*1)に収容される、次の①または②に規定するものについて生じた盗難による損害に対して、損害保険金を支払います。なお、いずれの損害についても普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）⑦に規定する届出をしなければなりません。

① 業務用の通貨等。ただし、業務用の通貨等のうち、小切手、手形、電子マネーまたは乗車券等については、それぞれ下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄に規定する条件を全て満たす場合に、盗難による損害が生じたものとして扱います。

	条件
ア. 小切手	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
イ. 手形	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 (ウ) 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。

〈家財補償特約 第10条②〉

転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内に各契約の代理店または弊社にご連絡ください。

〈設備什器補償特約 第3条(3)〉

建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合のみ保険金のお支払の対象となります。

〈設備什器補償特約 第3条(4)〉

業務用の通貨等および業務用の預貯金証書は、保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合でかつ第3条(4)の条件に合致する場合は損害保険金をお支払いたします。業務用の通貨等および業務用の預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

ウ. 電子マネー	(ア) 電子マネーを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等が盗難されたこと。 (イ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに使用停止の手续をとったこと。ただし、使用停止手続が可能なる場合に限ります。
イ. 乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。

② 業務用の**預貯金証書**。ただし、下表に規定する条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限ります。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*2)。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の**建物内**(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の**設備・什器**等のうち業務用設備・什器等および高額貴金属等とします。

(2) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④ 保険証券記載の建物の共用部分に収容されている物

(3) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

① 自動車(*2)、船舶または航空機およびこれらの付属品
② 通貨等、預貯金証書 その他これらに類する物。ただし、第3条（この特約の補償内容）(4)に規定する損害保険金は支払います。
③ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤ 生活用のみに使用される家財(*3)
⑥ 商品・製品等
⑦ 動物、植物等の生物
⑧ 法令により 被保険者 の所有または所持が禁止されている物
⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑩ 組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑪ 仮工場の目的物、工場の仮設物、工場の仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれません。

(*3) 家財とは生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合の追加）

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）に加えて下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一敷地内で生じた火災により冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備が破壊、変調または機能停止した場合は、この規定は適用しません。
② 自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される 通貨等 もしくは動産の 盗難 によって生じた損害
③ 掘削機械(*1)の盗難によって生じた損害
④ 保険の対象が保険証券記載の 建物内 (*3)に収容されていないときに生じた損害

〈設備什器補償特約 第4条(3)②〉

業務用の通貨等および業務用の預貯金証書は、保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で第3条(4)の条件に合致する場合は損害保険金をお支払します。業務用の通貨等および業務用の預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

〈設備什器補償特約 第4条(3)⑤〉

生活用のみに使用される家財については「家財補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

〈設備什器補償特約 第4条(3)⑥〉

商品・製品等については「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

(2) 当社は、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に加えて、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、保険の対象に生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象を加工または製造することに起因して、その保険の対象に生じた損害(*4)
②	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
③	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
④	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

(3) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、下表のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれている物
⑥	次の医療用機器 ア. ファイバー系スコープおよび光学視管系スコープの体内挿入部位 イ. マイクロモーター、エアモーター、エアタービン等の切削装置 ウ. バキューム装置付属のモーター エ. 歯科用診療台ユニットのホース オ. 上記に類する切削工具および消耗品

(*1) ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*2)をいいます。

(*2) 機械には、機械に付属する部品を含みます。

(*3) 建物内には軒下を含みます。

(*4) 保険の対象に生じた損害には、保険の対象を加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその保険の対象に生じた損害を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 第3条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、損害額から、業務用設備・什器等および高額貴金属等それぞれについて下表に定める算式によって算出される免責金額(*1)を控除した額とします。

①	業務用設備・什器等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	−	建物および家財の損害額(*2)	=	業務用設備・什器等の免責金額(*1)		
②	高額貴金属等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	−	建物および家財の損害額(*2)	−	業務用設備・什器等の損害額	=	高額貴金属等の免責金額(*1)

(2) 普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）および第3条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、1回の事故につき、次の①または②に定める額を限度に支払います。

① 第3条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金

事故の種類	保険の対象	支払限度額
ア. 破損等(*3)	(ア) 業務用設備・什器等 (イ) 高額貴金属等	保険証券記載の設備・什器破損等支払限度額 (ただし、破損等(*3)の事故により業務用設備・什器等および高額貴金属等に同時に損害が発生した場合には、それぞれの保険の対象について限度額がないものとして算出した損害保険金の額を合算し、保険証券記載の設備・什器破損等支払限度額を適用します。)

〈設備什器補償特約 第5条(2)②〉

コンタミネーションとは、保険の対象が他の物と接触し、または混合することにより、その保険の対象の品質が低下し、または性質が変化することをいいます。

〈設備什器補償特約 第6条(1)〉

免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、1契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に1回の事故について一括して適用します。業務用の通貨等・預貯金証書においては免責金額を適用しません。

イ. 上記以外の 事故	(ア) 業務用設備・什器等	保険証券記載の設備・什器支払限度額（保険金額）
	(イ) 高価貴金属等	保険証券記載の高価貴金属等（設備・什器）支払限度額（保険金額）

② 第3条（この特約の補償内容）(4)の損害保険金

損害が生じた対象	支払限度額
ア. 業務用の 通貨等	30万円
イ. 業務用の 預貯金証書	500万円

(*1) 免責金額は、算出された金額が0円を下回る場合、0円とします。

(*2) 建物、家財とはそれぞれ普通保険約款および家財補償特約で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物および家財の損害額はなしものとして取り扱います。

(*3) 破損等とは普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する事故をいいます。

第7条（貴金属および宝石等の損害額の決定）

保険の対象である**設備・什器等**のうち、貴金属および宝石等(*1)が、損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第8条（損害額の決定）の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時における貴金属および宝石等(*1)と同等と認められる物の市場流通価額とします。

(*1) 貴金属および宝石等とは、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいい、高価貴金属等を含みます。

第8条（手形の損害に関する取扱い）

- 第3条（この特約の補償内容）(4)①に規定する公示催告手続に要する費用は損害の額に含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも**被保険者**の被る金利損害は、損害の額に含まれないものとします。
- 手形に**盗難**による損害が生じた場合、当社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、事故が生じた手形の満期日または除権決定手続終了日のいずれか遅い日以降に、保険金を支払うものとします。

第9条（乗車券等の損害に関する取扱い）

第3条（この特約の補償内容）(4)①に規定する**乗車券等の盗難**による損害については、普通保険約款基本条項第7節の残存物および盗難品の帰属の規定にかかわらず、払戻期間を過ぎて回収された場合、損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても損害が生じたものとみなします。

第10条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当社は、移転後の場所(*2)を第4条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

①	被保険者 の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。

(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

③商品製品補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- 当社は、第3条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①から③に規定する事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

〈設備什器補償特約 第10条②〉

転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

〈商品製品補償特約 第2条(1)①〉

- 盗難・水濡れ等の損害は「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」をご契約いただくことにより補償されます。
- 破損等による損害は、「商品製品の破損等補償特約」をご契約いただくことにより補償されます。

(2) 当社は、下表の費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③	普通保険約款住まい条項第1条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 水災による損害は、(1)および普通保険約款住まい条項第1条(3)③の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が同条(3)③に該当する場合があります。

第3条 (保険の対象の範囲)

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の**商品・製品等**とします。
- (2) 建物と商品・製品等の所有者が異なる場合において、保険証券記載の建物の共用部分に収容されている動産で**被保険者**が所有する物は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。
- (3) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、 船舶 または 航空機 およびこれらの付属品
②	通貨等 、 預貯金証書 その他これらに類する物
③	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤	家財(*3)
⑥	業務用の 設備・什器等
⑦	高額貴金属等(*4)
⑧	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

(*3) 家財とは生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。

(*4) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の**再取得価額**(*5)が30万円を超えるものをいいます。

(*5) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時における当該保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第4条 (保険金をお支払いしない場合の追加)

当社は、普通保険約款住まい条項第5条(保険金をお支払いしない場合)に加えて下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一 敷地内 で生じた火災により冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備が破壊、変調または機能停止した場合は、この規定は適用しません。
②	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である 商品・製品等 のみに生じた損害
③	保険の対象が保険証券記載の 建物 内(*1)に収容されていないときに生じた損害
④	植物に生じた次のいずれかの損害 ア. 枯死(*2)以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日以降に枯死(*2)した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*3)
⑤	動物に生じた次のいずれかの損害 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日以降に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*3)

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 枯死とは、鉢植および草花等においてはその植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹においては、枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。

(*3) ウィルス、細菌、原生動物等による被害の発生またはその拡大を防止することを目的として、**被保険者**、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

<商品製品補償特約 第2条(3)>

建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合のみ保険金のお支払の対象となります。

<商品製品補償特約 第3条(3)⑤>

家財に関しては、「家財補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

<商品製品補償特約 第3条(3)⑥>

業務用の**設備・什器等**に関しては「**設備什器等補償特約**」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 第2条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、損害額から、以下の算式によって算出される**免責金額**(*1)を控除した額とします。

$$\text{保険証券記載の免責金額} - \text{建物、家財および設備什器の損害額}(*2) = \text{商品・製品等の免責金額}(*1)$$

(2) 普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）および第2条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、1回の事故につき、保険証券記載の商品・製品支払限度額（保険金額）を限度に支払います。

(*1) 免責金額は、算出された金額が0円を下回る場合、0円とします。

(*2) 建物、家財、設備什器とはそれぞれ普通保険約款、家財補償特約、設備什器補償特約で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物、家財および設備什器の損害額はないものとして取り扱います。

第6条（商品・製品等の損害額の決定）

保険の対象である**商品・製品等**が損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第8条（損害額の決定）の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、形、能力のものを再作成または再取得するのに要する額とします。ただし、その保険の対象の再作成に要する金額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。

第7条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当社は、移転後の場所(*2)を第3条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

①	被保険者の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。

(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

④区分所有建物に関する特約（専有部分用）

第1条（この特約の適用条件）

この保険契約において、区分所有建物の専有部分または区分所有建物の専有部分に収容される動産を保険の対象とする場合に、普通保険約款の規定に従い、この特約を適用します。

第2条（保険の対象の範囲—建物）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第2条（保険の対象）の規定にかかわらず、保険証券記載の区分所有建物のうち、保険証券記載の所有者の専有部分を保険の対象とします。
- (2) 普通保険約款住まい条項第2条（保険の対象）(2)に規定するもののうち、専有部分または専有部分に所在するものは、特別な約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (3) 保険証券記載の区分所有建物のうち、区分所有者で構成される管理組合の規約に基づき、保険証券記載の所有者がもっぱら使用または管理する専用使用権付共用部分についても特別な約定がないかぎり、保険の対象に含むものとします。ただし、専用使用権付共用部分に生じた損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、その管理組合の承認を得なければなりません。
- (4) 保険証券記載の区分所有建物の共用部分のうち、保険証券記載の所有者の共有持分については、保険証券に所有者の共有持分を含むことが記載された場合に専有部分と合わせて保険の対象として取扱います。

〈商品製品補償特約 第5条(1)〉

免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、保険の対象すべてについて1回の事故につき、一括して適用します。

〈商品製品補償特約 第6条〉

市場流通価額は、保険の対象である商品・製品等を取り扱う業者間市場における流通価額となります。

〈商品製品補償特約 第7条②〉

転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

〈区分所有建物に関する特約（専有部分用） 第1条〉

区分所有建物とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して使用できるものに区分され、各部分（専有部分）が区分所有者により所有されているものをいいます。床・壁・廊下・階段などは共用部分とされ、原則として区分所有者全員の共用とされます。「建物の区分所有等に関する法律」により詳細が定められています。

第3条（保険の対象の範囲－動産）

- (1) この保険契約に付帯された特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、保険証券記載の所有者の専有部分に収容される動産を保険の対象とします。
- (2) 保険証券記載の区分所有建物の共用部分の**建物内**(*)に収容されている動産で保険証券記載の所有者が所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(*) 建物内には軒下を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	専有部分	管理規約等に区分所有者間の特別な約定がないかぎり、 被保険者 の持つ区分所有権(*)の対象たる部分をいいます。
②	共用部分	管理規約等に区分所有者間の特別な約定がないかぎり、 建物 および建物の付属物のうち「建物の区分所有等に関する法律」に規定する専有部分に属さない部分をいいます。なお、管理規約等で共用部分と規定される管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫等その他共用部分となる付属建物がある場合はこれを含みます。
③	専用使用権付共用部分	管理組合の規約に基づき、保険証券記載の所有者がもっぱら使用または管理するドア、バルコニーまたは物入れ等の共用部分をいいます。

(*) 「建物の区分所有等に関する法律」に定める区分所有権をいいます。

第5条（保険の対象の支払限度額（保険金額））

この保険契約において、普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(1)に定める保険の対象の評価額および支払限度額（保険金額）は、**被保険者**の専用使用権付共用部分を除いたものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑤火災・盗難時再発防止費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当社は、この特約にしたがい、**被保険者**が支出した下表の費用に対し、火災・盗難時再発防止費用保険金を支払います。

	火災・盗難時再発防止費用保険金をお支払いする場合	お支払いする費用
①	普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容) (1) ①に規定する事故によって当社が損害保険金を支払うべき場合	別表1または別表3に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加が必要となる有益な費用に限ります。
②	普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容) (1) ④に規定する事故によって当社が損害保険金を支払うべき場合	別表2または別表3に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加が必要となる有益な費用に限ります。

- (2) (1)に規定する費用は、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した費用に限ります。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者から当社に費用発生の時期および内容について告げ、当社がこれを認めた場合は、事故発生の日からその日を含めて2年以内に支出した費用を含めることができます。

第3条（保険金の支払額）

第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する火災・盗難時再発防止費用保険金の額は、1回の事故について、20万円を限度とします。

第4条（保険金支払後の保険契約）

当社が保険金を支払った場合においても、第3条（保険金の支払額）に規定する限度額は減額しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

〈火災・盗難時再発防止費用補償特約 第2条(2)〉

お支払いする保険金は、原則として、事故日から180日以内に支出した費用に限られますので、該当する事故が発生した場合には、直ちに事故をご報告いただけますようお願いいたします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）住まいの補償条項②7.	損害額	火災・盗難時再発防止費用補償特約第2条（保険金をお支払する場合）に規定する費用の額の合計額
②	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）住まいの補償条項②7.	超過額	超過額。ただし20万円を限度とします。

<別表1>

事故	費用名	費用の内容
火災事故(*1)	(1) IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用	住居の火災事故防止のためのIHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用。
	(2) ガス台自動消火器の設置費用	住居の火災事故防止のためのガス台自動消火器の設置費用。
	(3) 据付型手動消火器の設置費用	住居の火災事故防止のための据付型手動消火器の設置費用。
	(4) 家庭用スプリンクラーの設置費用	住居の火災事故防止のための家庭用スプリンクラーの設置費用。
	(5) 避雷器の購入費用	電気機器の落雷事故防止のための避雷器の購入費用。

<別表2>

事故	費用名	費用の内容
盗難事故(*2)	(1) ホームセキュリティサービスの実施費用	盗難事故再発防止を目的としたホームセキュリティ機器の賃貸、設置および警備員の派遣等のホームセキュリティサービスの利用費用。警備業務を業務として実施する法人が提供するサービスに限ります。
	(2) 防犯カギ、防犯ガラス・フィルムの設置費用	盗難事故再発防止を目的とした防犯カギ、防犯ガラスまたは防犯フィルムの設置費用。
	(3) 再発防止コンサルの利用費用	盗難事故再発防止のための住居の防犯を目的とした専門家による盗難防止コンサルティングサービスの利用費用。
	(4) 防犯カメラ・センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用	盗難による事故にあった場合の、再発防止のため住居の防犯を目的とした防犯カメラや防犯センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用。

<別表3>

事故	費用名	費用の内容
火災事故(*1) または 盗難事故(*2)	(1) 防犯・防火金庫の設置費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした防犯・防火金庫の設置費用。
	(2) 災害常備品の購入費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした災害常備品の購入費用。
	(3) 植栽の設置費用	火災による事故発生の場合の被害軽減または盗難事故発生防止を目的とした植栽の新規設置費用。

(*1)「火災事故」とは、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①の事故をいいます。

(*2)「盗難事故」とは、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)④の事故をいいます。

6 臨時費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。ただし、付帯される特約により、動産が保険の対象に含まれる場合は、保険の対象である動産について生じた普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故または通貨等もしくは預貯金証書の盗難による損害を除きます。

<臨時費用補償特約 第2条>

保険の対象が家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等である場合に破損等の事故や通貨等もしくは預貯金証書の盗難による事故に対しては臨時費用保険金はお支払いしません。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、100万円を限度とします。
- (2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条（この特約が付帯された保険契約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約が付帯される場合で、その特約により損害保険金が支払われるときは、この特約の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

7 臨時費用保険金の火災のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故に対して損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、100万円を限度とします。
- (2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

8 臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①または②に規定する損害に対して損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、100万円を限度とします。
- (2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

9 臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①、②、④、⑤、⑥、⑦および⑧に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。ただし、付帯される特約により、動産が保険の対象に含まれる場合は、**通貨等**もしくは**預貯金証書の盗難**による損害を除きます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、100万円を限度とします。
- (2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑩類焼損害補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	事故	第3条（この特約の補償内容）①の事故をいいます。
②	損害	第3条（この特約の補償内容）②の損害をいいます。
③	主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
④	主契約建物	主契約の保険の対象である 建物 (*1)をいいます。 (*1) 区分所有建物の場合は、主契約の保険の対象である戸室をいいます。
⑤	主契約家財	家財補償特約の保険の対象である家財をいいます。
⑥	主契約被保険者	主契約における保険証券記載の保険の対象の所有者をいいます。
⑦	類焼補償被保険者	類焼補償対象物の所有者をいいます。
⑧	他保険優先支払条項	他の保険契約等 がある場合に、損害の額から他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額を差し引いた残額について保険金を支払うことを規定した約定のことをいいます。

第3条（この特約の補償内容）

当社は、下表に規定する①の事故によって生じた②の損害に対して、普通保険約款およびこの特約に従い、類焼損害保険金を支払います。

① 事故	次のいずれかから発生した火災、破裂または爆発。 ア. 主契約建物 イ. ア.に収容される家財 ウ. 主契約家財 エ. ウ.を収容する保険証券記載の 建物 ただし、主契約における第三者(*1)の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分(*2)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 この場合において、主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物は、普通保険約款に定める保険の対象の範囲の規定によります。
② 損害	類焼補償対象物の 損壊 (*3)。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(*1) 第三者には、主契約が保険契約者と**被保険者**が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする**同居の親族**を除きます。

(*2) 区分所有建物の共用部分を含みます。

(*3) 消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害を含みます。

第4条（類焼補償対象物の範囲）

- (1) 第3条（この特約の補償内容）の類焼補償対象物とは、この特約における保険の対象であって、下表のいずれかに規定するものをいいます。

〈類焼損害補償特約 第3条①〉

主契約建物が借用戸室を有している場合または主契約建物が借用一戸建である場合には、第三者の定義が異なります。第16条（借用戸室等における場合の読み替え規定）をご参照ください。

① 建物	全部または一部で世帯が現実 ^ニ に生活を営んでいる居住の用に供する 建物 (*1)をいいます。 (*1) 次に規定する物のうち、建物の所有者が所有するものは建物に含みます。 i 畳、建具その他これらに類する物 ii 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの iii 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの iv 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
② 家財	①の建物に収容される家財をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表に規定する物は、類焼補償対象物に含まれます。

①	常時、居住の用に供しうる状態にある別荘(*1)
②	居住の用に供しうる状態にある空家(*2)

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、下表に規定する建物または家財は、類焼補償対象物に含まれません。

① 建物	ア. 主契約建物 イ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物(*3) ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物(*4) エ. 建築中または取り壊し中の建物(*5) オ. 国、地方公共団体等の所有する建物
② 家財	ア. 主契約家財 イ. 主契約建物に収容される家財 ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財 エ. 自動車 オ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 カ. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの キ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ク. 動物、植物等の生物 ケ. 商品、見本品および事業用什器、備品、機械装置、道具その他事業を営むために使用される物

(*1) 営業用の貸別荘を除きます。

(*2) 建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。

(*3) 長屋または共同住宅建物の場合は、主契約被保険者の占有する戸室をいいます。

(*4) 区分所有建物の共用部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。

(*5) 損害が発生したときに、世帯が現実^ニに生活を営んでいたものを除きます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 主契約被保険者(*1) ウ. イ.と生計を共にする同居の親族 エ. ア.イ.またはウ.の代理人
②	類焼補償被保険者(*1)またはその代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。
③	類焼補償被保険者以外の者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*1)またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア. ④から⑥までの事由によって発生した 事故の拡大 。 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の④から⑥までの事由による拡大。 ウ. ④から⑥までの事由に伴う秩序の混乱。

- (*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 当社が第3条（この特約の補償内容）の類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再取得価額によって定めます。
 (2) 当社は、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度として(1)に規定する損害の額を類焼損害保険金として支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その1）

他の保険契約等がある場合は、当社は支払限度額を限度に、次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{第6条（支払保険金の計算）(1)の規定によって算出した損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額(*1)の合計額}} = \text{類焼損害保険金}$$

- (*1) 臨時費用保険金等の、事故が発生したことによって生じる費用に対する保険金または共済金を含みません。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その2）

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その1）の規定にかかわらず、**他の保険契約等**があり、それらの中に他保険優先支払条項を有するものがあるときは、第6条（支払保険金の計算）(1)の規定によって算出した損害の額から他保険優先支払条項のない他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金(*1)の合計額を差し引いた残額に対して、下表の規定に従って算出された額を、類焼損害保険金として、支払います。

①	この特約により他保険優先支払条項を有する他の保険契約等に優先して類焼損害保険金を支払う場合は、上記の残額(*1)。
②	他保険優先支払条項を有する他の保険契約等によって、この特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、上記の残額から他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を差し引いた額(*2)。

- (*1) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約の支払うべき類焼損害保険金の額を限度とします。
 (*2) 他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額が、上記の残額を超える場合には支払いません。

第9条（支払保険金の計算—複数の類焼補償被保険者がある場合）

- (1) 1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額(*1)の合計額が支払限度額を超える場合において、他保険優先支払条項を有する**他の保険契約等**がないときは、当社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{支払限度額}} \times \frac{\boxed{\text{類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対するこの保険契約において支払うべき保険金の額}}}{\boxed{\text{類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対するこの保険契約において支払うべき保険金の額の合計額}}} = \text{その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額}$$

- (2) 1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額(*1)の合計額が支払限度額を超えるときで、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がある場合で、次の①に該当するときは、その類焼補償被保険者に対して次の②に規定する額を類焼損害保険金として、支払います。

- ① 他保険優先支払条項を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして類焼補償被保険者ごとに算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)の規定により算出した当社の支払うべき保険金の額を超える場合
 ② 次の算式により算出した額

$$\boxed{\text{他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その1）の規定によって算出したこの保険契約において支払うべき保険金の額}} \times \frac{\boxed{\text{他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)の規定によって算出したこの保険契約において支払うべき保険金の額}}}{\boxed{\text{他保険優先支払条項を有する他の保険契約等およびこの特約について、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額}}} = \text{その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額}$$

- (3) 類焼補償被保険者ごとに、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)によって算出した類焼損害保険金の額と、(2)によって算出した他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がある場合の類焼損害保険金の額に差額が生じた場合は、それぞれの差額の合計額を、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないそれぞれの類焼補償被保険者に対し、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して、支払います。

ただし、いかなる場合も当社の支払うべき類焼損害保険金の額は、第6条（支払保険金の計算）に規定する損害の額を超えることはありません。

差額の合計額 ×	他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がいないものとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額	=	その類焼補償被保険者に対して追加して支払う類焼損害保険金の額
	他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がいないものとした場合の、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないすべての類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額		

(4) 当社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する当社の支払うべき保険金の合計額が支払限度額を超えることで(1)から(3)の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行います。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約の支払うべき類焼損害保険金の額をいいます。

第10条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務）

- (1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が生じたことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 下表の(i)欄に規定する者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、下表の(ii)欄のことを履行しなければなりません。

	(i)	(ii)
① 損害が生じたことの通知	保険契約者または主契約被保険者	損害が生じた日時、場所および損害の概要を直ちに当社に通知すること。
② 損害内容の通知	保険契約者または主契約被保険者	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること。 ア. 損害の状況 イ. 損害が生じた日時、場所または損害の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③ 類焼補償被保険者への通知	保険契約者または主契約被保険者	この保険契約の内容を直ちに類焼補償被保険者に通知すること。
④ 損害が生じたことを知ったことの通知	類焼補償被保険者	類焼補償対象物に損害が生じたことを知ったことを当社に通知すること。
⑤ 調査の協力等	保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者	次の事項に協力すること。 ア. 類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および類焼補償対象物にかかる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等(*1)の内容を調査すること。 イ. 当社が、事故または損害が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた類焼補償被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転すること。

(*1) 他の保険契約等には、類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約等を含みます。

第11条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務違反）

保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく第10条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務）の規定に違反した場合は、当社は下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第10条(1)	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第10条(2)の表	第10条(2)の表の規定に違反したことによって当社が被った損害の額

第12条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第3条（この特約の補償内容）に規定する損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 類焼補償被保険者が保険金の支払を請求する場合は、下表のすべての書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書
② 損害額を証明する書類(*1)
③ 類焼補償被保険者が死亡した場合は、類焼補償被保険者の除籍および類焼補償被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑤ 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

〈類焼損害補償特約 第10条(2)⑤〉

類焼補償被保険者の同意を得て、類焼補償対象物の加入保険会社名や契約内容の確認等を行います。

⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する**書面等**において定めたもの

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第13条（代位）

(1) 損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を類焼損害保険金として支払った場合は、類焼補償被保険者が取得した債権の額
②	①以外の場合は、類焼補償被保険者が取得した債権の額から、類焼損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに類焼補償被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第14条（代位求償権不行使）

第13条（代位）の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。

第15条（残存物の帰属）

当社が類焼損害保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

第16条（借戸室等における場合の読み替え規定）

主契約建物が借戸室(*1)を有している場合または主契約建物が借用一戸建(*2)である場合には、下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第3条（この特約の補償内容）(*1)	第三者には、主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。	第三者には、主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、次に規定する者を除きます。 i. 主契約被保険者と生計を共にする同居の親族 ii. 主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者で保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外のもの
第4条（類焼補償対象物の範囲）(3)②家財イ.	主契約建物に収容される家財	主契約建物の借戸室以外の戸室に収容される家財および借戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおけるその借戸室に収容される家財

(*1) 借戸室とは、借用に供される戸室をいいます。

(*2) 借用一戸建とは、借用に供される一戸建をいいます。

第17条（この特約が付帯された保険契約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に臨時費用補償特約、臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約、臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約または臨時費用保険金の火災のみ補償特約が付帯される場合、その特約で規定する保険の対象に類焼補償対象物は含まれないものとします。

第18条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第2条（保険金の支払）(1)(*1)	被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が第1条（保険金の請求）(2)の手續を完了した日をいいます。	類焼補償被保険者が類焼損害補償特約第12条（保険金の請求）に規定する手續を完了した日をいいます。なお、類焼補償被保険者が複数存在する場合には、それらの者のうち、同条に規定する手續を最も遅く完了した日をいいます。

⑪建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）⑦の規定にかかわらず、**電氣的または機械的事故**によって生じた損害について損害保険金を支払います。

第3条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、**建物**に付属し、建物の機能を維持する下表の①から⑧に掲げる機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
① 空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和機、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類 等
② 電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、磚子、磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備 等
③ 給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備、ボイラ、トイレ 等
④ 昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウォーター 等
⑤ その他の設備	駐車場機械設備
⑥	自動ドア設備、シャッター
⑦	宅配ボックス、建物免震・制配震機械装置、ごみ処理設備・ <small>じんご</small> 塵芥焼却設備
⑧	①から⑦の各設備に附属する配線・配管・ダクト設備

(2) 下表のいずれかに該当する機械設備はこの特約の保険の対象に含まれません。

① 消火剤、薬液
② 家庭用電化製品、洗濯機、冷蔵庫
③ 可搬式、移動式の機器
④ 電球類
⑤ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類
⑥ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材

第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に掲げる損害のほか、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、損害保険金を支払いません。

① 不当な修理や改造によって生じた事故
② 消耗部品(*1)および付属部品の交換
③ コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた 損壊 、改ざん、消去等
④ 電源周波数 (Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理
⑤ 車両、 船舶 などの備品として使用している間に生じた事故

(*1) 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑫商品製品の盗難・水濡れ等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約を付帯した場合には、商品製品補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定に加え、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)④から⑧に規定する事故によって保険の対象に生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

第3条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および商品製品補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）に加えて、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	掘削機械(*1)の盗難によって生じた損害
②	万引き等(*3)によって商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等(*3)を行った者が暴行または脅迫した場合はこの規定は適用しません。

(*1) ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワスクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*2)をいいます。

(*2) 機械には、機械に付属する部品を含みます。

(*3) 万引き等とは、万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。

第4条（支払保険金の計算）

第2条（この特約の補償内容）①の規定に従いこの特約の保険の対象に対し損害保険金を支払う場合には、当社の支払う損害保険金の額は、商品製品補償特約第5条（支払保険金の計算）(1)に規定する算式によって算出された**免責金額**を控除した額とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および商品製品補償特約の規定を準用します。

13 商品製品の破損等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約を付帯した場合には、商品製品補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定に加え、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故によって保険の対象に生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

第3条（保険金をお支払いしない場合の追加）

(1) 当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）および商品製品補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）に加えて、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象を加工または製造することに起因して、その保険の対象に生じた損害(*1)
②	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
③	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
④	検品、棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害(*2)
⑤	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

(*1) 保険の対象に生じた損害には、保険の対象を加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその保険の対象に生じた損害を含みます。

(*2) 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取による損害は含まれません。

(2) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハングライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	動物、植物等の生物

第4条（支払保険金の計算）

- ① 第2条（この特約の補償内容）①の規定に従いこの特約の保険の対象に対し損害保険金を支払う場合には、当社の支払う損害保険金の額は、商品製品補償特約第5条（支払保険金の計算）(1)に規定する算式によって算出された**免責金額**を控除した額とします。
- ② 商品製品特約第5条（支払保険金の計算）(2)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）および第2条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われる損害保険金は、1回の事故につき、保険証券記載の商品・製品破損等支払限度額を限度に支払います。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および商品製品補償特約の規定を準用します。

14 地震危険等上乗せ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、保険証券記載のこの特約の保険の対象について、この保険契約に付帯されている地震保険普通保険約款(*1)の規定により保険金が支払われる場合に、地震危険等上乗せ保険金を支払います。

(*1) 地震保険普通保険約款に付帯されている特約を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

当社が第2条（この特約の補償内容）の地震危険等上乗せ保険金として支払う額は、地震保険普通保険約款(*1)の規定により支払われる額と同額とします。ただし、地震保険普通保険約款(*1)の規定により支払われる額とこの地震危険等上乗せ保険金の合計額が保険の対象の保険価額(*2)を超える場合には、次の算式によって算出された額とします。

$$\boxed{\text{この特約の保険の対象の保険価額}(*2)} - \boxed{\text{地震保険普通保険約款}(*1)\text{の規定により支払われる額}} = \text{地震危険等上乗せ保険金の額}$$

(*1) 地震保険普通保険約款に付帯されている特約を含みます。

(*2) 保険価額とは、損害が生じた地および時における保険契約の対象の価額をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款(*1)の規定を準用します。

(*1) 地震保険普通保険約款に付帯されている特約を含みます。

15 地震火災費用保険金増額特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（支払保険金の計算）

当社は、この特約が付帯された普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(5)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(5)③の地震火災費用保険金として、保険の対象である**建物**または家財に対して、次の算式(*1)によって算出した額を支払います。

$$\text{支払限度額（保険金額）} \times 30\% = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(*1) 支払限度額（保険金額）が**再取得価額**を超える場合は、算式の支払限度額（保険金額）は、再取得価額とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯された場合、保険の対象である**建物**または家財に対する地震火災費用保険金は、普通保険約款基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）に規定する別表 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表は適用せず、この特約における別表を適用するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表

保険金の種類	支払限度額
地震火災費用保険金	それぞれの保険契約または共済契約のおおのこの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故について、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に30%（*1）を乗じて得た額を超える場合

（*1）他の保険契約等に、支払割合が30%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

16 全損時の保険金支払いに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	この特約が付帯される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された特約に規定する事由により、保険金が支払われる場合（ただし、地震火災費用保険金が支払われるときを除きます。）で、 建物の損害の額が再取得価額の80%以上となる状態をいいます。

第2条（この特約が適用される範囲）

- この特約は、付帯される保険契約の保険の対象が**建物**である場合で、保険の対象である建物（以下「建物」といいます。）が全損となったときに適用します。ただし、当会社が事前に提示し、保険契約者と当会社の双方が妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかずに保険金額を設定した契約には、本特約は適用しません。
- この特約は、建物の損害保険金（以下「保険金」といいます。）の算出方法を変更するものです。

第3条（全損の場合の保険金の支払額）

建物が全損となった場合には、当社は、普通約款および付帯された特約の保険金の算出規定にかかわらず、保険金額に相当する額を保険金（*1）として、支払います。

（*1）保険金の額は「**再取得価額**×当該保険金の支払割合の1.3倍」を限度とします。

第4条（全損の場合の保険金の支払額－他の保険契約等がある場合の取扱い）

- この特約と同種の保険金支払い規定がない**他の保険契約等**がある場合、当社は、次の算式によって算出した額を、当会社の損害保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

$$\text{差額保険金}(*1) = \left[\begin{array}{l} \text{第3条（全損の場合の保険金の支払額）} \\ \text{の規定により算出した保険金の額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約} \\ \text{等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは} \\ \text{共済金の合計額} \end{array} \right]$$

- この特約と同種の保険金支払い規定がある他の保険契約等（以下「他の全損規定契約等」といいます。）がある場合、当社は、下表の規定に従って算出した額を、当会社の支払保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

①	この特約により他の全損規定契約等に優先して(1)に規定する差額保険金を支払う場合は、(1)により算出した差額保険金
②	他の全損規定契約等によって、この特約に優先して保険金が支払われる、または支払われた場合は、第3条（全損の場合の保険金の支払額）の規定により算出した保険金の額から、他の全損規定契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた額

- この特約が付帯される保険契約の保険金額が追加上乘せ方式により定められている場合には、当該追加上乘せ方式契約とそれ以外の他の保険契約等のそれぞれに、第3条と(1)(2)の規定を適用して差額保険金を支払います。

（*1）この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額が保険金額（*2）を上回る場合には、差額保険金は支払いません。

（*2）保険金額は**再取得価額**×1.3を限度とします。

〈全損時の保険金支払いに関する特約 第2条(1)〉

妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかない場合とは、建物の保険金額に土地代が含まれていた場合等をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第5節第2条（保険契約の無効または失効）	損害額（*1）がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したと。ただし、保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。	この特約が適用された場合。

⑰対物超過修理費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償保険の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されているときに適用されます。

第2条（被保険者）

- この特約において**被保険者**とは、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第2条（被保険者）（1）および一般自動車補償条項賠償責任条項第2条（被保険者）（1）に規定する被保険者をいいます。
- この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- （2）の規定によって、第4条（対物超過修理費用保険金）に規定する対物超過修理費用保険金の限度額は増額されません。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 対物事故	普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）（3）の表の②および一般自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）（3）の表の②に規定する対物事故をいいます。
② 相手自動車	対物事故により 損壊 した他人の所有する自動車または原動機付自転車をいいます。
③ 相手自動車の修理費	相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車を修理することによって生じた 修理費 をいいます。
④ 相手自動車の価額	相手自動車に損害が生じた地および時における相手自動車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。
⑤ 対物超過修理費用	当社が、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超えると認めた場合における、次の算式によって算出される額をいいます。 $\boxed{\text{相手自動車の修理費}} - \boxed{\text{相手自動車の価額}} = \boxed{\text{対物超過修理費用の額}}$
⑥ 相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、次のいずれかに該当する損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。 ア. 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害 イ. 相手自動車の 盗難 による損害

第4条（対物超過修理費用保険金）

当社は、対物賠償保険金（*1）が支払われる場合には、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）（3）および一般自動車補償条項賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）（3）に規定する費用に加えて、**被保険者**が負担する対物超過修理費用に対して対物超過修理費用保険金を支払います。ただし、1回の対物事故における相手自動車1台について、下記の算式によって算出された額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の価額について対物事故により被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}} = \boxed{\text{対物超過修理費用保険金の額}}$$

（*1）対物賠償保険金とは、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）（1）の表の③および一般自動車補償条項賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）（1）の表の③に規定する対物賠償保険金をいいます。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- 当社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、下表の①の額が同表の②の額を超えるときは、その超える額を第4条（対物超過修理費用保険金）に規定する額から差し引いて対物超

過修理費用保険金として支払います。この場合において、既に当社が支払うべき対物超過修理費用保険金の額を超える金額を支払っていたときは、その超える部分の額の返還を請求することができます。

①	相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額(*1)。 ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
②	相手自動車の価額

(2) この特約に関しては、**他の保険契約等**(*2)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとしてします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②イ。	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	対物超過修理費用保険金

(*1) 相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

(*2) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第6条（対物超過修理費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 第4条（対物超過修理費用保険金）の対物超過修理費用保険金の請求は、**記名被保険者**を経由して行うものとします。
- (3) 普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）および一般自動車補償条項賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項、一般自動車補償条項賠償責任条項、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

18 法律相談費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、**被保険者**が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者があらかじめ当社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用(*1)を負担したことによって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、法律相談費用保険金を支払います。
- (2) この特約において対象事故とは、日本国内において発生した下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

①	被保険者または賠償義務者が自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故(*2)
②	自動車または原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車もしくは原動機付自転車の落下(*3)

- (3) 当社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、1回の対象事故について、被保険者1名あたり10万円を限度とします。
- (4) 当社は、対象事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合にのみ、法律相談費用保険金を支払います。ただし、被害が、被保険者が身体に**傷害**を被ることである場合には、その傷害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限りません。
- (5) 当社は、被害に対する法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、法律相談費用保険金を支払います。
- (6) 当社は、法律相談費用(*1)のうち普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項および一般自動車補償条項賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては法律相談費用保険金を支払いません。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

(*2) **記名被保険者**が法人である場合は、被保険者または賠償義務者が**ご契約のお車**を所有、使用または管理することに起因する事故に限りません。

(*3) 記名被保険者が法人である場合は、ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下に限りません。

第3条（被保険者および保険金請求権者）

(1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、 ご契約のお車の正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②に該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者およびその使用者を除きます。
⑤	①から④以外のもので、ご契約のお車の所有者(*7)。 ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。
⑥	①から⑤以外のもので、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の所有者(*7)。 ただし、その自動車(*4)または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗している者
②	自動車または原動機付自転車を業務(*5)として受託している 自動車取扱業者 (*8)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を除きます。

(4) この特約において保険金請求権者とは、対象事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者とします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。

(*5) 業務には、家事を含みません。

(*6) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

(*7) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. 自動車または原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者

(*8) 次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。

- i. 業務として受託している自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故
- ii. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行中の事故

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 被害	次のいずれかに該当するものをいいます。 ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア. 被保険者 が身体に 傷害 を被ること。 イ. 被保険者が所有、使用または管理する 財物 が 損壊 または 盗取 (*1)されること。

②	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 ア. 弁護士が行う法律相談 イ. 司法書士が行う、司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談 ウ. 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に定める相談
③	賠償義務者	被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。

(*1) 盗取には、詐欺を含みません。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

①	保険契約者、 被保険者 またはこれらの者の法定代理人(*1)の故意または重大な過失
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

①	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
②	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
③	被保険者が、酒気を帯びて(*6)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑥	次のいずれかに該当する損害 ア. 被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技(*4)のために搭乗中に生じた損害 イ. 被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*7)に生じた損害

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、法律相談費用保険金を支払いません。

①	第3条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②に規定する者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*8) イ. 被保険者の父母または子

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*6) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*7) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

(*8) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第6条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、対象事故が発生した場合、または第2条(この特約の補償内容) (1)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用(*1)を支出しようとするときは、下表に規定する事項を、対象事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に書面等により通知しなければなりません。

①	対象事故の発生の日時、場所および対象事故の状況
②	賠償義務者の住所および氏名または名称

(2) 保険契約者または保険金請求権者が、(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。ただし、保険金請求権者が、過失がなく対象事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間内に通知ができなかった場合は、この規定は適用しません。

(3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

第7条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、法律相談費用(*1)が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金請求権者が第2条（この特約の補償内容）の規定に基づき法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、下表に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	当社の定める事故報告書
②	法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
③	法律相談費用(*1)の内容を証明する書類

(3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②A.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	法律相談費用補償特約

第9条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

19 人身傷害諸費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および一般自動車補償条項人身傷害条項が適用されており、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（人身傷害諸費用保険金）

(1) 当社は、対象事故により被保険者が3日以上入院した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に規定するサービスを当社が指定する業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約にしたがい、人身傷害諸費用保険金を支払います。

(2) この特約において対象事故とは、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および一般自動車補償条項人身傷害条項(*1)による保険金支払の対象となる事故をいいます。

(3) (1)の規定にかかわらず、対象事故により被保険者が3日以上入院した場合に、それによって保険契約者または被保険者に

において必要となるこの特約の別表に規定するサービス(*2)を当社が指定する業者以外の業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約にしたがい、人身傷害諸費用保険金を支払います。

(4) (1)および(3)の費用は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限ります。

(*1) 普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および一般自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

(*2) この特約の別表の1の③、④、⑤A.および⑥ならびに同表の3の⑥および⑧のサービスを含みません。

第3条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	支払対象期間	入院3日目から被保険者の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間をいいます。ただし、入院3日目からその日を含めて180日を超えない期間とします。
②	支払限度額	入院3日目において、10万円をいい、以後入院4日目からその日を含めて入院日数が10日ごとに10万円を増額した額(*1)をいいます。ただし、1回の対象事故について、180万円を限度とします。
③	合計支払限度額	保険契約者または被保険者がこの特約の別表に規定するサービスを受けた結果、当社がこの特約により人身傷害諸費用保険金を支払うこととなる費用の額の合計額を支払限度額から差し引いた額をいいます。

(*1) 入院日数に10日に満たない端日数が生じた場合には、その端日数に1万円を乗じた額を増額した額とします。

第4条 (被保険者)

(1) この特約において**被保険者**とは、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項第2条(被保険者および保険金請求権者)(1)および一般自動車補償条項人身傷害条項第2条(被保険者および保険金請求権者)(1)に規定する被保険者をいいます。ただし、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項第2条(2)および一般自動車補償条項人身傷害条項第2条(2)の規定により被保険者に含まない者は除きます。

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条 (保険金をお支払いしない場合)

当社は、下表のいずれかに該当する場合には、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

①	被保険者が入院している病院等または介護療養型医療施設(*1)においてサービスの利用が許可されない場合
②	サービスの利用により、被保険者の 傷害 がより重大となるおそれがあると 医師等 が判断する場合

(*1) 介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。

第6条 (お支払いする保険金)

(1) 当社は、この特約の別表に規定するサービスに対して、合計支払限度額の範囲内で人身傷害諸費用保険金を支払います。

(2) 支払限度額は、同一の対象事故において、**被保険者**本人にのみ帰属し、別の対象事故の支払限度額または他の被保険者の支払限度額を合算して合計支払限度額とすることはできません。

(3) 当社は、この特約の別表に規定するサービスに対応する上限額を超えて人身傷害諸費用保険金を支払いません。

(4) 当社は、支払対象期間を超えて受けたサービスによる第2条(人身傷害諸費用保険金)(1)または同条(3)の費用に対しては、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第7条 (転院移送費用保険金)

(1) 当社は、対象事故により**被保険者**が3日以上**入院**し、かつ、下表の条件をすべて満たしている場合に、それによって対象事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が入院している**病院等**または介護療養型医療施設(*1)から、被保険者が指定し、かつ、当社が承認する病院等または介護療養型医療施設(*1)に被保険者を転院移送する必要が生じたときは、保険契約者または被保険者が負担した費用に対して、この特約にしたがい、転院移送費用保険金を支払います。ただし、1回の対象事故について100万円を限度とします。

①	対象事故で被った 傷害 により被保険者が意識障害や昏睡等症状が重篤なため、2日以上ICU(集中治療室)またはこれに類する治療室で救命救急医療または特定集中治療室管理に基づく治療(*2)を受けていること。
②	被保険者が入院している病院等または介護療養型医療施設(*1)および転院先の病院等または介護療養型医療施設(*1)が転院移送することについて承認していること。

(2) (1)の転院移送費用保険金の支払は、1回の対象事故について1回を限度とし、2回目以降については転院移送費用保険金を支払いません。

(*1) 介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。

(*2) 診療報酬の算定方法に定められる救命救急入院料または特定集中治療室管理料の対象となる治療をいいます。

第8条（現物による支払）

当社は、保険契約者または**被保険者**が被った損害(*1)の全部または一部に対して、サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第11条（保険金の請求）の規定は適用しません。

(*1) 第2条（人身傷害諸費用保険金）(1)もしくは同条(3)の費用または第7条（転院移送費用保険金）(1)の費用をいいます。

第9条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または**被保険者**が第2条（人身傷害諸費用保険金）によりサービスを受ける場合には、保険契約者または被保険者は受けようとするサービスの内容及び被保険者の状況等について、サービスを受ける前に当社に通知しなければなりません。この場合において、当社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が第7条（転院移送費用保険金）により転院移送を行う場合には、保険契約者または被保険者は被保険者の状況等について、転院移送を行う前に当社に通知しなければなりません。この場合において、当社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)または(2)の規定に違反した場合は、当社は、(1)または(2)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて人身傷害諸費用保険金または転院移送費用保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて事実と異なる通知もしくは説明をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（支払対象期間の重複等）

- (1) 当社は、原因または時を異にして発生した対象事故により支払対象期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて人身傷害諸費用保険金を支払いません。
- (2) **入院**が終了した後、**被保険者**が、その入院の原因となった**傷害**によって再入院した場合は、後の入院と前の入院をあわせて1回の入院とみなし、新たに支払対象期間の規定を適用しません。

第11条（保険金の請求）

- (1) 第2条（人身傷害諸費用保険金）(3)に規定する人身傷害諸費用保険金の請求権は、その費用が保険契約者または**被保険者**に生じた時または**入院**3日目のいずれか遅い時に発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 第7条（転院移送費用保険金）(1)に規定する転院移送費用保険金の請求権は、保険契約者または被保険者が同条(1)の費用を負担した時に発生し、これを行使できるものとします。

第12条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

当社は、下表のいずれかに該当する事由により、対象事故による**入院**の期間が延長された場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者 が第2条（人身傷害諸費用保険金）による入院をした時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条による入院をした後に、その原因となった対象事故と関係なく発生した 傷害 または 疾病 が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者またはサービスを受けるべき者が被保険者に治療をさせなかったこと。

第13条（この保険契約における人身傷害条項との関係）

当社は、この特約が適用されている保険契約について、この特約により、人身傷害諸費用保険金または転院移送費用保険金の支払を行った場合は、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および一般自動車補償条項人身傷害条項において、その損害(*1)に係る保険金は支払いません。

(*1) 第2条（人身傷害諸費用保険金）(1)もしくは同条(3)の費用または第7条（転院移送費用保険金）(1)の費用をいいます。

第14条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②7.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	人身傷害諸費用補償特約

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項、一般自動車補償条項人身傷害条項および基本条項の規定を準用します。

<別表>

1. 被保険者が入院している場合に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	ホームヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事を代行するためにホームヘルパー(*2)を家事従事者(*3)の住居に派遣する役務の提供 ア. 被保険者のうち家事従事者(*3)が入院している場合 イ. 家事従事者(*3)以外の被保険者が入院し、家事従事者(*3)が看護のために被保険者に付き添う場合	1日あたり 25,000円
②	介護ヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、介護ヘルパー(*4)を介護人(*5)の住居に派遣する役務の提供 ア. 被保険者のうち介護人(*5)が入院している場合 イ. 介護人(*5)以外の被保険者が入院し、介護人(*5)が看護のために被保険者に付き添う場合	1日あたり 25,000円
③	身の回り品レンタルサービス	被保険者が使用する映像・音楽再生機器、パソコン、ワープロ機器等当社が認める身の回り品の賃貸業者からの賃貸品の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合に限ります。	1機器について利用開始日から起算して1か月あたり 50,000円
④	DVDソフトレンタルサービス	被保険者が使用するDVDソフトの賃貸業者からの提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり 10,000円
⑤	書籍・CD・DVDソフト等提供サービス	ア. 被保険者が使用する書籍、CD（コンパクトディスク）およびDVDソフトの提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合に限ります。 イ. 病院等または介護療養型医療施設(*6)に支払うテレビ等の電子機器の利用料の提供	利用開始日から起算して1か月あたり ア.およびイ.を合計して 30,000円
⑥	フラワー提供サービス	被保険者の病室で使用する花卉の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり 20,000円
⑦	ホームセキュリティサービス	被保険者の住居の防犯を目的とした機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務の提供。 ただし、業として法人が行う機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり 100,000円
⑧	差額ベッド代提供サービス	普通病室以外の病室を提供する役務の提供	普通病室への入院費用との差額について、 1日あたり 20,000円

(*1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当社が妥当であると認めた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。

(*2) ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(*3) 家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。

(*4) 介護ヘルパーとは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(*5) 介護人とは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話を主として行う者をいいます。

(*6) 介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。

2. 被保険者が退院後に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	付添看護人派遣サービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、被保険者の付添看護人(*2)をその被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 25,000円

②	社会復帰支援サービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、社会復帰のために必要とする次の役務の提供 ア. スポーツ施設利用 入院によって低下した体力の回復を目的として、屋内スポーツ施設を有し継続的な指導管理を実施するフィットネスクラブを利用したりハビリテーションの提供 イ. メークアップ 皮膚に受傷した場合等で、早期の社会復帰を支援することを目的として専門家により施されるメークアップの提供または専門家によるメークアップ指導の提供 ウ. 自動車教習所講習 公安委員会の指定を受けた自動車教習所(*3)が開催する任意の安全運転講習(*4)の提供	ア. からウ.までを合計して 50,000円
③	退院お祝いサービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、退院を祝う目的で行う祝宴費用(*5)の提供	1回限り 100,000円

(*1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当社が妥当であると認められた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。

(*2) 付添看護人とは、入院した者の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。ただし、注射、点滴等の医療処置は行いません。

(*3) 自動車教習所とは、免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能および知識について教習を行う施設をいいます。

(*4) 安全運転講習には、自動車免許取得または再取得等のために法令により義務付けられた講習を含みません。

(*5) 祝宴費用には、交通費および宿泊費を含み、祝宴の用に供しない物品または贈答品等に係る費用を含みません。

3. 被保険者が入院している場合および退院後のいずれも利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	家庭教師派遣サービス	学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校に在籍している被保険者が入院した場合に、家庭教師(*2)をその被保険者の入院する病院等もしくは介護療養型医療施設(*3)またはその被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 15,000円
②	福祉機器レンタルサービス	被保険者が傷害を被った場合に、傷害による支障を補完または軽減するために必要と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具の賃貸業者からの賃貸品の提供	1機器について利用開始日から起算して1か月あたり 60,000円
③	自宅掃除代行サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事従事者(*4)の住居を掃除する役務の提供 ア. 被保険者のうち家事従事者(*4)が入院した場合 イ. 家事従事者(*4)以外の被保険者が入院し、家事従事者(*4)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1回あたり 100,000円
④	ベビーシッター派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、子供の身の回りの世話を代行するためにベビーシッター(*5)を派遣する役務の提供もしくは子供を保育施設(*6)に預け入れる役務の提供 ア. 被保険者のうち育児従事者(*7)が入院した場合 イ. 育児従事者(*7)以外の被保険者が入院し、育児従事者(*7)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円
⑤	ペットシッターサービス	次のいずれかに該当する場合に、ペット(*8)の世話を代行するためにペットシッター(*9)を派遣する役務の提供またはペット(*8)をペット専用施設(*10)に預け入れる役務の提供 ア. 被保険者のうち、飼養従事者(*11)が入院した場合 イ. 飼養従事者(*11)以外の被保険者が入院し、飼養従事者(*11)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円

⑥	お見舞い御礼 提供サービス	被保険者が入院した場合に、次のいずれかに該当する者を除く、入院中の被保険者を訪問した者等に対して、いわゆる快気祝いまたはお見舞い返し等、慣習として贈呈する物品の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合があります。 なお、やむを得ない事情によりサービスの利用が遅れた場合は、第6条（お支払いする保険金）(4)の規定は適用しません。 ア. 被保険者の配偶者(*12) イ. 被保険者の子 ウ. 被保険者の父母 エ. 被保険者の兄弟姉妹	120,000円 ただし、物品を受領する者1名あたり12,000円を限度とします。
⑦	タクシー・駐車場 費用サービス	次のいずれかの目的で使用使用するタクシーを派遣する役務、および病院等または介護療養型医療施設(*3)における駐車場の利用の提供。 なお、タクシーの派遣の代替としての他の交通手段の利用を含みます。 ア. 被保険者が入院している場合で、次のいずれかに該当する者が被保険者が入院している病院等または介護療養型医療施設(*3)を訪問する目的 （ア）被保険者の配偶者(*12) （イ）被保険者の子 （ウ）被保険者の父母 （エ）被保険者の兄弟姉妹 イ. 被保険者が病院等または介護療養型医療施設(*3)に通院(*13)、退院または転院する目的	1利用あたり 20,000円 ただし、合理的な経路での移動および利用に限りします。
⑧	電話秘書提供 サービス	被保険者のうち法人の役員または業務(*14)を営む者が入院した場合に、業務(*14)を継続することを目的とした、顧客および取引先からの電話を受け付け、その内容の伝達等を行う役務の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合があります。	利用開始日から起算して1か月あたり 50,000円

(*1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当社が妥当であると認めた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。

(*2) 家庭教師とは、学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校の授業と同等の内容を補助的に指導することを職業とする者をいいます。ただし、業として法人が派遣する家庭教師に限りします。

(*3) 介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。

(*4) 家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。

(*5) ベビーシッターとは、子供の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(*6) 保育施設とは、保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話をを行うことを業とする施設をいいます。

(*7) 育児従事者とは、被保険者の住居において、子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。

(*8) ペットとは、被保険者が被保険者の住居において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。

(*9) ペットシッターとは、ペット(*8)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(*10) ペット専用施設とは、ペット(*8)が宿泊できる設備を整えたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。

(*11) 飼養従事者とは、ペット(*8)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。

(*12) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*13) 通院には、入院中の他の病院等または介護療養型医療施設(*3)への通院を含みます。

(*14) 業務には、家事を含みません。

⑳ご契約のお車に関する人身傷害事故限定補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および一般自動車補償条項人身傷害条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（補償の対象となる被保険者の範囲）

当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項第2条（被保険者および保険金請求権者）(1)および一般自動車補償条項人身傷害条項第2条（被保険者および保険金請求権者）(1)の規定にかかわらず、**ご契約のお車の正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者を同条項の**被保険者**とします。

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

②自損事故傷害特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対人賠償保険が適用されており、かつ、人身傷害保険が適用されていない場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が下表のいずれかに該当する事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合で、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約にしたがい、第5条に規定する保険金を支払います。

①	ご契約のお車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故
②	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故。 ただし、被保険者がご契約のお車の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中である場合に限り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約にしたがい、第5条に規定する保険金を支払います。 ア. ご契約のお車の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 イ. ご契約のお車の運行中の、火災または爆発 ウ. ご契約のお車の運行中の、ご契約のお車の落下

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

第3条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	ご契約のお車の保有者(*1)
②	ご契約のお車の運転者(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない者で、ご契約のお車の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中の者

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している 自動車取扱業者 (*4)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

(*2) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

(*3) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*4) 次のいずれかの事故に該当する場合に限り、かつ、

- i. 業務として受託しているご契約のお車の運行に起因する事故
- ii. 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限り、かつ、
---	--

②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)ご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑦	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害

(3) 当社は、日射もしくは熱射による障害または平常の生活もしくは平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋^{リン}巴^{リン}腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	死亡保険金	死亡した場合	1名ごとに1,500万円	被保険者 の法定相続人。 ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
②	後遺障害保険金	後遺障害 が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額	被保険者
③	介護費用保険金	次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき ア. 普通保険約款基本条項別表1の2の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じた場合 イ. 2種以上の後遺障害が生じ、(2)の規定により、支払われるべきこの特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額が、同表の2の第1級または第2級に掲げる金額となる場合	200万円	被保険者
④	傷害保険金	医師等 の治療を必要とし、 病院等 または介護保険法に定める介護療養型医療施設に 入院 または 通院 した場合	治療日数(*1)に対し、次のア.およびイ.の金額。 ただし、1回の事故について、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。 ア. 入院した治療日数(*1)に対しては、その入院日数1日について6,000円 イ. 病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に通院した治療日数(*1)に対しては、その通院日数1日について4,000円	被保険者

(2) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、後遺障害保険金として、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害保険金支払額」欄の後遺障害保険金支払額を支払います。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害保険金支払額
①	第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合(*2)	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額

②	①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき(*2)	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき(*2)	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額。 ただし、同一事故により生じた2種以上の後遺障害がすべて普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる後遺障害に該当し、かつ、それぞれの後遺障害に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額の合計額が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する、同表の2に規定する後遺障害保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額}} = \boxed{\text{後遺障害保険金支払額}}$$

- (4) 当社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
- (5) 同一事故により生じた後遺障害が(1)の表の③の7.およびイ.のいずれにも該当する場合であっても、当社は、重複して介護費用保険金を支払いません。
- (6) 被保険者が傷害保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して傷害保険金を支払いません。
- (7) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により第2条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または 疾病 が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(8) 当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{1,500万円} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

- (9) 1回の事故について、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金の額は、(1)および(8)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (10) 1回の事故について、被保険者1名に対し当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(7)までの規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (11) 当社は、(9)および(10)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)から(7)までの規定による介護費用保険金および傷害保険金を支払います。

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、医師等が治療を必要と認める治療日数に限りです。
- ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限りです。
- iii. 治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限りです。
 - (i) 長管骨(*4)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等
 - (ii) 長管骨(*4)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*4)部分も含めたギプス等

(*2) 普通保険約款基本条項別表1の1の第1級に掲げる後遺障害がある場合を除きます。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) **他の保険契約等**(*1)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項④。	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	自損事故傷害特約

(2) (1)の規定は、下表の区分ごとに適用します。

①	死亡保険金および後遺障害保険金
②	介護費用保険金
③	傷害保険金

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、 被保険者 が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に 後遺障害 が生じた時
③	介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
④	傷害保険金については、被保険者が治療を終了した時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第8条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、**被保険者**またはその法定相続人がその**傷害**について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第9条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。

<別表> 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	1,500万円
第2級	1,295万円
第3級	1,110万円
第4級	960万円
第5級	825万円
第6級	700万円
第7級	585万円
第8級	470万円
第9級	365万円
第10級	280万円
第11級	210万円
第12級	145万円
第13級	95万円
第14級	50万円

②無保険車事故傷害特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対人賠償保険が適用されており、かつ、人身傷害保険が適用されていない場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、無保険車事故により第3条（被保険者および保険金請求権者）に規定する**被保険者**またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) この特約において無保険車事故とは、日本国内において、無保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生命が害されること、または被保険者が身体に**傷害**を被り、その直接の結果として**後遺障害**が生じることをいいます。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、被保険者が搭乗中の自動車または原動機付自転車が**ご契約のお車**以外であり、かつ、下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	第3条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*3)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車である場合
②	被保険者の使用者が所有する自動車または原動機付自転車(*3)である場合。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*4)のために運転している場合に限り、適用されます。
③	次のいずれかに該当する場合 ア. 競技または曲技(*5)のために搭乗中の自動車または原動機付自転車である場合 イ. 競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*6)の自動車または原動機付自転車である場合

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) この損害の額は、第6条（お支払いする保険金）(2)に規定する損害の額をいいます。

(*3) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

(*4) 業務には、家事を含みません。

(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第3条（被保険者および保険金請求権者）

- (1) この特約において**被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の 同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の 未婚 の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、 ご契約のお車の正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②のいずれかに該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者を除きます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗中の者
②	業務として自動車または原動機付自転車を受託している 自動車取扱業者 (*7)

- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

- (4) この特約において保険金請求権者とは、無保険車事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者として扱われます。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

- (*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
- (*5) 業務には、家事を含みません。
- (*6) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
- (*7) 次のいずれかの事故に該当する場合に限り、
 - i. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
 - ii. 業務として受託している自動車または原動機付自転車に搭乗中の事故

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 無保険自動車	<p>ア. 相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車</p> <p>(ア) その自動車または原動機付自転車について適用される<u>対人賠償保険等</u>がない場合</p> <p>(イ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、<u>被保険者</u>またはその父母、配偶者(*1)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合</p> <p>(ウ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*2)が、2億円に達しない場合</p> <p>イ. ア.の規定にかかわらず、相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車または原動機付自転車を無保険自動車とみなします。</p> <p>ウ. ア.およびイ.の規定にかかわらず、相手自動車2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*2)の合計額(*3)が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p>
② 賠償義務者	<p>無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。</p>
③ 相手自動車	<p><u>ご契約のお車</u>以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。</p> <p>ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*4)を除きます。</p>

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
- (*3) 第4条（用語の定義）の表の①ア.(ア)および(イ)ならびにイ.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。
- (*4) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 次のいずれかに該当する事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④ 次のいずれかに該当する事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、無保険車事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤ 次のいずれかに該当する事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>ご契約のお車</u>を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. <u>ご契約のお車</u>を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車で搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車をご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)による損害
⑧	日射または熱射による障害を被ることによって生じた損害
⑨	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた損害

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この規定は適用しません。

①	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*7) イ. 被保険者の父母または子
②	次のいずれかに該当する者。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*8)に従事している場合に限り、 ア. 被保険者の使用者 イ. 被保険者の使用者の業務(*8)に無保険自動車を使用している他の使用人

(4) 当社は、被保険者の父母、配偶者(*7)または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(3)の表の②に規定する者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときは、この規定は適用しません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋^{リン}巴^バ腺^腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(*7) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*8) 業務には、家事を含みません。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 1回の無保険車事故について、当社は、**被保険者**1名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の無保険車事故について当社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、2億円を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{(3)の表の費用の額の合計額}} - \boxed{\text{(4)の表の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害の額は、被保険者が無保険車事故により下表のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、(5)、(6)および普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項の別紙および一般自動車補償条項人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、算定された額の合計額が**自賠償保険等**によって支払われる金額を下回る場合には、自賠償保険等によって支払われる金額を損害の額とします。

①	死亡
②	後遺障害

- (3) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または 傷害 発生時もしくは 疾病 発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	普通保険約款基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

- (4) 当社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
② 第2条（この特約の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、 対人賠償保険等 によって既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
④ 労働者災害補償制度 によって既に給付が決定または支払われた額(*1)
⑤ (2)の規定により決定された損害の額および(3)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
⑥ ①から⑤までの額のほか、第2条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*2)

- (5) 同一の無保険車事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。

生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
④ ①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

- (6) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(2)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害}} - \boxed{\text{既にあつた後遺障害に該当する等級により算定した損害}} = \boxed{\text{後遺障害の損害}}$$

- (7) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(2)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

① 被保険者が第2条(2)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
② 被保険者が第2条(2)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③ 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

第7条（賠償義務者に損害賠償請求すべき部分を除いた金額のみを請求する場合の特則）

- (1) 第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、1回の無保険車事故について、当社は次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の無保険車事故について当社の支払う保険金の額は、**被保険者**1名について、2億円を限度とします。

$$\boxed{(2)の規定により算出された額} + \boxed{\text{第6条(3)の表の費用の額の合計額}} - \boxed{(3)の表の額の合計額} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (2) 保険金請求権者は、第6条（お支払いする保険金）(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に代えて、次の算式によって算出される額を請求することができます。ただし、同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額が**自賠責保険等**によって給付される金額を下回る場合を除きます。

同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額	-	同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額	×	賠償義務者の過失割合	=	この条の規定により請求できる額
------------------------------	---	------------------------------	---	------------	---	-----------------

(3) 当社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた額(*1)
②	(2)の規定により算出された額および第6条（お支払いする保険金）(3)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
③	①または②のほか、第2条（この特約の補償内容）(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*2)

(4) 保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）(1)の規定にかかわらず、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利は、当社に移転しません。

(*1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

第8条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、**被保険者**が死亡した時または被保険者に**後遺障害**が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3節第3条（人身傷害事故発生時の義務等）	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害	無保険車事故傷害特約第2条（この特約の補償内容）(1)の損害
②	第3節第3条	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故	無保険車事故傷害特約第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する無保険車事故
③	第3節第3条	人身傷害条項第1条(2)に規定する人身傷害事故	無保険車事故傷害特約第2条(1)に規定する無保険車事故
④	第4節第1条（保険金の請求）(6)	人身傷害条項	無保険車事故傷害特約
⑤	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②7.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	無保険車事故傷害特約
⑥	第4節第5条の(*1)	人身傷害条項および車両条項	無保険車事故傷害特約
⑦	第4節第6条（当社の指定する 医師等 の診断書提出等）(2)	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害	無保険車事故傷害特約第2条（この特約の補償内容）(2)の傷害

②3 車両全損時諸費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（全損時諸費用保険金）

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項、一般自動車補償条項車両条項および基本条項(*1)の規定により、**ご契約のお車**に当社の保険金を支払うべき損害が発生し、ご契約のお車の損害の状態が下表のいずれかに該当する場合は、1回の事故について、保険金額(*2)の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてご契約のお車の所有者に支払います。ただし、1回の事故について20万円を限度とします。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、同特約第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損
②	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①および一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損

(2) 当社は、(1)の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）に規

定する保険金(*3)の合計額が保険金額(*2)を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

(3) **他の保険契約等**(*4)がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②イ。	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	全損時諸費用保険金

(4) 当会社に対する全損時諸費用保険金の請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(5) 下表のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、保険価額(*5)を保険金額(*2)とします(*6)。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ア. 車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）の(*2)の規定の適用がある場合 イ. 同特約第5条（価額の評価のための告知）(4)ただし書の適用がある場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。
②	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。

(*2) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

(*3) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）および一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金とします。

(*4) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*5) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

(*6) 第2条（全損時諸費用保険金）(5)の表の①イ.に該当する場合において、既に(5)の規定を適用しないで全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当会社は(5)の規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

第3条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項、一般自動車補償条項車両条項および基本条項(*1)の規定を準用します。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。

24 車両新価保険特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、下表のすべてに該当する場合に適用されます。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。
②	保険期間の末日が、 ご契約のお車 の初度登録(*1)から37か月以内であること。
③	保険証券にこの特約を適用することが記載されていること。

(*1) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 新車保険価額	その自動車と同一の 用途・車種 、車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額であり、車価表(*1)等に記載された価格をいいます。 ただし、保険契約締結の時において、車価表(*1)等にその自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がない場合は、車価表(*1)に記載された初度登録(*2)後1年未満のその自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
② 新規取得自動車等	普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車をいいます。
③ 再取得	ご契約のお車 の代替として、次のいずれかに該当する者が代替の自動車を新たに取得することをいい、 所有権留保条項付売買契約 に基づく購入を含みます。 ア. ご契約のお車の所有者(*3) イ. 記名被保険者 (*4) ウ. 記名被保険者(*4)の配偶者(*5) エ. 記名被保険者(*4)またはその配偶者(*5)の 同居の親族
④ 復旧	再取得、またはご契約のお車の損傷を修理することをいいます。

〔車両新価保険特約第1条の表の②〕

「初度登録から37か月以内」とは、初度登録年月または初度検査年月を起算点として37か月以内であることをいいます。

⑤ 復旧費用	損害を受けたご契約のお車について復旧をするために実際に必要とした額(*6)をいいます。
⑥ 協定保険価額	車両価額協定保険特約第2条（協定保険価額）に規定する協定保険価額をいいます。
⑦ 被保険者	ご契約のお車の所有者をいいます。

- (*)1 当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」をいいます。
 (*)2 ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。
 (*)3 ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。
 (*)4 この保険契約の普通保険約款総合自動車補償条項において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*)3とします。
 (*)5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*)6 再取得する場合は、代替の自動車の本体価格、付属品およびこれらに係る消費税の額とします。

第3条（協定新価保険価額）

- (1) 当社と保険契約者または被保険者は、**ご契約のお車**の新車保険価額を協定し、その価額を協定新価保険金額として定めるものとし、この特約において、その価額を協定新価保険価額といいます。
 (2) 下表のすべてに該当する場合は、(1)の規定により、新規取得自動車等の新車保険価額を定め、協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。ただし、第2条（用語の定義）の表の①中「保険契約締結の時」とあるのを「当社がご契約のお車の入替を承認した時」と読み替えて適用します。

① 普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)の表のいずれかに該当すること。
② 保険契約者が 書面等 によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認すること。
③ 保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録(*)1から37か月以内であること。

- (3) (2)の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録(*)1から37か月を超えるときは、当社は、この特約を適用しません。
 (4) (2)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。
 (5) 保険契約者が(4)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*)1 ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

第4条（復旧義務）

- (1) **被保険者**は、第5条（支払保険金の計算）の表の①または同表の③の規定により保険金の支払を受ける場合には、**ご契約のお車**に損害が生じた日の翌日から起算して1年以内に、復旧をしなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間について、これを変更することができます。
 (2) 保険契約者または被保険者は、復旧をした場合は、遅滞なく、**書面等**によりそのことを当社に通知しなければなりません。

第5条（支払保険金の計算）

1回の事故について、当社は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額
①	ご契約のお車 の損傷を修理することができない場合で再取得を行ったとき、または 修理費 が協定保険価額以上となる場合で復旧を行ったとき	復旧費用と協定保険価額のいずれか高い額。 ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
②	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で再取得を行わなかったとき、または修理費が協定保険価額以上となる場合で復旧を行わなかったとき	協定保険価額(*)1
③	修理費が協定保険価額に達しない場合で、かつ、協定新価保険価額の50%以上に相当する額となる場合(*)2で、復旧を行ったとき	復旧費用と修理費のいずれか高い額。 ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
④	①から③以外の場合	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*)1を限度とします。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 車両価額協定保険特約第4条(2)に規定する損害の額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 保険証券記載の免責金額 </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 保険金の額 </div> </div>

- (*)1 協定保険価額が保険価額(*)3を著しく超える場合は、その保険価額(*)3を協定保険価額および保険金額とします。
 (*)2 ご契約のお車の車体の内外装および外板部品を除いた本質的構造部分に著しい損傷が生じている場合に限りです。
 (*)3 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

〈車両新価保険特約第2条の(*)1〉

「当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または初度検査年月に基づいて、あらかじめ弊社が自動車の価格帯（価格の範囲）を設定しているものです。

第6条（新車保険価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、**ご契約のお車**の協定新価保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって下表のいずれかに該当する場合は、この特約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が、事実を告知しなかったことにより、その結果として第3条（協定新価保険価額）の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定新価保険価額が定められた場合
②	保険契約者または被保険者が、事実と異なることを告知したことにより、その結果として第3条の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定新価保険価額が定められた場合

- (3) (2)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)の事実がなくなった場合
②	ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当社が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、ご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要な事項について、 書面等 によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。 なお、訂正の申出を受けた場合においては、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、保険契約者または被保険者がその訂正をすべき事実を当社に告知していたとしても当社がこの特約の締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結の時から5年を経過した場合

- (4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第5条（支払保険金の計算）の規定(*2)にかかわらず、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。この場合において、既に第5条の規定(*2)を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条(1)および同条(2)の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

- (5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

- (6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第5条（支払保険金の計算）の規定(*2)にかかわらず、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。

(*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(*2) 第5条（支払保険金の計算）の(*1)の規定を除きます。

第7条（協定新価保険価額の調整）

この特約が適用されている場合には、当社は、普通保険約款基本条項第1節第6条（保険金額の調整）(1)の規定を適用しません。

第8条（この特約を適用しない場合）

当社は、**ご契約のお車**が盗取されたことによって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでにご契約のお車に損害が生じたときは、この特約を適用します。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、保険契約者または被保険者が第4条（復旧義務）(2)に規定する復旧の通知をし、かつ、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)、事故と損害との関係および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) 当社は、被保険者が復旧する意思のないことを当会社に申し出た場合は請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、申し出なかった場合は復旧の期間が満了し、かつ、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な(1)の表の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- (3) (1)または(2)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)または(2)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (4) (1)から(3)までに規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者が普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額(*6)を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(*6) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②ア.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両新価保険特約

第11条（再取得時諸費用保険金）

- (1) 再取得に伴い、当社が第5条（支払保険金の計算）の表の①または同表の③の規定により保険金を支払う場合は、下表に規定する額を再取得時諸費用保険金として**被保険者**に支払います。

① 協定新価保険価額が100万円以下の場合	10万円
② 協定新価保険価額が100万円を超えて300万円以下の場合	保険証券記載の協定新価保険金額の10%に相当する額
③ 協定新価保険価額が300万円を超える場合	30万円

- (2) 当社は、(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金と保険金の合計額が保険証券記載の協定新価保険金額を超える場合であっても、再取得時諸費用保険金を支払います。

- (3) 再取得時諸費用保険金に関しては、**他の保険契約等**(*1)がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②イ.	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	再取得時諸費用保険金

- (4) この保険契約に車両全損時諸費用補償特約が適用されている場合において、再取得時諸費用保険金が支払われるときは、当社は、車両全損時諸費用補償特約第2条（全損時諸費用保険金）に規定する全損時諸費用保険金は支払いません。既に全損時諸費用保険金を支払っていた場合は、その金額を差し引いて再取得時諸費用保険金を支払います。

(*1) 第11条（再取得時諸費用保険金）と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第12条（他の特約との関係）

(1) 再取得を行わない場合は、当社は、第11条（再取得時諸費用保険金）の再取得時諸費用保険金は支払いません。この場合には、この保険契約に適用されている車両全損時諸費用補償特約について、下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
車両全損時諸費用補償特約第2条（全損時諸費用保険金）(1)の表の①	同特約第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損	車両新価保険特約第5条（支払保険金の計算）の表の①または同表の②に該当する状態

(2) (1)の規定により支払うべき全損時諸費用保険金と第5条（支払保険金の計算）に規定する保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

第13条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第7節第8条（被害物についての当社の権利）(1)の規定にかかわらず、再取得を行ったことにより当社が保険金を支払った場合は、**ご契約のお車**について**被保険者**が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しないことの意味を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当社には移転しません。

第14条（車両入替時の特則）

普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)に規定する自動車の入替において、**ご契約のお車**の廃車、譲渡または返還があった場合は、同条(3)の規定にかかわらず、同条に規定する入替自動車に対しては、その取得日以後、当社が承認するまでの間は、この特約の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項、基本条項および車両価額協定保険特約の規定を準用します。

㊦ 車両価額協定保険特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項および一般自動車補償条項車両条項が適用されている場合に適用されます。ただし、**ご契約のお車**がレンタカー等の自動車(*1)である場合を除きます。

(*1) 不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車または原動機付自転車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車または原動機付自転車を除きます。

第2条（協定保険価額）

- (1) 当社と保険契約者または**被保険者**(*1)は、保険契約締結の時における**ご契約のお車**と同一の**用途・車種**、車名、型式、仕様および初度登録年月(*2)の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定めるものとします。
- (2) この特約において協定保険価額とは、(1)の規定により当社と保険契約者または**被保険者**(*1)がご契約のお車の価額として協定した価額をいいます。
- (3) この特約において市場販売価格相当額とは、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。

(*1) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)および一般自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。

(*2) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。

第3条（協定保険価額の変更）

- (1) 保険契約締結の後、**ご契約のお車**の改造、付属品(*1)の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または**被保険者**(*2)は、遅滞なく、**書面等**によりそのことを当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品(*1)の取りはずし等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または**被保険者**(*2)は、当社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 当社は、(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (4) (1)または(2)の場合、当社と保険契約者または**被保険者**(*2)は、将来に向かって、下表のいずれかの額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

①	保険証券記載の協定保険価額にご契約のお車の改造、付属品(*1)の装着等によって増加した価額を加えた額
②	保険証券記載の協定保険価額からご契約のお車の改造、付属品(*1)の取りはずし等によって減少した価額を差し引いた額

（車両価額協定保険特約第2条(3)）

「当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または初度検査年月に基づいて、あらかじめ弊社が自動車の価格帯（価格の範囲）を設定しているものです。

- (5) (4)の場合には、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。
- (6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、通知または承認の請求がなかったものとして、この特約(*3)にしたがい、保険金を支払います。
- (7) 下表のすべてに該当する場合は、第2条（協定保険価額）の規定により、普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。ただし、第2条(1)中「保険契約締結の時」とあるのを「当社がご契約のお車の入替を承認した時」と読み替えて適用します。

①	普通保険約款基本条項第1節第5条(1)の表のいずれかに該当すること。
②	保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認すること。

- (8) (7)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。
- (9) 保険契約者が(8)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)および一般自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)に規定する付属品をいいます。

(*2) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)および一般自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。

(*3) 普通保険約款およびご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第4条（お支払いする保険金）

- (1) 1回の事故について、当社は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、**被保険者**(*1)に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

ご契約のお車の損害の状態		保険金の額	
①	全損の場合。 なお、全損とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ア. ご契約のお車の修理費 が協定保険価額以上となる場合 イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ウ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	協定保険価額(*2)	
②	分損の場合。 なお、分損とは①以外の場合をいいます。	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*2)を限度とします。	
		(2)に規定する 損害の額	− 保険証券記載の 免責金額 = 保険金の額

- (2) 当社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(2)および一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(2)の規定にかかわらず、下表に掲げる額とします。

①	(1)の表の①の場合は、協定保険価額(*2)
②	(1)の表の②の場合は、次の算式によって算出される額
	修理費 − 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(*1) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)および一般自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。

(*2) 協定保険価額が保険価額(*3)を著しく超える場合は、その保険価額(*3)を協定保険価額および保険金額とします。

(*3) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

第5条（価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または**被保険者**(*1)は、**ご契約のお車**の協定保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者(*1)の故意または重大な過失によって下表のいずれかに該当する場合は、この特約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が、事実を告知しなかったことにより、その結果として第2条（協定保険価額）または第3条（協定保険価額の変更）の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合
②	保険契約者または被保険者(*1)が、事実と異なることを告知したことにより、その結果として第2条または第3条の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合

(3) (2)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)の事実がなくなった場合
②	ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、当社が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*2)
③	保険契約者または被保険者(*1)が、ご契約のお車の価額を評価するために必要な事項について、 書面等 によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。 なお、訂正の申出を受けた場合においては、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、保険契約者または被保険者(*1)がその訂正をすべき事実を当社に告知していたとしても当社がこの特約の締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結の時から5年を経過した場合

(4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第4条（お支払いする保険金）の規定(*3)にかかわらず、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)ならびに一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。この場合において、既に第4条の規定(*3)を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条(1)および同条(2)ならびに一般自動車補償条項車両条項第4条(1)および同条(2)の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

(5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第4条（お支払いする保険金）の規定(*3)にかかわらず、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)ならびに一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。

(*1) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)および一般自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。

(*2) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。

(*3) 第4条（お支払いする保険金）の(*2)の規定を除きます。

第6条（協定保険価額の調整）

この特約が適用されている場合には、当社は、普通保険約款基本条項第1節第6条（保険金額の調整）(1)の規定を適用しません。

第7条（被害物についての当社の権利）

この特約が適用される場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。ただし、第4条（お支払いする保険金）の(*2)の規定が適用される場合は、読み替えないものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第7節第8条（被害物についての当社の権利）(1)	保険価額(*2)	協定保険価額

②車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）

第1条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）および一般自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、**ご契約のお車**と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項、一般自動車補償条項車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。ただし、ご契約のお車と衝突または接触した相手自動車について、下表の事項がすべて確認された場合に限り、適用されます。

①	登録番号等(*2)
②	事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(*2) 登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車または原動機付自転車が 所有権留保条項付売買契約 により売買されている場合は、その買主 イ. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
②	相手自動車	所有者が ご契約のお車 の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、この特約においては、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項、一般自動車補償条項車両条項および基本条項(*1)の規定による場合のほか、**ご契約のお車**が盗取された時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第4条（費用）

当社は、この特約の適用においては、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)および一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)の規定にかかわらず、同条(3)の表の④および同表の⑤に規定する費用に対しては保険金を支払いません。

第5条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)⑤の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項ア.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車 と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第6条（車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、この特約を適用しません。

⑦車両危険限定補償特約（A）

当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）および一般自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、偶然な事故により**ご契約のお車**に生じた下表のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項、一般自動車補償条項車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。

①	ご契約のお車に火災または爆発が生じた場合の損害
②	他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
③	盗難 によって生じた損害
④	騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
⑤	台風、たつ巻、洪水または高潮によって生じた損害
⑥	落書またはいたずらの損害(*2)
⑦	窓ガラス破損の損害(*3)
⑧	飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。 ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑨	①から⑧までのほか、偶然な事故によって生じた損害。 ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(*2) いたずらの損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車以外の自動車もしくは原動機付自転車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

(※3) 窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

28 車両保険の免責金額に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（免責金額の取扱い—免責金額3万円または5万円の不適用）

当社は、この特約により、下表に規定する条件をすべて満たしている場合に、車両保険契約における保険証券記載の**免責金額**を適用しません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に損害が生じたこと。
②	車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）の規定（*1）により差し引かれるべき免責金額が3万円または5万円であること。
③	相手自動車の登録番号等（*2）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認されたこと。

（*1）車両価額協定保険特約が適用されていない場合は普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）、車両新価保険特約が適用されている場合は同特約第5条（支払保険金の計算）の規定とします。

（*2）登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車または原動機付自転車が 所有権留保条項付売買契約 により売買されている場合は、その買主 イ. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
②	相手自動車	所有者が ご契約のお車 の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第4条（保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)⑤の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項7.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

29 車両盗難不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、**ご契約のお車の盗難**による損害（*1）に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、この特約により、車両危険限定補償特約（A）の表の③の規定を適用しません。

（*1）発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

第3条（車両全損時諸費用補償特約の不適用）

当社は、第2条（保険金をお支払いしない場合）の規定により保険金を支払わない場合には、車両全損時諸費用補償特約の規定を適用しません。

③①地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の③および同表の⑤ならびに一般自動車補償条項車両条項第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の③および同表の⑤の規定にかかわらず、**ご契約のお車**について下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）および一般自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）に規定する損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大(*1) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第2条（レンタカー費用補償特約等の不適用）

当会社は、この特約により、第1条（この特約の補償内容）の表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、レンタカー費用補償特約および事故・故障時のレンタカーに関する特約の規定を適用しません。

第3条（保険金の支払）

第1条（この特約の補償内容）の表に該当する事由による保険金の請求に対し、下表の左欄の特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を**被保険者**に対して通知するものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	------

(*1) 被保険者が普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

③②衝突・接触に関する追加補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）第1条ただし書および車両危険限定補償特約（A）⑨ただし書の規定にかかわらず、**ご契約のお車**に生じた下表のいずれかに該当する損害に対して、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。

①	ご契約のお車と相手自動車(*2)との衝突または接触によって生じた損害(*3)
②	ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害(*3)またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害(*3)

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(*2) 所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

(*3) ご契約のお車を運転中(*4)に生じた損害を含みません。

(*4) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

第2条（車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

③③車両搬送費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車の用途・車種**が下表のいずれかに該当する場合に適用されます。

①	自家用普通乗用車
②	自家用小型乗用車
③	自家用軽四輪乗用車
④	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
⑤	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）

⑥	自家用小型貨物車
⑦	自家用軽四輪貨物車
⑧	特種用途自動車（キャンピング車）
⑨	二輪自動車

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、車両搬送費用に対して、この特約にしたがい、車両搬送費用保険金を支払います。
- (2) この特約において車両搬送費用とは、対象事故によって**被保険者**において必要となる車両搬送サービスを受けたことで被保険者に生じた費用をいいます。
- (3) 車両搬送費用は、被保険者からの領収証等の提出により、当社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限ります。
- (4) この特約において対象事故とは、下表のいずれかに該当する損害により**ご契約のお車**が走行不能になり、修理工場等(*1)へ搬送されることをいいます。ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*2)に走行不能になった場合に限ります(*3)。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害
②	故障(*4)によってご契約のお車に生じた損害
③	ご契約のお車の 盗難 によって生じた損害

- (*1) 修理工場等とは、修理工場または当社の指定する場所をいいます。
- (*2) この特約が保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降とします。
- (*3) 更新前契約(*5)にこの特約(*6)が付帯されている場合(*7)は、このただし書は適用しません。
- (*4) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない**電氣的または機械的事故**をいいます。
- (*5) 更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、**記名被保険者**およびご契約のお車を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。
- (*6) 事故・故障時諸費用補償特約を含みます。
- (*7) この特約(*6)が更新前契約(*5)の保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降に走行不能になった場合に限ります。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ア. ご契約のお車 が自力で移動することができない状態 イ. ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態
② 車両搬送サービス	第2条（この特約の補償内容）(4)の損害により走行不能となったご契約のお車を、走行不能となった地から修理工場等(*1)まで搬送(*2)すること。

- (*1) 修理工場等とは、修理工場または当社の指定する場所をいいます。
- (*2) 修理工場等(*1)まで運転するために必要な仮修理の実施および修理工場等(*1)に搬送するために必要な保管を含みます。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において**被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	対象事故が生じた時に ご契約のお車 の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者。ただし、一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、対象事故が生じた前後の状況から搭乗していたとみなされる者を含みます。
②	ご契約のお車の所有者(*2)
③	記名被保険者

- (2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
②	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
③	業務としてご契約のお車を受託している 自動車取扱業者

- (*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
- (*2) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする**貸借契約**により貸借されている場合は、その借主
iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた車両搬送費用に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。 ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等(*7)へ搬送された場合の車両搬送費用に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた第2条（この特約の補償内容）(4)の表の①に該当する損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた第2条(4)の表の①に該当する損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*8)ご契約のお車を運転している場合に生じた第2条(4)の表の①に該当する損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子

④	次のいずれかに該当する物に生じた第2条(4)の表の①に該当する損害 ア. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品(*9) イ. 付属品(*9)のうちご契約のお車に定着(*10)されていない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ウ. タイヤまたはタイヤのチューブ。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 エ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品(*9) オ. ご契約のお車の付属品(*9)に含まれない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
⑤	ご契約のお車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障(*11)に起因する第2条(4)の表の②に該当する損害

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する車両搬送費用に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送費用 ア. 燃料の不足または消費 イ. 蓄電池の充電不足および放電 ウ. キーがご契約のお車の車室内にある状態での施錠 エ. キーの紛失
②	ご契約のお車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する損害によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送費用
③	ご契約のお車の修理工場等(*7)への搬送が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合の車両搬送費用

- (*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 (*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
 (*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
 (*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
 (*7) 修理工場等とは、修理工場または当社の指定する場所をいいます。
 (*8) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
 (*9) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)および一般自動車補償条項車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)の付属品をいいます。
 (*10) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
 (*11) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

- (1) 1回の対象事故について、当社は、10万円の範囲内で車両搬送費用保険金を支払います。
 (2) 当社は、車両搬送費用のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が被保険者の自己負担額(*2)を超過するときは、当社は(1)に規定する車両搬送費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
 (3) 当社は、車両搬送費用の全部または一部に対して、車両搬送サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第8条（保険金の請求）の規定は適用しません。

- (*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。
 (*2) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{車両搬送費用}} - \boxed{\text{車両搬送費用保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者の自己負担額}}$$

第7条（事故発生時の義務）

- (1) 被保険者が第2条（この特約の補償内容）により車両搬送サービスを受ける場合には、被保険者は受けようとする車両搬送サービスの内容、ご契約のお車の状況および被保険者の状況等について、車両搬送サービスを受ける前に当社に通知しなければなりません。この場合において、当社は必要な調査をし、かつ、被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。
 (2) 被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて車両搬送費用保険金を支払います。
 (3) 被保険者が、正当な理由がなくて事実と異なる通知もしくは説明をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

当社に対する車両搬送費用保険金の請求権は、車両搬送費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第9条（この保険契約における普通保険約款車両条項および他の特約との関係）

- (1) 当社は、第2条（この特約の補償内容）の規定により車両搬送費用保険金を支払うべき事故が発生した場合は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)の表の③および一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)の表の③に優先してこの特約の規定を適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、**被保険者**の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)の表の③および一般自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)の表の③の規定により支払われる保険金の額を超過する費用を車両搬送費用保険金とします。
- (3) 当社は、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②の事由によって生じた車両搬送費用に対しては、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②7.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両搬送費用補償特約
②	第7節第2条（代位）	車両損害	車両搬送費用補償特約第2条（この特約の補償内容）の規定により当社が車両搬送費用保険金を支払うべき損害

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。この場合において、同条項第4節第8条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、車両搬送費用保険金を含まないものとします。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

③3 車両搬送時の諸費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、車両搬送時諸費用に対して、この特約にしたがい、車両搬送時諸費用保険金を支払います。
- (2) この特約において車両搬送時諸費用とは、対象事故によって**被保険者**に生じたこの特約の別表に規定する費用をいいます。
- (3) 車両搬送時諸費用は、被保険者からの領収証等の提出により、当社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限ります。
- (4) この特約において対象事故とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって <u>ご契約のお車</u> に生じた損害により、ご契約のお車が走行不能になり、修理工場等(*1)へ搬送されること。 ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*2)に走行不能になった場合に限ります(*3)。
②	故障(*4)によってご契約のお車に生じた損害により、ご契約のお車が走行不能になり、修理工場等(*1)へ搬送されること。 ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*2)に走行不能になった場合に限ります(*3)。
③	ご契約のお車の <u>盗難</u> により、ご契約のお車が被保険者の管理下でない状態になること。

(*1) 修理工場等とは、修理工場または当社の指定する場所をいいます。

(*2) この特約が保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降とします。

(*3) 更新前契約(*5)にこの特約(*6)が付帯されている場合(*7)は、このただし書は適用しません。

(*4) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。

(*5) 更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。

(*6) 事故・故障時諸費用補償特約を含みます。

(*7) この特約(*6)が更新前契約(*5)の保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降に走行不能になった場合に限ります。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ア. ご契約のお車 が自力で移動することができない状態 イ. ご契約のお車 が法令等により走行が禁じられる状態
② キャンセル費用	被保険者 が特定のサービスの予約をした後、その特定のサービスの全部または一部を受けられなくなった場合に被保険者または被保険者の法定相続人が負担する、次のいずれかに該当する費用 ア. 取消料、違約料その他の名目において、その特定のサービスに係る契約に基づき払戻しを受けられない費用 イ. 取消料、違約料その他の名目において、その特定のサービスに係る契約に基づき支払を必要とする費用
③ 特定のサービス	業として有償で提供されるサービスのうち、次のいずれかに該当するもので、かつ、被保険者の職務遂行に関係しないサービス。ただし、対象事故の発生の日からその日を含めて31日以内に提供されるものに限ります。 ア. 国内旅行契約または海外旅行契約に基づくサービス イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ウ. 航空機、船舶 、鉄道、自動車等による旅客の輸送 エ. 宴会またはパーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示または興行

第4条（被保険者）

(1) この特約において**被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	対象事故が生じた時に ご契約のお車の正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者。 ただし、一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、対象事故が生じた前後の状況から搭乗していたとみなされる者を含みます。
②	ご契約のお車の所有者(*2)。 ただし、①に該当しない場合には、この特約の別表の①の車両引取費用および同表の⑤のレンタカー費用についてのみ被保険者とします。
③	記名被保険者 。 ただし、①に該当しない場合には、この特約の別表の①の車両引取費用および同表の⑤のレンタカー費用についてのみ被保険者とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

①	ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
②	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
③	業務としてご契約のお車を受託している 自動車取扱業者

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*2) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
- ii. ご契約のお車が**1年以上を期間とする貸借契約**により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、 被保険者 または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約 に基づく ご契約のお車 の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。 ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動

③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する対象事故により生じた車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた第2条（この特約の補償内容）(4)の表の①に該当する対象事故 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた第2条(4)の表の①に該当する対象事故 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた第2条(4)の表の①に該当する対象事故 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
④	次のいずれかに該当する物に生じた損害に起因する第2条(4)の表の①に該当する対象事故 ア. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品(*8) イ. 付属品(*8)のうちご契約のお車に定着(*9)されていない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ウ. タイヤまたはタイヤのチューブ。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 エ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品(*8) オ. ご契約のお車の付属品(*8)に含まれない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
⑤	ご契約のお車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障(*10)に起因する第2条(4)の表の②に該当する対象事故

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送時諸費用 ア. 燃料の不足または費消 イ. 蓄電池の充電不足および放電 ウ. キーがご契約のお車の車室内にある状態での施錠 エ. キーの紛失
②	ご契約のお車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する対象事故が発生した場合の車両搬送時諸費用
③	ご契約のお車の修理工場等(*11)への搬送が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合の車両搬送時諸費用

- (*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
- (*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*8) 普通保険約款総合自動車補償条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)の付属品をいいます。
- (*9) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- (*10) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。
- (*11) 修理工場等とは、修理工場または当社の指定する場所をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

- (1) 1回の対象事故について、当社は、この特約の別表の「車両搬送時諸費用名」欄に対応する「上限額」欄の額の範囲内で車両搬送時諸費用保険金を支払います。
- (2) この特約の別表の③および④の車両搬送時諸費用に対して支払う車両搬送時諸費用保険金は、1回の対象事故について、合計で5万円を限度とします。
- (3) **被保険者**にこの特約の別表の②のキャンセル費用が生じた場合で、1回の対象事故について被保険者が2名以上いるときは、被保険者ごとの支払保険金の額は、下記の算式によって算出された額とします。

キャンセル費用。 ただし、50万円 を上限とします。	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">被保険者ごとのキャンセル費用の額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">被保険者ごとのキャンセル費用の額の合計額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。</td> </tr> </table>	被保険者ごとのキャンセル費用の額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。	被保険者ごとのキャンセル費用の額の合計額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。	=	被保険者ごとの支払保険金の額
被保険者ごとのキャンセル費用の額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。						
被保険者ごとのキャンセル費用の額の合計額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。						

- (4) 被保険者にこの特約の別表の③および④の車両搬送時諸費用が生じた場合で、1回の対象事故について被保険者が2名以上いるときは、被保険者ごとの支払保険金の額は、下記の算式によって算出された額とします。

別表の③および④の車両搬送時諸費用。 ただし、合計で5万円を上限とします。	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額の合計額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。</td> </tr> </table>	被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。	被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額の合計額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。	=	被保険者ごとの支払保険金の額
被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。						
被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額の合計額。 ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。						

- (5) 特定のサービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供される特定のサービスに係るキャンセル費用に限り、当社は、車両搬送時諸費用保険金を支払います。
 - (6) キャンセル費用は、被保険者に対して提供される特定のサービスに係る費用に限りです。ただし、被保険者が特定のサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行するその被保険者の配偶者(*2)も特定のサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者(*2)に対して提供される特定のサービスに係る費用も含むものとします。
 - (7) 当社は、車両搬送時諸費用のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が被保険者の自己負担額(*3)を超過するときは、当社は(1)から(6)までに規定する車両搬送時諸費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
 - (8) 当社は、車両搬送時諸費用の全部または一部に対して、修理完了後の**ご契約のお車**の搬送、宿泊施設の提供、交通手段の提供、レンタカー(*4)の貸与等、車両搬送時諸費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第7条（保険金の請求）の規定は適用しません。
- (*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。
 (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
 (*3) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

車両搬送時諸費用	-	車両搬送時諸費用保険金の額	=	被保険者の自己負担額
----------	---	---------------	---	------------

- (*4) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する車両搬送時諸費用保険金の請求権は、車両搬送時諸費用が**被保険者**に生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第8条（他の特約との関係）

当会社は、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②の事由によって生じた車両搬送時諸費用に対しては、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②7.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両搬送時の諸費用補償特約
②	第7節第2条（代位）	車両損害	車両搬送時の諸費用補償特約第2条（この特約の補償内容）の規定により当社が車両搬送時諸費用保険金を支払うべき損害

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。この場合において、同条項第4節第8条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、車両搬送時諸費用保険金を含まないものとします。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

<別表>

車両搬送時諸費用名	車両搬送時諸費用の内容・条件	上限額
① 車両引取費用	ご契約のお車が修理された場合に、修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで搬送するために必要な費用。 または、この場合の、修理完了後のご契約のお車の引取に伴う往路1名分の交通手段(*1)を利用するために必要な費用	1回の対象事故について10万円
② キャンセル費用	被保険者が特定のサービスを受ける目的をもって使用中のご契約のお車が、対象事故により修理工場等(*2)へ搬送された場合に生じる、その特定のサービスに係るキャンセル費用	1回の対象事故について50万円
③ 緊急宿泊費用	被保険者が緊急に宿泊を必要とする場合の、宿泊施設を利用するために必要な費用(*3)。 ただし、あらかじめ当会社の承認がないかぎり、対象事故の発生から24時間以内に利用した1泊の宿泊に限ります。	1被保険者について1万円。 ただし、1回の対象事故について5万円を限度とします。
④ 代替交通費用	被保険者が居住地その他の場所に移動するにあたって、他の交通手段(*1)の利用を必要とする場合の、その交通手段を利用するために必要な費用。 ただし、あらかじめ当会社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法である交通手段(*1)を、対象事故の発生から24時間以内に利用した場合に限ります。	1回の対象事故について5万円。 ただし、交通手段としてタクシーを利用する場合は、1台の利用について1万円を限度とします。

⑤	レンタカー費用	<p>被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー(*4)を借り入れるために必要な費用(*5)。</p> <p>この場合のレンタカーは、対象事故の発生の日(*6)からその日を含めて30日以内に使用されるレンタカー(*4)に限り、次のいずれかに該当する日以後に使用されたレンタカー(*4)を除きます。</p> <p>ア. 被保険者がご契約のお車を修理する場合は、修理完了後ご契約のお車が被保険者の手元に戻った日</p> <p>イ. 次のいずれかに該当する者がご契約のお車の代替として使用する自動車を新たに取得(*7)する場合は、取得(*7)した日</p> <p>(ア) ご契約のお車の所有者(*8)</p> <p>(イ) 記名被保険者(*9)</p> <p>(ウ) 記名被保険者(*9)の配偶者(*10)</p> <p>(エ) 記名被保険者(*9)またはその配偶者(*10)の同居の親族</p>	<p>1日あたり7千円(*11)。</p> <p>ただし、1回の対象事故について30日分を限度とします。</p>
---	---------	--	--

- (*1) レンタカー(*4)を除きます。
- (*2) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
- (*3) 飲食等に必要とした費用は含みません。
- (*4) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。
- (*5) カーナビゲーションシステム(*12)等のレンタカー付属品および四輪駆動機能にかかる費用を含み、次の費用は含みません。
- i. レンタカー(*4)の使用に必要な燃料にかかる費用
 - ii. レンタカー(*4)を滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカー(*4)を借りるために通常支払うべき費用を超えて被保険者が負担すべき費用
 - iii. レンタカー(*4)の欠陥に起因して生じた費用
- (*6) 正当な理由があり、対象事故の発生の日の翌日以降にご契約のお車を修理工場等(*2)に搬入した場合であって、保険契約者がそのことを当会社に書面等により通知し、当社が承認したときは、修理工場等(*2)に搬入した日とします。
- (*7) 所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
- (*8) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- i. ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者
- (*9) この保険契約の普通保険約款総合自動車補償条項において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*8)とします。
- (*10) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*11) この特約が付帯された保険契約にレンタカー費用補償特約が付帯される場合には、同特約に適用する保険金日額を1日あたりの上限額とします。
- (*12) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずるものを含みます。

34 レンタカー費用補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容)

- (1) 当社は、下表に規定する条件をすべて満たしている場合に限り、レンタカー費用に対して、この特約にしたがい、レンタカー費用保険金を支払います。

①	ご契約のお車に対象事故が生じたこと。
②	被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー(*1)を使用することが必要となった場合で、被保険者からの書面等による請求があり、当社が承認したこと。

- (2) この特約においてレンタカー費用とは、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー(*1)を借り入れるために必要な費用(*2)をいいます。この場合のレンタカーは、対象事故の発生の日(*3)からその日を含めて30日以内に使用されるレンタカー(*1)に限り、かつ、下表のいずれかに該当する日以後に使用されたレンタカー(*1)を除きます。

①	被保険者がご契約のお車を修理する場合は、修理完了後ご契約のお車が被保険者の手元に戻った日
②	<p>次のいずれかに該当する者がご契約のお車の代替として使用する自動車を新たに取得(*4)する場合は、取得(*4)した日</p> <p>ア. ご契約のお車の所有者(*5)</p> <p>イ. 記名被保険者(*6)</p> <p>ウ. 記名被保険者(*6)の配偶者(*7)</p> <p>エ. 記名被保険者(*6)またはその配偶者(*7)の同居の親族</p>

- (3) レンタカー費用は、被保険者からの領収証等の提出により、当社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限り、支払われます。

- (4) この特約において対象事故とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	車両条項等(*8)の規定により車両保険の保険金の支払われるべき損害が生じたこと。
---	--

②	故障(*9)によってご契約のお車に生じた損害により、ご契約のお車が走行不能(*10)になり、修理工場等(*11)へ搬送されること。 ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*12)に走行不能(*10)になった場合に限りです(*13)。
---	--

- (*1) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。
- (*2) カーナビゲーションシステム(*14)等のレンタカー付属品および四輪駆動機能にかかる費用を含み、次の費用は含みません。
- i. レンタカー(*1)の使用に必要な燃料にかかる費用
 - ii. レンタカー(*1)を滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカー(*1)を借りるために通常支払うべき費用を超えて被保険者が負担すべき費用
 - iii. レンタカー(*1)の欠陥に起因して生じた費用
- (*3) 正当な理由があり、対象事故の発生の日の翌日以降にご契約のお車を修理工場等(*11)に搬入した場合であって、保険契約者がそのことを当会社に書面等により通知し、当社が承認したときは、修理工場等(*11)に搬入した日とします。
- (*4) **所有権留保条項付売買契約**による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
- (*5) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- i. ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者
- (*6) この保険契約の普通保険約款総合自動車補償条項において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*5)とします。
- (*7) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*8) 車両条項等とは、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項および基本条項(*15)をいいます。
- (*9) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない**電氣的または機械的事故**をいいます。
- (*10) 走行不能とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- i. ご契約のお車が自力で移動することができない状態
 - ii. ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態
- (*11) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
- (*12) この特約が保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降とします。
- (*13) 更新前契約(*16)にこの特約(*17)が付帯されている場合(*18)は、このただし書は適用しません。
- (*14) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずるものを含みます。
- (*15) ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
- (*16) 更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。
- (*17) 事故・故障時レンタカー費用補償特約を含みます。
- (*18) この特約(*17)が更新前契約(*16)の保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降に走行不能(*10)になった場合に限りです。

第3条（被保険者）

この特約において**被保険者**とは、**ご契約のお車**の所有者(*1)をいいます。

- (*1) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
 - ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表のいずれかに該当する事由によって生じたレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、**ご契約のお車**について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障(*1)に起因する第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する対象事故により生じたレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- (3) 当社は、下表のいずれかに該当するレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能(*2)になった場合のレンタカー費用
	ア. 燃料の不足または費消 イ. 蓄電池の充電不足および放電 ウ. キーがご契約のお車の車室内にある状態での施錠 エ. キーの紛失
②	ご契約のお車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する対象事故が発生した場合のレンタカー費用
③	保険証券記載の保険期間内に走行不能(*2)になった場合であっても、ご契約のお車の修理工場等(*3)への搬送が保険証券記載の保険期間内に発生していないときのレンタカー費用

- (*1) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない**電氣的または機械的事故**をいいます。
- (*2) 走行不能とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- i. ご契約のお車が自力で移動することができない状態
 - ii. ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態

(*3) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の対象事故について、当会社は、次の算式によって算出される額をレンタカー費用保険金として支払います。ただし、レンタカー費用の1日あたりの額は、保険証券記載の保険金日額を限度とします。

$$\boxed{\text{レンタカー費用の1日あたりの額}} \times \boxed{\text{被保険者がレンタカー(*1)を使用した日数}} = \boxed{\text{レンタカー費用保険金の額}}$$

(2) 当会社は、レンタカー費用のうち、回収金(*2)がある場合において、回収金(*2)の額が被保険者の自己負担額(*3)を超過するときは、当会社は(1)に規定するレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 当会社は、レンタカー費用の全部または一部に対して、レンタカー(*1)の貸与をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第6条（保険金の請求）の規定は適用しません。

(*1) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

(*2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*3) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{レンタカー費用}} - \boxed{\text{レンタカー費用保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者の自己負担額}}$$

第6条（保険金の請求）

当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、レンタカー費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行行使うことができるものとします。

第7条（他の特約との関係）

(1) 当会社は、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②の事由によって生じたレンタカー費用に対しては、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約において車両搬送時の諸費用補償特約による保険金が支払われる場合は、この特約による保険金は支払いません。

(3) 当会社は、この特約により、車両搬送時の諸費用補償特約の別表の⑤の「上限額」欄の額は、この特約に適用する保険金日額と同額とします。

第8条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②A.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	レンタカー費用補償特約
②	第7節第2条（代位）	車両損害	レンタカー費用補償特約第2条（この特約の補償内容）の規定により当社がレンタカー費用保険金を支払うべき損害

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、車両条項等(*1)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項第4節第8条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、レンタカー費用保険金を含めないものとします。

(*1) 車両条項等とは、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項および基本条項(*2)をいいます。

(*2) ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

③⑤車内携行品補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人であり、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、ご契約のお車の車室内、トランク内もしくはルーフボックス内に収容またはキャリア(*1)に固定された、保険の対象に偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約が被保険者の委託を受けずに付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はそのことを当会社に告げることを必要としません。

(*1) 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

第3条（保険の対象の範囲）

この特約において保険の対象とは、日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいい、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	預貯金証書、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着(*3)または装備(*4)されている精密機械装置および自動車または原動機付自転車の原動機用燃料タンク内の燃料
⑪	動物、植物等の生物
⑫	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑬	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 自動車、原動機付自転車、軽車両(*5)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*2) 小切手を含みません。

(*3) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(*4) 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車に備えつけられている状態をいいます。

(*5) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*6)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*6) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第4条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、保険の対象の所有者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者
②	ご契約のお車を業務として受託している自動車取扱業者

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合、または酒気を帯びて(*6)ご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*7)または子
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。 ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者
⑤	保険の対象の自然の消耗または性質による蒸れ、さび、腐敗、かび、変質、変色その他類似の事由による損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
⑥	保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等その他単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、組立、修理、清掃、点検、調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。 ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。 ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。 ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*8)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、霰もしくは砂塵その他これらに類する物の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	キャリア(*9)に固定された、またはルーフボックス内に収容された保険の対象の盗難
⑰	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*10)を負うべき損害

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*6) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*7) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*8) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(*9) 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

(*10) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} + \boxed{\text{(3)に規定する費用の額の合計額}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{(1)の損害額}}$$

(3) (2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

①	普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または 傷害 発生時もしくは 疾病 発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	普通保険約款基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときは、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。

(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第7条（現物による支払）

当社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第8条（損害の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（この特約の補償内容）に規定する損害が発生したことを知った場合は、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または**傷害**発生時もしくは**疾病**発病時の義務）(1)の表に規定する事項のほか下表のことを履行しなければなりません。

①	盗取された保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人(*1)および支払金融機関へ届け出ること。
②	盗取された保険の対象が 乗車券等 の場合は、その運輸機関(*2)または発行者へ届け出ること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(*2) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

第9条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する意思表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の損害が生じた地および時における保険の対象の価額に対する割合によって当社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 第6条（支払保険金の計算）(3)の表の③に規定する費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第10条（特約の失効）

(1) 第6条（支払保険金の計算）(1)に規定する限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約は**失効**します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度に限り、この規定を適用します。

(2) (1)の規定よりこの特約が失効した場合は、当社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第11条（普通保険約款車両条項との関係）

損害が生じた保険の対象について、この保険契約に適用されている普通保険約款総合自動車補償条項車両条項による損害保険金が支払われる場合は、当社は、その保険の対象に対しては、この特約による保険金を支払いません。

第12条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第1条（保険金の請求）(1)②の表および同節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②ア.	車両条項	車内携行品補償特約
②	第7節第2条（代位）	車両損害	保険の対象の損害

③運転者家族限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車**について運転する者を特定運転者(*1)およびその家族に限定することが保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 特定運転者(*1)の配偶者(*2) イ. 特定運転者(*1)またはその配偶者(*2)の 同居の親族 ウ. 特定運転者(*1)またはその配偶者(*2)の 別居の未婚の子
② 限定運転者	特定運転者(*1)およびその家族をいいます。
③ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。 ただし、この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日から保険期間の末日までをいいます。
④ 限定運転者でなく なった者	転居や離婚等の事由により、保険期間の初日の時点において家族に該当していた者のうち、事故の発生の時において家族に該当していない者をいいます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、**ご契約のお車**について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当社は、この特約により、限定運転者以外の者が**ご契約のお車**を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	自動車取扱業者 が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(3) 限定運転者でなくなった者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、下表の条件をすべて満たす場合に限り、(1)の規定を適用しません。

①	限定運転者でなくなった者が家族に該当していた事実について当社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者または特定運転者(*1)が行うこと。
②	限定運転者でなくなった者が家族に該当しなくなった事実の発生日(*2)に保険契約の条件の変更があったものとして、当社が請求する追加保険料を払い込むこと。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。

(*2) 限定運転者でなくなった者が家族に該当しなくなった事実について当社が確認できる公的資料等によりその事実の発生日が特定できない場合は、保険期間の初日とします。

第4条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

⑦運転者本人・配偶者限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車**について運転する者を特定運転者(*1)およびその配偶者(*2)に限定することが保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 限定運転者	特定運転者(*1)およびその配偶者(*2)をいいます。
② 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。 ただし、この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日から保険期間の末日までをいいます。
③ 限定運転者でなくなった者	離婚等の事由により、保険期間の初日の時点において特定運転者(*1)の配偶者(*2)であったが、事故の発生の時において特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではない者をいいます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、**ご契約のお車**について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当社は、この特約により、限定運転者以外の者が**ご契約のお車**を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	自動車取扱業者 が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(3) 限定運転者でなくなった者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、下表の条件をすべて満たす場合に限り、(1)の規定を適用しません。

①	限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)であった事実について当社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者または特定運転者(*1)が行うこと。
②	限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではなくなった事実の発生日(*3)に保険契約の条件の変更があったものとして、当社が請求する追加保険料を払い込むこと。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*3) 限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではなくなった事実について当社が確認できる公的資料等によりその事実の発生日が特定できない場合は、保険期間の初日とします。

第4条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

③⑧運転者の年齢条件特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、運転者年齢条件(*1)が保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 運転者年齢条件とは、**ご契約のお車**を運転する者の年齢条件をいいます。

第2条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当社は、この特約により、条件外運転者(*1)が**ご契約のお車**を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、条件外運転者(*1)が下表のいずれかに該当する者である場合に限り適用します。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の配偶者(*2)
③	記名被保険者またはその配偶者(*2)の同居の親族
④	①から③までのいずれかに該当する者の業務(*3)に従事中的使用人

(*1) 条件外運転者とは、保険証券記載の運転者年齢条件(*4)に該当しない者をいいます。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*3) 業務には、家事を含みません。

(*4) 運転者年齢条件とは、ご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

第3条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

③⑨年齢条件特約の不適用に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、運転者の年齢条件特約が適用されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、この特約により、運転者年齢条件(*1)の変更(*2)の手続漏れがあった場合で、条件外運転者(*3)が**ご契約のお車**を運転中(*4)に生じた事故による損害(*5)に対しては、運転者の年齢条件特約の規定にかかわらず、第3条（お支払いする保険金）の規定により、保険金を支払います。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項および一般自動車補償条項賠償責任条項に規定する保険金に限りです。
- (2) (1)の規定は、**記名被保険者**が、運転者年齢条件(*1)を満たしている場合で、かつ、保険証券記載の保険期間中1回に限り適用します。
- (3) (1)および(2)の規定により当社が保険金を支払う場合は、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）および同条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）ならびに一般自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）および同条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかわる費用に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 運転者年齢条件とは、保険証券記載の、ご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

(*2) 運転者の年齢条件特約の削除を含みます。

(*3) 条件外運転者とは、運転者の年齢条件特約第2条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）の条件外運転者をいいます。

(*4) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*5) 条件外運転者(*3)が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転中(*4)に生じた事故による損害を除きます。

第3条（お支払いする保険金）

- (1) この特約の規定により支払われる保険金の額は、次の算式によって削減して算出される額とします。

普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項、一般自動車補償条項賠償責任条項およびこれに付帯された他の特約(*1)の規定により、支払われたであろう保険金の額	×	この保険契約に適用されている保険料の額	=	保険金の額
		事故を起こした条件外運転者(*2)の年齢に合致する、最も近い運転者年齢条件に変更(*3)した場合の保険料の額		

- (2) (1)の算式においては、対人事事故(*4)の場合は、対人賠償に係る保険金および保険料を、対物事故(*5)の場合は、対物賠償に係る保険金および保険料をそれぞれ適用します。

(*1) 運転者の年齢条件特約を除きます。

- (*2) 条件外運転者とは、運転者の年齢条件特約第2条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）の条件外運転者をいいます。
- (*3) 運転者の年齢条件特約の削除を含みます。
- (*4) 普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①および一般自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故をいいます。
- (*5) 普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の②および一般自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の②に規定する対物事故をいいます。

第4条（他車運転危険補償特約等についての特則）

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約に他車運転危険補償特約が適用されている場合(*1)には、同特約第5条（車両損害についての特則）に規定する車両損害に関し同特約第4条（この特約の補償内容－賠償責任）(2)に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、この特約により、この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用されている場合には、同特約第4条（車両損害についての特則）に規定する車両損害に関し同特約第3条（この特約の補償内容－賠償責任）(2)に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 他の特約により適用される場合を含みます。

40 他車運転危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人であって、かつ、**ご契約のお車の用途・車種**が、下表のいずれかに該当する場合に適用されます。

①	自家用普通乗用車
②	自家用小型乗用車
③	自家用軽四輪乗用車
④	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
⑤	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
⑥	自家用小型貨物車
⑦	自家用軽四輪貨物車
⑧	特種用途自動車（キャンピング車）

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子。 ただし、自ら所有する自動車(*2)または常時使用する自動車を運転中の場合を除きます。 オ. 臨時代替自動車(*3)を運転中の、記名被保険者の業務(*4)に従事中の使用人
② 他の自動車	ご契約のお車 以外の自動車であって、その 用途・車種 が第1条（この特約の適用条件）の表のいずれかに該当する用途・車種であるもの、またはその用途・車種が販売用自動車であるもののうち当社の定めるものをいいます。 ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車(*2)または常時使用する自動車を除きます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (*2) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (*3) 臨時代替自動車とは、他の自動車に該当し、かつ、ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車(*2)を除きます。
 - i. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
 - ii. 記名被保険者の使用人
- (*4) 業務には、家事を含みません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項、人身傷害条項、傷害一時金条項、基本条項および自損事故傷害

〈他車運転危険補償特約第2条の表の②〉

「当社の定めるもの」とは、販売過程になれば、その用途・車種が第1条に規定する用途・車種のいずれかに該当するが、中古車等としての販売過程にあることから用途・車種が販売用自動車となるものをいいます。

特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する場合に生じた事故により、**被保険者**が被った損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の使用者の業務(*1)のために、その使用者の所有する自動車(*2)を運転している場合
②	被保険者が役員(*3)となっている法人の所有する自動車(*2)を運転している場合
③	自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している場合
④	被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している場合。 ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	次のいずれかに該当する場合 ア. 被保険者が競技または曲技(*4)のために他の自動車を運転している場合 イ. 被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している(*5)場合

(*1) 業務には、家事を含みません。

(*2) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(*3) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。

第4条（この特約の補償内容－賠償責任）

- 当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項(*2)を適用します。
- (1)の場合における**被保険者**は、記名被保険者等に限り、
- (1)の場合において、他の自動車に**自賠責保険等**の契約が締結されていない場合は、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）(5)の表の⑤の規定にかかわらず、対人賠償に関して同条(2)の規定を適用します。
- 当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第5条（車両損害についての特則）

- 当社は、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第3条（保険金をお支払いしない場合）(5)の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、車両損害(*1)に対して、第4条（この特約の補償内容－賠償責任）の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項が適用されていること。
②	記名被保険者等が運転中(*2)の他の自動車を ご契約のお車 とみなして普通保険約款総合自動車補償条項車両条項(*3)および基本条項を適用した場合に、当社が保険金を支払うべき損害がその記名被保険者等が運転中(*2)の他の自動車に生じたこと。

- (1)の規定にかかわらず、当社は、下表のいずれかに該当する車両損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者等が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合に生じた車両損害(*1)
②	記名被保険者等が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた車両損害(*1)
③	記名被保険者等が、酒気を帯びて(*4)他の自動車を運転している場合に生じた車両損害(*1)

(*1) 車両損害とは、記名被保険者等が運転中(*2)の他の自動車に直接生じた損害に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって記名被保険者等が被る損害をいいます。

(*2) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*3) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(*4) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第6条（この特約の補償内容－人身傷害）

当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項(*2)を適用します。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*2) 普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

〈他車運転危険補償特約第4条(1)〉

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含まれます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約（日常生活）、車内携行品補償特約等においても、同様の取扱いとなります。

第7条（この特約の補償内容－傷害一時金）

当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款総合自動車補償条項傷害一時金条項(*2)を適用します。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*2) 普通保険約款総合自動車補償条項傷害一時金条項に付帯される他の特約を含みます。

第8条（この特約の補償内容－自損傷害）

(1) 当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、自損事故傷害特約(*2)を適用します。ただし、それぞれの被保険者について、下表の保険金が支払われない場合に限ります。

①	この特約が適用されている保険契約の普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項(*3)の規定による保険金
②	第6条（この特約の補償内容－人身傷害）の規定による保険金

(2) (1)の場合における被保険者は、自損事故傷害特約第3条（被保険者）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*4)に搭乗中(*5)の記名被保険者等に限ります。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(*3) 普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

(*4) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*5) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第9条（普通保険約款との関係）

(1) 当社は、第6条（この特約の補償内容－人身傷害）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項(*1)の規定による保険金を支払いません。

(2) 当社は、第7条（この特約の補償内容－傷害一時金）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款総合自動車補償条項傷害一時金条項(*2)の規定による保険金を支払いません。

(3) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

(*1) 普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

(*2) 普通保険約款総合自動車補償条項傷害一時金条項に適用される他の特約を含みます。

④1 ファミリーバイク特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者）

この特約においては、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項、人身傷害条項および傷害一時金条項、一般自動車補償条項賠償責任条項、人身傷害条項および傷害一時金条項ならびに自損事故傷害特約、対物超過修理費用補償特約および人身傷害諸費用補償特約の被保険者の範囲に関する規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者を被保険者とします。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の配偶者(*1)
③	記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族
④	記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、この特約の適用においては、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項および人身傷害条項、一般自動車補償条項賠償責任条項および人身傷害条項、基本条項ならびに自損事故傷害特約、対物超過修理費用補償特約および人身傷害諸費用補償特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が競技または曲技(*1)のために原動機付自転車に搭乗中に生じた損害または傷害
②	被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中(*2)に生じた損害または傷害

(2) 当社は、第4条（この特約の補償内容－賠償責任）の適用においては、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項、一般自動車補償条項賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(*3)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。 ただし、その使用者が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
②	被保険者の使用者の所有する原動機付自転車(*4)を、その使用者の業務(*3)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。 ただし、その使用者が第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
③	第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務(*3)のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
④	被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。 ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(*1) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。

(*3) 業務には、家事を含みません。

(*4) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第4条（この特約の補償内容－賠償責任）

- (1) 当社は、**被保険者**が所有、使用または管理する原動機付自転車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項および一般自動車補償条項賠償責任条項を適用します。
- (2) この保険契約に対物超過修理費用補償特約が適用されている場合は、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項および一般自動車補償条項賠償責任条項に同特約が付帯されたものとみなして同条項を適用します。
- (3) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項および一般自動車補償条項賠償責任条項の補償内容に関する規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同規定に定める損害に対して、**自賠償保険等**によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (4) (3)の借用原動機付自転車とは、第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車(*1)以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。
- (5) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合は、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）(5)の表の⑥および一般自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）(5)の表の⑤の規定にかかわらず、対人賠償に関して同条(2)の規定を適用します。

(*1) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第5条（この特約の補償内容－人身傷害等）

- (1) 保険証券の補償範囲の型の欄に「人身傷害あり」と記載されている場合は、当社は、**被保険者**が**正規の乗車装置**に搭乗中(*1)の原動機付自転車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および傷害一時金条項(*2)ならびに一般自動車補償条項人身傷害条項および傷害一時金条項(*2)を適用します。
- (2) ご契約のお車について人身傷害諸費用補償特約が適用されている場合は、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および一般自動車補償条項人身傷害条項に同特約が付帯されたものとみなして同条項を適用します。
- (3) 保険証券の補償範囲の型の欄に「自損事故傷害あり」と記載されている場合は、当社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(*1)の原動機付自転車を**ご契約のお車**とみなして、自損事故傷害特約第1条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、同特約を適用します。

(*1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(*2) 普通保険約款総合自動車補償条項傷害一時金条項および一般自動車補償条項傷害一時金条項に付帯される他の特約を含みます。

第6条（ご契約のお車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款における**ご契約のお車**の譲渡の規定は適用しません。

第7条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第8条（この保険契約における普通保険約款および他の特約との関係）

当社は、普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項(*1)および傷害一時金条項(*2)、一般自動車補償条項人身傷害条項(*1)および傷害一時金条項(*2)ならびに人身傷害諸費用補償特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、第5条

(この特約の補償内容—人身傷害等)の規定は適用しません。

(※1) 普通保険約款総合自動車補償条項人身傷害条項および一般自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

(※2) 普通保険約款総合自動車補償条項傷害一時金条項および一般自動車補償条項傷害一時金条項に適用される他の特約を含みます。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

④2 搭乗者傷害特約 (一時金払)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容)

当社は、第3条 (被保険者) に規定する被保険者が下表のいずれかに該当する事故により身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、第5条 (お支払いする保険金) (1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この特約および普通保険約款基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

①	ご契約のお車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故
②	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故 ア. ご契約のお車の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 イ. ご契約のお車の運行中の、火災または爆発 ウ. ご契約のお車の運行中の、ご契約のお車の落下

第3条 (被保険者)

(1) この特約において**被保険者**とは、**ご契約のお車の正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(※1)に搭乗中の者をいいます。ただし、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している 自動車取扱業者 (※2)

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(※1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(※2) 次のいずれかの事故に該当する場合があります。

- i. 業務として受託しているご契約のお車の運行に起因する事故
- ii. 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故

第4条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら の特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条 (この特約の補償内容) に規定する事故の①から③までの事由による 拡大(※2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(※3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(※4)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害

④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)ご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑦	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害

(3) 当会社は、日射もしくは熱射による障害または平常の生活もしくは平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額(*1)の全額	被保険者の法定相続人。 ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
②	後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じた場合	$\text{保険金額}(*1) \times \text{保険金支払割合}(*2)$ = 保険金の額	被保険者
③	重度後遺障害特別保険金	次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき ア. 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、普通保険約款基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じた場合 イ. ア.以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、2種以上の後遺障害が生じ、これらに対し、(2)の規定により、適用すべき保険金支払割合(*2)が100%または89%となるとき。	保険金額(*1)の10%に相当する額。 ただし、100万円を限度とします。	被保険者
④	重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金が支払われる場合	後遺障害保険金の額の50%に相当する額。 ただし、500万円を限度とします。	被保険者
⑤	傷害保険金	医師等 の治療を必要とし、 病院等 または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 入院 または 通院 した場合	この特約の別表に規定する額	被保険者

(2) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)

〈搭乗者傷害特約（一時金払）第5条(1)〉

搭乗者傷害特約（一時金払）の各保険金は、この保険契約の人身傷害保険金や無保険車傷害保険金、他の傷害保険契約の保険金、賠償義務者からの対人賠償金等が支払われる場合でも重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、おケガの治療を開始した時点で傷害保険金をご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害に関する保険金をご請求いただくことができます。

③	①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）の**傷害**を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)}} = \boxed{\text{適用する保険金支払割合}}$$

(4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(5) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または 疾病 が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(6) 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額(*1)}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

(7) 1回の事故について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)までの規定による額とし、かつ、保険金額(*1)を限度とします。

(8) 当会社は、(7)に規定する死亡保険金および後遺障害保険金と(1)から(5)までの規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(9) 当会社は、(7)および(8)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)から(5)までの規定による傷害保険金を支払います。

(*1) 保険金額とは、1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、次の i . および ii . に規定する保険金支払割合をいいます。

i. 介護を要する後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

ii. i .以外の後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等^{(*)1}がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項 ^{②ウ} 。	傷害一時金条項	搭乗者傷害特約（一時金払）

^{(*)1} この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行使用することができるものとします。

① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 傷害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時

第8条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第9条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。

<別表> 傷害保険金支払額基準

下表の給付金の規定にしたがい、搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金として支払います。

給付金の名称	お支払いする給付金の額		
① 治療給付金	治療日数 ^{(*)1} の合計が1日以上5日未満となった場合に、1回の事故について1万円		
② 入院給付金	治療日数 ^{(*)1} の合計が5日以上となった場合に、1回の事故について下表に規定する額 ^{(*)2}		
	被保険者が被った傷害 ^{(*)3}		入院給付金の額
	ア. イ.からI.までのいずれにも該当しない傷害		10万円
	イ. (ア) 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂		30万円
	ウ. (ア) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂		50万円
	I. (ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ウ) 頸髄損傷 (イ) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷		100万円

^{(*)1} 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限り、また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
- 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^{(*)4}である場合に限り、また、治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限り、
 - 長管骨^{(*)5}の骨折または脊柱の骨折によるギプス等
 - 長管骨^{(*)5}に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^{(*)5}部分も含めたギプス等

^{(*)2} 同一事故により被った傷害が、ア. からI.までの複数に該当する場合、当社はそれぞれの傷害により支払うべき入院給付金の額のうち、最も高い額を入院給付金として支払います。

^{(*)3} 被保険者が被った傷害がイ. からI.までのいずれにも該当しない傷害であっても、イ. からI.までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなします。

<搭乗者傷害特約（一時金払）> <別表> 傷害保険金支払額基準

治療給付金と入院給付金は重ねてお支払いしません。例えば、頸椎捻挫により治療給付金1万円をお支払いした後に、さらに通院が必要となり、通院日数が5日以上となった場合には、入院給付金10万円との差額9万円を追加してお支払いします。なお、搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金（治療給付金および入院給付金）の額を倍額とする搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金倍額特約もあります。

(*4) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*5) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

43 搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金倍額払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約による傷害保険金の特則）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約（一時金払）第5条（お支払いする保険金）(1)の表の⑤の傷害保険金を支払う場合には、同特約別表に規定する傷害保険金の額を2倍にして支払います。

44 搭乗者傷害特約（日数払）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が下表のいずれかに該当する事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この特約および普通保険約款基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

①	ご契約のお車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故
②	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故 ア. ご契約のお車の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 イ. ご契約のお車の運行中の、火災または爆発 ウ. ご契約のお車の運行中の、ご契約のお車の落下

第3条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、ご契約のお車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者をいいます。ただし、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者(*2)

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*2) 次のいずれかの事故に該当する場合があります。

- i. 業務として受託しているご契約のお車の運行に起因する事故
- ii. 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)ご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑦	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害

(3) 当社は、日射もしくは熱射による障害または平常の生活もしくは平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋^{リン}巴^{リン}腺^腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額(*1)の全額	被保険者の法定相続人。 ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じた場合	$\text{保険金額}(*1) \times \text{保険金支払割合}(*2)$ $= \text{保険金の額}$	被保険者
③ 重度後遺障害特別保険金	次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とする認められるとき ア. 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、普通保険約款基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じた場合 イ. ア.以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、2種以上の後遺障害が生じ、これらに対し、(2)の規定により、適用すべき保険金支払割合(*2)が100%または89%となるとき。	保険金額(*1)の10%に相当する額。 ただし、100万円を限度とします。	被保険者
④ 重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金が支払われる場合	後遺障害保険金の額の50%に相当する額。 ただし、500万円を限度とします。	被保険者

〈搭乗者傷害特約（日数払）第5条(1)〉

搭乗者傷害特約（日数払）の各保険金は、この保険契約の人身傷害保険金や無保険車傷害保険金、他の傷害保険契約の保険金、賠償義務者からの対人賠償金等が支払われる場合でも重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、おケガの治療を開始した時点で傷害保険金をご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害に関する保険金をご請求いただくことができます。

⑤	傷害保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合	治療日数(*3)に対し、次のア.およびイ.の額 ア. 入院した治療日数(*3)に対しては、その入院日数1日について保険証券記載の入院保険金日額 イ. 病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に通院した治療日数(*3)に対しては、その通院日数1日について保険証券記載の通院保険金日額。 ただし、90日分の保険金額を限度とします。	被保険者額
---	-------	--	--	-------

(2) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合}(*2)} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合}(*2)} = \boxed{\text{適用する保険金支払割合}}$$

(4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(5) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第2条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(6) 当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}(*1)} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

(7) 1回の事故について、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)までの規定による額とし、かつ、保険金額(*1)を限度とします。

(8) 当社は、(7)に規定する死亡保険金および後遺障害保険金と(1)から(5)までの規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(9) 当社は、(7)および(8)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)から(5)までの規定による傷害保険金を支払います。

(10) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害保険金を支払いません。

(11) 被保険者が傷害保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して傷害保険金を支払いません。

- (*1) 保険金額とは、1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。
 (*2) 保険金支払割合とは、次の i .および ii .に規定する保険金支払割合をいいます。

i. 介護を要する後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

ii. i.以外の後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、医師等が治療を必要と認める治療日数に限り、また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
 ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*4)である場合に限り、また、
 iii. 治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限り、

- (i) 長管骨(*5)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等
 (ii) 長管骨(*5)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨(*5)部分も含めたギプス等

(*4) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*5) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項②ウ。	傷害一時金条項	搭乗者傷害特約（日数払）

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行使用することができるものとします。

① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 傷害保険金	次のいずれか早い時 ア. 被保険者が治療を終了した時 イ. 第5条（お支払いする保険金）（1）の表の⑤の「お支払いする保険金の額」欄のイ.の <u>通院</u> 日数が90日を超えた時 ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
---------	--

第8条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第9条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。

45 車両盗難不担保特約（二輪・原付）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款一般自動車補償条項車両条項が適用されており、かつ、ご契約のお車の用途・車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款一般自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、ご契約のお車の盗難による損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、この特約により、車両危険限定補償特約（A）の表の③の規定を適用しません。

(*1) 発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

第3条（車両全損時諸費用補償特約の不適用）

当社は、第2条（保険金をお支払いしない場合）の規定により保険金を支払わない場合には、車両全損時諸費用補償特約の規定を適用しません。

46 運転者の年齢条件特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、運転者年齢条件(*1)が保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 運転者年齢条件とは、ご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

第2条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当社は、この特約により、条件外運転者(*1)がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 記名被保険者が個人である場合は、条件外運転者(*1)が下表のいずれかに該当する者であるときに限り、(1)の規定を適用します。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の配偶者(*2)
③	記名被保険者またはその配偶者(*2)の <u>同居の親族</u>
④	①から③までのいずれかに該当する者の業務(*3)に従事中の使用人

- (3) 記名被保険者が法人である場合は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、(1)の規定を適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	<u>自動車取扱業者</u> が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(*1) 条件外運転者とは、保険証券記載の運転者年齢条件(*4)に該当しない者をいいます。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*3) 業務には、家事を含みません。

(*4) 運転者年齢条件とは、ご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

第3条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

④他車運転危険補償特約（二輪・原付）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、下表のすべてに該当する場合に適用されます。

①	記名被保険者が個人であること。
②	ご契約のお車の用途・車種が、自家用二輪自動車または原動機付自転車であること。
③	この特約を適用することが保険証券に記載されていること。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子。 ただし、自ら所有する自動車もしくは原動機付自転車(*2)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車を運転中の場合を除きます。 オ. 臨時代替自動車(*3)を運転中の、記名被保険者の業務(*4)に従事中の使用人
② 他の自動車	ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、その用途・車種が自家用二輪自動車または原動機付自転車であるもの、またはその用途・車種が販売用自動車であるもののうち当会社の定めるものをいいます。 ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*2)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車を除きます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

(*3) 臨時代替自動車とは、他の自動車に該当し、かつ、ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車または原動機付自転車(*2)を除きます。

- i. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
- ii. 記名被保険者の使用人

(*4) 業務には、家事を含みません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項、人身傷害条項、傷害一時金条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の使用者の業務(*1)のために、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*2)を運転している場合
②	被保険者が役員(*3)となっている法人の所有する自動車または原動機付自転車(*2)を運転している場合
③	自動車または原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車または原動機付自転車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している場合
④	被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで他の自動車を運転している場合。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	次のいずれかに該当する場合 ア. 被保険者が競技または曲技(*4)のために他の自動車を運転している場合 イ. 被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している(*5)場合

(*1) 業務には、家事を含みません。

(*2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

- (*3) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。

第4条（この特約の補償内容－賠償責任）

- (1) 当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項(*2)を適用します。
- (2) (1)の場合における被保険者は、記名被保険者等に限りません。
- (3) (1)の場合において、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）(5)の表の⑤の規定にかかわらず、対人賠償に関して同条(2)の規定を適用します。
- (4) 当社は、この特約により、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- (*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第5条（この特約の補償内容－人身傷害）

当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項(*2)を適用します。

- (*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*2) 普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

第6条（この特約の補償内容－傷害一時金）

当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款一般自動車補償条項傷害一時金条項(*2)を適用します。

- (*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*2) 普通保険約款一般自動車補償条項傷害一時金条項に付帯される他の特約を含みます。

第7条（この特約の補償内容－自損傷害）

- (1) 当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、自損事故傷害特約(*2)を適用します。ただし、それぞれの被保険者について、下表の保険金が支払われない場合に限りません。

①	この特約が適用されている保険契約の普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項(*3)の規定による保険金
②	第5条（この特約の補償内容－人身傷害）の規定による保険金

- (2) (1)の場合における被保険者は、自損事故傷害特約第3条（被保険者）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置に搭乗中(*4)の記名被保険者等に限りません。

- (*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (*3) 普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。
- (*4) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第8条（普通保険約款との関係）

- (1) 当社は、第5条（この特約の補償内容－人身傷害）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項(*1)の規定による保険金を支払いません。
- (2) 当社は、第6条（この特約の補償内容－傷害一時金）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款一般自動車補償条項傷害一時金条項(*2)の規定による保険金を支払いません。
- (3) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

- (*1) 普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。
- (*2) 普通保険約款一般自動車補償条項傷害一時金条項に適用される他の特約を含みます。

第9条（他の特約との関係）

この保険契約にファミリーバイク特約が適用されている場合であって、同特約の規定により保険金を支払うべき事故が生じたときは、第4条（この特約の補償内容－賠償責任）から第7条（この特約の補償内容－自損傷害）までの規定は適用しません。

48 交通事故傷害危険のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、この特約により、**被保険者**が下表に掲げるいずれかの事故によって、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被った場合に限り、保険金を支払います。

①	被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間の運行中の交通乗用具(*1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(*1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故
②	被保険者(*2)が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(*3)に搭乗している間または被保険者が乗客(*4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(*5)にいる間の急激かつ偶然な外来の事故
③	被保険者が道路通行中の次のいずれかの事故 ア. 建造物もしくは工作物等の倒壊または建造物もしくは工作物等からのものの落下 イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下 ウ. 火災または破裂もしくは爆発 エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突もしくは接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災もしくは爆発等
④	建物または交通乗用具(*1)の火災

(2) この特約において、被保険者とは、普通保険約款傷害定額条項第2条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。

(*1) 交通乗用具に積載されているものを含みます。

(*2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(*3) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(*4) 入場客を含みます。

(*5) 改札口の内側をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
②	運行中	交通乗用具が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
③	保険金	普通保険約款傷害定額条項の規定により支払われる保険金をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、**被保険者**が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 交通乗用具を用いて競技等(*1)をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*1)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 交通乗用具を用いて競技等(*1)を行うことを目的とする場所において、競技等(*1)に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等(*1)に準ずる方法または態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*1)をしている間または競技等(*1)に準ずる方法もしくは態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
②	船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
③	航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(*2)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
④	被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア. グライダー イ. 飛行船 ウ. 超軽量動力機 エ. ジャイロプレーン

〔交通事故傷害危険のみ補償特約 第4条(1)の表の①〕

「競争等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

(2) 当社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	交通乗用具への荷物等(*3)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(*3)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(*3)の整理作業
②	交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(*1) 競技等とは、競技、競争、興行(*4)、訓練(*5)または試運転(*6)をいいます。

(*2) 定期便であると不定期便であることを問いません。

(*3) 荷物、貨物等をいいます。

(*4) いずれもそのための練習を含みます。

(*5) 自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト
軌道を有しない陸上の乗用具(*2)	自動車(*3)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(*4)
空の乗用具(*5)	航空機
水上の乗用具(*6)	船舶
その他の乗用具(*7)	エレベーター、エスカレーター、動く歩道

(*1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(*2) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(*8)等は除きます。

(*3) スノーモービルを含みます。

(*4) 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。

(*5) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。

(*6) 幼児用のゴムボート、ウィンドサーフィン、サーフボード等は除きます。

(*7) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

(*8) 原動機を用いるものを含みます。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款傷害定額条項第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

④9 特定感染症危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、**被保険者**が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として、第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この特約および普通保険約款傷害定額条項の規定にしたがい、保険金を支払います。

(2) この特約において、被保険者とは、普通保険約款傷害定額条項第2条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。

(3) (1)の発病の認定は、**医師等**の診断によります。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

② 保険金	普通保険約款傷害定額条項の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
-------	--

第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら の特性に起因する事故 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故 の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(*3) イ. 被保険者 ウ. 保険金の受取人(*4)。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
⑥	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
⑦	被保険者に対する刑の執行

(2) 当社は、普通保険約款傷害定額条項の規定にしたがい保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）

(1) 当社は、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約(*1)である場合には、適用しません。

(*1) 普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約(*2)の保険期間の末日またはその保険契約(*2)が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日を保険期間の初日とする保険契約(*2)をいいます。

(*2) 普通保険約款およびこの特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款および特約に基づく保険契約を含みます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 同一の特定感染症について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じた場合	$\begin{array}{l} \text{死亡・後遺障害保} \\ \text{険金額}(*1) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険金支払割合} \\ (*2) \end{array} \\ = \text{保険金の額}$	被保険者
② 入院保険金	医師等 の治療を必要とし、 病院等 または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、発病の日からその日を含めて180日以内に 入院 した場合(*3)。ただし、発病の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数以内の期間の入院に限ります。	$\begin{array}{l} \text{保険証券記載の入} \\ \text{院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{入院日数} \end{array} \\ = \text{保険金の額}$	被保険者

〈特定感染症危険補償特約 第6条(1)〉

特定感染症危険補償特約における各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、特定感染症の治療を開始した時点で入院保険金または通院保険金をご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

③	通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、発病の日からその日を含めて180日以内に 通院 した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	$\begin{array}{l} \text{保険証券記載の通院} \\ \text{保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{通院日数} \\ \end{array} \\ = \\ \begin{array}{l} \text{保険金の額} \\ \end{array}$ ただし、同一の特定感染症について、保険証券記載の通院保険支払限度日数分の保険金額を限度とします。	被保険者
---	-------	--	--	------

(2) 後遺障害保険金において、同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(3) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\begin{array}{l} \text{加重された後の後遺障害に該当する等級に} \\ \text{対応する保険金支払割合}(*2) \end{array} - \begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害に該当する等級に} \\ \text{対応する保険金支払割合}(*2) \end{array} = \begin{array}{l} \text{適用する保険金支払割合} \end{array}$$

(4) 後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

(5) 当社は、被保険者に就業制限(*4)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。

(6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(7) 通院保険金において、当社は、この特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(9) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した傷害または 疾病 が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(10) 同一の特定感染症について、被保険者1名に対し当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(11) 当社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者1名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 普通保険約款傷害定額条項別表3のいずれかに該当し、かつ、医師等の治療を受けた場合を含みます。

(*4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定による就業制限をいいます。

第7条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) **被保険者**がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被ったとしても、当社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する入院保険金を支払いません。
- (2) この特約の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の**通院**に対しては、当社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被ったとしても、当社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款傷害定額条項の下表の規定は適用しません。

①	第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）
②	第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）
③	第5条（お支払いする保険金）
④	第6条（死亡の推定）

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 同条(1)④の表の「傷害総合補償条項傷害定額条項」欄を次のとおり読み替えて適用します。

傷害総合補償条項 傷害定額条項	下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時	
	ア. 後遺障害保険金	被保険者に 後遺障害 が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	イ. 入院保険金	被保険者が 医師等 の治療を必要としない程度になおった時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 通院保険金	被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が通院保険支払限度日数に到達した時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時

- ② 同条(2)⑤の表の「傷害総合補償条項」欄を次のとおり読み替えて適用します。

傷害総合補償条項	ア. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した公の機関が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
----------	--

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑤天災危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の②および④または普通保険約款所得補償条項第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、**被保険者**(*1)が下表に掲げる事由のいずれかによって被った傷害に対しても、保険金(*2)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故または普通保険約款所得補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①の事由による拡大(*3) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 普通保険約款傷害定額条項第2条（被保険者）または普通保険約款所得補償条項第2条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。

(*2) 普通保険約款傷害定額条項または普通保険約款所得補償条項の規定により支払われる保険金をいいます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第3条（保険金の支払時期）

当社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査	365日
---	---	------

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑤自動車運行中の傷害危険不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、**被保険者**(*1)が日本国内における下表のいずれかに該当する事故によって、普通保険約款傷害定額条項第1条(この条項の補償内容)(1)の**傷害**を被った場合は、普通保険約款傷害定額条項の規定にかかわらず、保険金(*2)を支払いません。

①	自動車(*3)に被保険者(*1)が搭乗している場合の、次のいずれかに該当する事故 ア. 自動車(*3)の運行に起因する事故 イ. 被保険者(*1)が搭乗している自動車(*3)の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 ウ. 被保険者(*1)が搭乗している自動車(*3)の運行中の、火災または爆発 エ. 被保険者(*1)が搭乗している自動車(*3)の運行中の、その自動車(*3)の落下
②	自動車(*3)に被保険者(*1)が搭乗していない場合の、自動車(*3)の運行に起因する事故

(*1) 普通保険約款傷害定額条項第2条(被保険者)に規定する被保険者をいいます。

(*2) 普通保険約款傷害定額条項の規定により支払われる保険金をいいます。

(*3) 自動車には、原動機付自転車を含まず。

52 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の①および普通保険約款所得補償条項第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動 。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。
---	--

(2) 当社は、普通保険約款傷害定額条項第3条(1)の表の①および普通保険約款所得補償条項第3条(1)の表の①以外の規定ならびに普通保険約款に付帯された他の特約に普通保険約款傷害定額条項第3条(1)の表の①および普通保険約款所得補償条項第3条(1)の表の①と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第3条（この特約の解除）

当社は、第2条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた規定のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（特約解除の効力）

第3条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合は、将来に向かってのみ第2条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとしします。

53 所得補償保険金の入院のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款所得補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

②	就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため、 入院 していることにより被保険者の職業にかかわる業務に終日従事できない状態(*1)をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は含まれません。
---	------	--

54 特別条件付保険特約

第1条（特別条件の適用）

保険契約の締結の際、**被保険者**(*1)の健康状態その他が当社の定めた基準に適合しない場合は、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定のほか、この特約の規定を適用して、保険金(*2)を支払います。この場合、保険証券にこの特約を適用することが記載されます。

(*1) 普通保険約款所得補償条項第2条(被保険者)に規定する被保険者をいいます。

(*2) 普通保険約款所得補償条項の規定により支払われる保険金をいいます。

第2条（特別条件）

当社は、保険期間の初日(*1)からその日を含めて当社が定める不担保期間内に、この特別条件を適用する際に当社が指定した特定疾病または身体部位に生じた身体障害により**被保険者**(*2)が普通保険約款所得補償条項第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した場合は、保険金(*3)を支払いません。

(*1) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日をいいます。

(*2) 普通保険約款所得補償条項第2条(被保険者)に規定する被保険者をいいます。

(*3) 普通保険約款所得補償条項の規定により支払われる保険金をいいます。

55 携行品特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の <u>被保険者</u> の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の <u>免責金額</u>
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容)

(1) 当会社は、日本国内または国外において、保険の対象について偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(2) この特約において、保険の対象とは、第3条(被保険者)に規定する被保険者によって住宅(*2)から一時的に持ち出されたまたは住宅(*2)外において携行中もしくは住宅(*2)外で取得し、住宅(*2)に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。

第3条 (被保険者)

(1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型(配偶者不担保)	①および⑤

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条 (保険の対象の範囲)

この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

① 車両(*1)、 <u>船舶</u> 、 <u>航空機</u> 、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
② ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤ <u>預貯金証書</u> 、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、 <u>電子マネー</u> 、商品券その他これらに類するもの
⑥ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧ <u>商品・製品等</u> 、業務の目的のみに使用される <u>設備・什器等</u>
⑨ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物

〈携行品特約〉

この特約には、「基本条項特約(財産)」(P.274)が自動セットされます。

〈携行品特約 第2条(2)〉

住宅外で取得とは、買い物等で自らの所有物になった時のことをいいます。

⑩	動物、植物等の生物
⑪	法令により 被保険者 の所有または所持が禁止されている物
⑫	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(※1) 自動車、原動機付自転車(※3)、軽車両(※4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(※2) 小切手を含みません。

(※3) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(※4) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(※5)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(※5) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(※1) イ. 被保険者 (※1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(※2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(※3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(※4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(※4)を運転している場合、または酒気を帯びて(※5)自動車または原動機付自転車(※4)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者
⑤	保険の対象の自然の消耗または性質による蒸れ、さび、腐敗、かび、変質、変色その他類似の事由による損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
⑥	保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等その他単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、組立、修理、清掃、点検、調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(※6)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹もしくは砂塵その他これらに類する物の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*7)を負うべき損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(*7) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} + \boxed{\text{(3)に規定する費用}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{(1)の損害額}}$$

(3) (2)の費用とは、保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

①	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときには、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。

(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

⑤基本条項特約（財産）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・携行品特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。

〈基本条項特約（財産） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、次のこと。 ア. 遅滞なく警察官に届け出ること。 イ. 盗取された保険の対象に小切手が含まれる場合は、その小切手の振出人(*3)および支払金融機関へ届け出ること。 ウ. 盗取された保険の対象に乗車券等が含まれる場合は、その運輸機関(*4)または発行者へ届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること(*5)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*3) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(*4) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(*5) 保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条(事故発生時の義務)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで または同表の⑦から⑨まで	第1条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条(事故発生時の義務)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

- ⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を保険金の額とします。

① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に 免責金額 の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（現物による支払）

当社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第6条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の保険の対象の価額に対する割合によって、当社に移転します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた保険金に相当する額とは、この特約が付帯される共通補償特約の支払保険金の計算に関する規定に定める回収するために支出した必要な費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第7条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第8条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第10条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑤個人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 本人の居住の用に供される住宅	保険証券の本人欄に記載の者の居住の用に供されている住宅(*1) (*1) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の 免責金額
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することにより、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがひ、保険金を支払います。

① 住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
② 第3条（被保険者）に規定する被保険者の日常生活(*3)に起因する偶然な事故

- (2) 当社は、(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の**財物を損壊**することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがひ、保険金を支払います。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 本人の居住の用に供される住宅をいい、**敷地内**(*4)の動産および不動産を含みます。

(*3) 住宅(*2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(*4) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における**被保険者**は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 本人
② 本人の配偶者(*1)
③ 本人またはその配偶者(*1)の 同居の親族
④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の 未婚の子
⑤ 本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

- (3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

〈個人賠償責任補償特約〉

- この特約には、「賠償事故解決に関する特約」(P.285)および「基本条項特約（賠償）」(P.288)が自動セットされます。
- 「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、弊社にて示談交渉サービスを行います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	第3条(被保険者)(1)の表の者およびこれらの者と同居する 親族 に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*5)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する 財物の損壊 についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶、車両(*6)または銃器(*7) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*8)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	本人が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 住宅(*9)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*5) 身体の障害とは、第2条(この特約の補償内容)(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。

(*6) 車両には、ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含みません。

(*7) 銃器には、空気銃を含みません。

(*8) この特約に付帯される特約に限ります。

(*9) 本人の居住の用に供される住宅をいい、**敷地内(*10)**の動産および不動産を含みます。

(*10) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第5条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第6条(費用)の表の①から③までの費用	-	自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額	-	被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額	=	保険金の額
------------------------------	---	---------------------	---	--	---	--	---	------	---	-------

〈個人賠償責任補償特約 第4条(2)⑨〉

「原動力がもっぱら人力である船舶または車両」とは、手こぎボート、自転車、荷車、人力車、祭りの山車、乳幼児または小児用の車等があたります。

(2) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第6条（費用）の表の④から⑥までの費用
②	被保険者が書面により当社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

58 受託品賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 保険金額	保険証券記載の保険金額
③ 免責金額	保険証券記載の 免責金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が管理する財物で第4条（受託品の範囲）に規定する受託品が、日本国内または国外において生じた偶然な事故に起因して下表に規定する間に、**損壊**または盗取されたことにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が、受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約（*1）の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	受託品が、住宅（*2）内に保管されている間
②	受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅（*2）外で管理されている間

（*1）この特約に付帯される特約に限ります。

（*2）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地（*3）を含みます。

（*3）囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
---	----

〈受託品賠償責任補償特約〉

- この特約には、「賠償事故解決に関する特約」(P.285)および「基本条項特約（賠償）」(P.288)が自動セットされます。
- 「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、弊社にて示談交渉サービスを行います。

②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
⑤	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第6条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条 (受託品の範囲)

この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した家財のうち、下表に規定する物を除いたものとします。

①	車両(*1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	預貯金証書、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	動物、植物等の生物
⑪	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑫	鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券(*2)、宿泊券、観光券または旅行券
⑬	通貨または小切手
⑭	貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
⑮	建物(*3)
⑯	門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物
⑰	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 自動車、原動機付自転車(*4)、軽車両(*5)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*2) 定期券を除きます。

(*3) 畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。

(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*5) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*6)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*6) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第5条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. アまたはイの法定代理人 エ. アまたはイの同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	第3条(被保険者)(1)の表に規定する者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑤	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑥	航空機、船舶 または銃器(*5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*6)にしたがい、保険金を支払います。
⑦	受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の 損壊 に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(*7)
⑨	受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*8)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(*8)を運転している場合、または酒気を帯びて(*9)自動車または原動機付自転車(*8)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
⑤	受託品の自然の消耗または性質による蒸れ、さび、腐敗、かび、変質、変色その他類似の事由による損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
⑥	受託品のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等その他単なる外観の損傷であって受託品の機能に支障をきたさない損害
⑦	受託品に対する加工、解体、組立、修理、清掃、点検、調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	受託品の電氣的事故または機械的の事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	受託品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の受託品に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	受託品の置き忘れまたは紛失(*10)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して受託品に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑬	受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹もしくは砂塵その他これらに類する物の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⑮	受託品のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	受託品の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*11)を負うべき損害

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 住宅(*12)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (*5) 銃器には空気銃を含みません。
- (*6) この特約に付帯される特約に限りです。
- (*7) 収益減少に基づく賠償責任を含みます。
- (*8) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
- (*9) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*10) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- (*11) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- (*12) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*13)を含みます。
- (*13) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

被害受託品について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(*1)	+	第7条（費用）の表の①および同表の②の費用	-	被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額	=	保険金の額
---	---	-----------------------	---	--	---	-------------	---	-------

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第7条（費用）の表の③から⑤までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(*1) 事故の生じた地および時において、事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。

第7条（費用）

保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
④ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のA.からI.までの費用 A. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 I. A.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

59借家人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 本人の借用する建物の戸室	保険証券記載の 建物の戸室
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

《借家人賠償責任補償特約》

- この特約には、「賠償事故解決に関する特約」(P.285)および「基本条項特約（賠償）」(P.288)が自動セットされます。
- 「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、弊社にて示談交渉サービスを行います。
- 「保険証券記載の建物の戸室」は、主契約の保険の対象である動産を収容する戸室に限りです。

第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借戸室(*1)を損壊することにより、第4条(被保険者)に規定する被保険者が、借戸室(*1)についてその貸主(*2)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*3)の規定にしたがい、借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発(*4)
③	盗難
④	給排水設備(*5)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ

(*1) 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) この特約に付帯される特約に限ります。

(*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

第3条（この特約の補償内容－借家人修理費用）

(1) 当社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故により、借戸室(*1)に損害が生じた場合において、第4条(被保険者)に規定する被保険者がその貸主(*2)との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、その借家人修理費用(*3)に対して、この特約および他の特約(*4)の規定にしたがい、借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表の①、③、⑤または⑥の事故による損害に対し、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発(*5)
④	台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(*6)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(*7)。ただし、借戸室(*1)の内部については、借戸室(*1)またはその一部(*8)が風災(*6)、雹災または雪災(*7)によって直接破損したために生じた損害(*9)に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備(*10)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借戸室(*1)で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災(*11)または④の事故による損害を除きます。
⑦	借戸室(*1)の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災(*11)、土砂崩れもしくは④の事故による損害を除きます。
⑧	騒擾およびこれに類似の集団行動(*12)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(2) (1)の表の⑤の事故によって借戸室(*1)のドア(*13)の錠に損傷が生じた場合には、被保険者が貸主(*2)との契約に基づかずに負担したその錠の借家人修理費用(*3)に対しても、借家人修理費用保険金を支払います。

(*1) 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) 借家人修理費用とは、借戸室(*1)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*4) この特約に付帯される特約に限ります。

(*5) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*6) 洪水、高潮を除きます。

(*7) 融雪洪水を除きます。

(*8) 窓、扉、その他の開口部を含みます。

(*9) 雨、雪、雹または砂塵の吹き込みによる損害を含みます。

(*10) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

(*11) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災をいいます。

(*12) 多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(*13) 借戸室(*1)の出入りに通常使用するドアをいいます。

第4条（被保険者）

(1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第8条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

〈借家人賠償責任補償特約 第3条(1)〉

①③⑤⑥の事故による損害で、被保険者が借戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任については、借家人賠償責任条項の対象となります。

〈借家人賠償責任補償特約 第4条〉

借戸室について転貸借契約があっても、転貸人または転借人をこの特約の被保険者として指定することはできません。

第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*5)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*5)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の 損壊 に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 借戸室とは、本人の借用する**建物の**戸室をいいます。

(*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－借家人修理費用）

当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. 借戸室(*2)の貸主(*1)(*3) オ. ア.からエ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	借戸室のドア(*6)の開閉の用途に供するかが盗まれたことにより生じたかぎおよびドア(*6)の錠の損害。ただし、ドア(*6)の錠が損傷を受けた場合のドア(*6)の錠の交換に必要な費用に対しては、保険金を支払います。

(*1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借戸室(*2)の貸主(*3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 借戸室とは、本人の借用する**建物の**戸室をいいます。

(*3) 貸主には、転貸人を含みます。

〈借家人賠償責任補償特約第6条⑥〉

外出先等でかぎが盗まれた場合、ドアの錠の交換費用については「水漏れ・^{かぎ}鍵開けアシスト」(P.325)をご利用いただける場合があります。

- (*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*6) 借用戸室(*2)の出入りに通常使用するドアをいいます。

第7条（保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲）

当社が**被保険者**に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借用戸室(*1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の 建物 の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室(*1)居住者の共同の利用に供せられるもの

(*1) 借用戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

第8条（支払保険金の計算）

(1) 当社の支払う保険金の額は、次の①および②の規定により算出される額とします。ただし、1回の事故について保険金額を限度とします。

① 当社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

被保険者が貸主(*1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第9条（費用）の表の①の費用	-	被保険者が貸主(*1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	=	借家人賠償責任保険金の額
---------------------------------	---	----------------	---	---	---	--------------

② 当社の支払う借家人修理費用保険金の額は、借家人修理費用(*2)の額とします。

(2) 当社は、(1)①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第9条（費用）②から④までの費用
②	被保険者が書面により当社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(*1) 貸主には、転貸人を含みます。

(*2) 借家人修理費用とは、借用戸室(*3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*3) 借用戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。

第9条（費用）

保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
② 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用
③ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の要求にしたがい、協力するために要した費用
④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要な費用 エ. ア.からイ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

60 賠償事故解決に関する特約

この特約の適用にあたり、この特約が付帯される賠償責任補償特約は保険証券に記載されます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、賠償責任補償特約(*1)に付帯して適用されます。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第2条（当社による援助）

(1) **被保険者**(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、被保険者(*1)の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(2) この特約において事故とは、賠償責任補償特約(*2)の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約(*2)および賠償責任補償特約(*2)に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じ

＜賠償事故解決に関する特約＞

この特約は、「個人賠償責任補償特約」(P.277)または「受託品賠償責任補償特約」(P.279)もしくは「借家人賠償責任補償特約」(P.282)をご契約の場合に、自動セットされます。

た事故に限り、かつ、被保険者(*1)に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

- (3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第3条（当会社による解決）

- (1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者(*1)の同意を得て、被保険者(*1)のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)を行います。

①	被保険者(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者(*1)が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2) (1)の場合には、被保険者(*1)は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)を行いません。

①	1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約(*3)の保険金額を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなくて被保険者(*1)が(2)に規定する協力を拒んだ場合
④	免責金額(*4)がある場合は、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*4)を下回る場合

- (4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*3)の被保険者をいいます。

(*2) 弁護士の選任を含みます。

(*3) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*4) 賠償責任補償特約(*3)について適用される免責金額をいいます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 事故によって被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社がこの保険契約に適用されている賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者(*1)に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者(*1)について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ア. 被保険者(*1)またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者(*1)が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

- (3) 第3条（当会社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	免責金額(*4)

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者(*1)の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者(*1)に、その被保険者(*1)の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が賠償責任補償特約(*2)の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

- (7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額

〈賠償事故解決に関する特約 第4条(4)〉

損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払った場合で、保険金の額と損害賠償請求権者に対して優先して支払った損害賠償額に差がある場合は、その差額を被保険者にお支払いします。

を支払います。ただし、1回の事故について当社が賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者(*1)またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
②	当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者(*1)との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*3) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*4) 賠償責任補償特約(*2)について適用される免責金額をいいます。

(*5) 同一事故について既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または 傷害 の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	被保険者 (*6)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する 書面等 において定めたもの

(2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当社は、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*7)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

①	損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者(*6)に該当する事実
②	損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者(*6)が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*7)からその日を含めて下表の右欄の日数(*8)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のために必要な調査	60日
②	(4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(4)の表の③の事項のうち、 後遺障害 の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	(4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*9)	180日
⑤	(4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

(*10)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*11)および被害が生じた物の写真(*12)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 賠償責任補償特約(*13)の被保険者をいいます。
- (*7) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
- (*8) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*9) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*10) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (*11) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*12) 画像データを含みます。
- (*13) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第6条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者(*1)に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

- (*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
- (*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第2条（当会社による援助）または第3条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者(*1)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者(*1)に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者(*1)に貸し付けます。
- (2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者(*1)は、当会社のために供託金(*4)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、賠償責任補償特約(*2)の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(*4)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金(*4)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*4)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*4)または貸付金(*4)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項特約（賠償）の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

- (*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
- (*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
- (*3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*4) 利息を含みます。

第8条（個別適用）

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約(*1)ごとに適用します。

- (*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

61基本条項特約（賠償）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- ・ 個人賠償責任補償特約
- ・ 受託品賠償責任補償特約
- ・ 借家人賠償責任補償特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に 書面等 により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等 の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難 による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
ウ. **盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

〈基本条項特約（賠償） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

- ⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する**書面等**において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に 免責金額 の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、**被保険者**の当社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

- (*1) 共通補償特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

共通補償特約の保険金額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と**被保険者**が共通補償特約の費用に関する規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当社は、必要と認めた場合は、**被保険者**に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第8条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に失効するものとし、この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が無効により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとし、この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとし、

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとし、
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

付則

- (1) 第5条（先取特権）(1)および同条(2)の規定ならびに第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第5条（先取特権）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(*1)の譲渡または保険金請求権(*1)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(*1) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

⑥ 弁護士費用等補償特約（日常生活）

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金の受取人が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払います。

〈弁護士費用等補償特約（日常生活）〉

この特約には、「基本条項特約（費用）」(P.300)が自動セットされます。

- (2) 当社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金の受取人があらかじめ当社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害(*2)に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当社が支払うべき保険金の額は、1回の対象事故について、被保険者1名あたり300万円を限度とします。
- (4) 当社は、対象事故が保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が、被保険者が身体に障害を被ることである場合には、その障害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限り、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金の受取人が開始した場合に限り、保険金を支払います。
- (6) 当社は、弁護士費用および法律相談費用のうちこの保険契約の自動車補償条項(*3)およびこの保険契約に適用されている他の特約(*1)において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

(*1) この特約に付帯される特約に限り、同特約の規定により支払われるべき保険金の額を超える額とします。

(*2) この保険契約に法律相談費用補償特約が付帯されている場合は、同特約の規定により支払われるべき保険金の額を超える額とします。

(*3) 総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項および自動車運転者保険普通保険約款または自動車運転者補償条項をいいます。

第3条（被保険者および保険金の受取人）

- (1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
⑤	①から④以外のもので、ご契約のお車(*2)の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中の者
⑥	①から⑤以外のもので、①から④までに該当する者が自ら運転者として運転中(*4)のご契約のお車(*2)以外の自動車(*5)または原動機付自転車(*6)(*7)の所有者およびその自動車(*5)または原動機付自転車(*6)(*7)の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中の者。ただし、①から④までに該当する者が、その使用者の業務(*8)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)(*7)に搭乗中の者およびその使用者を除きます。
⑦	①から⑥まで以外のもので、ご契約のお車(*2)の所有者。ただし、ご契約のお車(*2)の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限り、適用されます。

- (2) (1)⑥および⑦の所有者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	自動車または原動機付自転車(*6)が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
②	自動車または原動機付自転車(*6)が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③	①および②のいずれにも該当しない場合は、自動車を所有する者

- (3) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗している者
②	自動車取扱業者。 ただし、自動車または原動機付自転車(*6)を業務(*8)として受託している場合に限り、適用されます。

- (4) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった対象事故発生の際におけるものをいいます。

- (5) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

- (6) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を除きます。

- (7) この特約における保険金の受取人は、対象事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金の受取人とします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) 自動車補償条項(*9)およびこれに付帯される他の特約(*10)に規定のご契約のお車をいいます。

(*3) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*4) 運転中には、駐車中または停車中を含みません。

- (*5) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を含みません。
- (*6) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
- (*7) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車(*6)、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車(*6)を含みます。
- (*8) 業務には、家事を含みません。
- (*9) 総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項および自動車運転者保険普通保険約款または自動車運転者補償条項をいいます。
- (*10) この特約に付帯される特約に限ります。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 被害	次のいずれかに該当するものをいいます。 ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア. 身体の障害(*1) イ. 財物の損壊等 (*2)
② 法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 ア. 弁護士が行う法律相談 イ. 司法書士が行う、司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談 ウ. 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に定める相談
③ 賠償義務者	被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
④ 弁護士費用	あらかじめ当会社の同意を得て弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関(*3)に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に必要とした費用
⑤ 法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
⑥ 対象事故	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
⑦ 保険金	弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。

- (*1) 被保険者が身体に傷害または疾病を被ることをいいます。
- (*2) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*4)されることをいいます。
- (*3) 申立人の申立にもとづき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
- (*4) 盗取には、詐取を含みません。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. アまたはイの法定代理人
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
⑦ 被保険者に対する刑の執行

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に、その本人に生じた損害
②	被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に、その本人に生じた損害
③	被保険者が酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に、その本人に生じた損害
④	被保険者が、自動車または原動機付自転車(*4)の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車(*4)に搭乗中に生じた損害。ただし、その自動車または原動機付自転車(*4)が ご契約のお車 (*6)以外の自動車または原動機付自転車(*4)であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた損害

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する身体の障害(*7)または**財物の損壊等**(*8)が発生した場合は、保険金を支払いません。

①	被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した身体の障害(*7)または財物の損壊等(*8)
②	液体、気体(*9)もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害(*7)または財物の損壊等(*8)。ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、この規定は適用しません。
③	財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊等(*8)
④	被保険者が違法に所有または占有する財物の損壊等(*8)
⑤	労働災害により生じた身体の障害(*7)。ただし、 ご契約のお車 (*6)の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*10)に搭乗中に生じた事故による身体の障害(*7)を除きます。
⑥	被保険者が次の行為(*11)を受けたことによって生じた身体の障害(*7) ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または 疾病 の予防 イ. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ. 身体の整形 エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
⑦	石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害(*7)または財物の損壊等(*8)
⑧	外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害(*7)または財物の損壊等(*8)
⑨	電磁波障害に起因する身体の障害(*7)
⑩	騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害(*7)または財物の損壊等(*8)

(4) 当社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

①	第3条（被保険者および保険金の受取人）(1)の表の①から④までに規定する者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*12) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*6) 自動車補償条項(*13)およびこれに付帯される他の特約(*14)に規定する**ご契約のお車**をいいます。

(*7) 被保険者が身体に**傷害**または**疾病**を被ることをいいます。

(*8) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*15)されることをいいます。

(*9) 煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(*10) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(*11) 不作為を含みます。

(*12) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*13) 総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項および自動車運転者保険普通保険約款または自動車運転者補償条項をいいます。

(*14) この特約に付帯される特約に限ります。

(*15) 盗取には、詐取を含みません。

第6条（保険金の請求手続の特則）

保険金の受取人が、この特約の規定にしたがい、保険金の支払を請求する場合は、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表に規定する書類のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故報告書
②	法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
③	弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類

第7条（支払保険金の返還）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、保険金の受取人に支払った保険金の返還を求めることができます。

①	弁護士または司法書士への委任の取消等により保険金の受取人が支払った着手金の返還を受けた場合
②	対象事故に関して保険金の受取人が提起した訴訟の判決に基づき、保険金の受取人が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイ.の額がア.の額を超過する場合 ア. 保険金の受取人がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当社が第2条（この特約の補償内容）の規定により既に支払った保険金の合計額

(2) (1)の規定により当社が返還を求める保険金の額は、下表に規定するとおりとします。

①	(1)の表の①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条（この特約の補償内容）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
②	(1)の表の②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条（この特約の補償内容）の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

63 救援者費用等補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券に記載の 被保険者の型
③ 居住の用に供される住宅	保険証券記載の住宅および被保険者の居住の用に供される住宅
④ 保険金額	保険証券記載の保険金額
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**が日本国内または国外において、下表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の**親族**が費用を負担することによって被る損害に対して、その費用の負担者を保険金の受取人とし、その者にこの特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	保険期間中に、被保険者が搭乗している 航空機 または 船舶 が行方不明になった場合または遭難した場合
②	保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
③	保険期間中に住宅(*2)外において急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った 傷害 を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上 入院 (*3)した場合

(2) (1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したことを「事故」として、第3条（被保険者）(2)および基本条項特約（費用）の規定を適用します。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*4)を含みます。

(*3) 他の**病院等**に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため**医師等**が必要と認めた場合に限ります。

(*4) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても**敷地内**は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

〈救援者費用等補償特約〉

この特約には、「一事故支払限度額の適用に関する特約」(P.297)および「基本条項特約（費用）」(P.300)が自動セットされます。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. アからウまでの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、または酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に生じた事故
③	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
④	被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑤	被保険者に対する刑の執行
⑥	被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故 山岳登山(*6)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*7)操縦(*8)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*9)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

- (*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
- (*5) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*6) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*7) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*8) 職務として操縦する場合を除きます。
- (*9) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*10)を除きます。
- (*10) パラプレーン等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、第6条（費用）の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ保険金を支払います。ただし、**被保険者**または保険金の受取人が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社の支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。ただし、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

第6条（費用）

第2条（この特約の補償内容）(1)の費用とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

① 搜索救助費用	遭難した 被保険者 を搜索等(*1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
② 交通費	被保険者の搜索等(*1)、看護または事故処理を行うために現地(*2)へ赴く救援者(*3)の現地(*2)までの自動車、電車、 船舶 、 航空機 等の1往復分の運賃をいい、救援者(*3)2名分を限度とします。ただし、第2条（この特約の補償内容）(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地(*2)に赴く救援者(*3)にかかる費用は除きます。
③ 宿泊料	現地(*2)および現地(*2)までの行程における救援者(*3)のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者(*3)2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条（この特約の補償内容）(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地(*2)に赴く救援者(*3)にかかる費用は除きます。
④ 移送費用	死亡した被保険者を現地(*2)から住宅(*4)に移送するために必要とした遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を住宅(*4)もしくはその住宅(*4)の所在する国の 病院等 へ移転するために必要とした移転費(*5)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
⑤ 諸雑費	救援者(*3)の渡航手続費(*6)および救援者(*3)または被保険者が現地(*2)において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。 ア. これらの費用が、被保険者が日本国外において第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの場合に該当したことにより発生したときは、20万円 イ. これらの費用が、被保険者が日本国内において第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの場合に該当したことにより発生したときは、3万円

- (*1) 搜索、救助または移送をいいます。
- (*2) 事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
- (*3) 被保険者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。
- (*4) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*7)を含みます。
- (*5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- (*6) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
- (*7) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても**敷地内**は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

64 一事故支払限度額の適用に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約が付帯される特約の読み替え）

当社は、この特約により、この特約が付帯される共通補償特約の第5条（支払保険金の計算）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) 1回の事故について当社の支払う保険金の額は、保険金額を限度とします。」

〈一事故支払限度額の適用に関する特約〉

この特約は「救援者費用等補償特約」(P.295)をご契約の場合に、自動セットされます。

65 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の 被保険者 の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、**被保険者**がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として下表の費用を負担することによって被る損害に対して、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額を限度に、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を含みません。 ア. 貨幣または紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(*2)
② 祝賀会費用
③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
④ 同伴キャディに対する祝儀
⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

- (2) 下表に規定する者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、下表のいずれかの者が目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

① 同伴競技者
② 同伴競技者以外の第三者(*3)

- (3) (2)に規定するホールインワンまたはアルバトロスのほか、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
 (4) この特約において事故とは、被保険者が(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことをいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用に含まれます。

(*3) 同伴競技者以外の第三者には、帯同者を含みません。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、**被保険者**の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の**同居の親族**
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

- (3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その

〈ホールインワン・アルバトロス費用補償特約〉

この特約には、「基本条項特約（費用）」(P.300)が自動セットされます。

変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
②	ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(*1)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
③	ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることをいいます。
④	アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール(球孔)に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
⑤	贈呈用記念品 購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
⑥	祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内(*2)に開催された祝賀会に必要とする費用をいいます。
⑦	ゴルフ場に対する 記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
⑧	同伴キャディに 対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
⑨	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
⑩	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
⑪	同伴競技者	被保険者 がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
⑫	帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。

(*1) 公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無を問いません。

(*2) 祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、下表のホールインワンまたはアルバトロスに対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
②	被保険者がゴルフ場の使用人(*1)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(*1) 臨時雇いを含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱いの特則）

基本条項特約（費用）第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）を以下のとおり読み替えます。

「(1) **他の保険契約等**がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金の額とします。」

第7条（保険金の請求の特則）

被保険者が、この特約の規定にしたがい、保険金を請求しようとする場合は、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①から③までの書類または証拠を、当会社に提出しなければなりません。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①または②に規定する書類または証拠のいずれかを提出すれば足りません。

①	同伴競技者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
②	次のいずれかの書類または証拠 7. 第2条（この特約の補償内容）(2)の表の②に規定する同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 4. 第2条(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等
③	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

66基本条項特約（費用）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士費用等補償特約（日常生活） ・救済者費用等補償特約 ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生時の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に 書面等 により通知すること。 7. 事故の状況 4. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 5. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等 の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難 による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または 傷害 の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

〈基本条項特約（費用） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。

イ. **盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。

(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- ① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（特約の失効）

(1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。

(4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第6条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより**被保険者**または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第7条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑦等級プロテクト特約（一般用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約であることが記載されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されているときに適用されます。

第2条（ノンフリート等級のすえおき）

- (1) 当社は、この特約がこの保険契約に付帯された時以降、保険証券記載の保険期間中1回目に支払う保険事故(*1)に限り、この保険契約が当社で更新された場合には、次契約に適用するノンフリート等級を決定するうえで等級すえおき事故として取り扱います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険事故(*1)が当社の定める等級すえおき事故(*2)またはノーカウント事故(*3)の場合は、(1)の1回目に支払う保険事故(*1)とはしません。
- (3) 保険証券記載の保険期間が1年を超える場合は、(1)および(2)の規定は**保険年度**ごとに適用します。

(*1) 保険事故とは、普通保険約款総合自動車補償条項およびそれに付帯される特約にしたがい保険金を支払う事故をいいます。

(*2) 等級すえおき事故には、この特約により、等級すえおき事故とみなした場合を含みません。

(*3) 等級すえおき事故(*2)またはノーカウント事故には、これらの事故の組み合わせによる場合も含みます。

第3条（車両事故通知の義務）

- (1) この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項が適用されている場合、車両等保険事故(*1)が発生し、保険契約者または**被保険者**が、その事故について第2条（ノンフリート等級のすえおき）(1)に規定する等級すえおき事故としての取扱いを受けようとするときは、下表に規定する条件をすべて満たさなければなりません。

①	車両等保険事故(*1)の発生の日の翌日から起算して7日以内に、事故の発生の日時、場所および事故の状況を当社に 書面等 により通知すること。
②	ご契約のお車 または車内携行品(*2)を修理する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当については、この規定は適用しません。
③	ご契約のお車 または車内携行品(*2)を処分する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。

- (2) 保険契約者または被保険者が、当社の認める正当な理由がなくて(1)の表の規定に違反した場合、当社は、その車両等保険事故(*1)を第2条（ノンフリート等級のすえおき）(1)に規定する等級すえおき事故としては取り扱いません。

(*1) 車両等保険事故とは、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項に係る保険事故(*3)、車内携行品補償特約に係る保険事故(*3)、他車運転危険補償特約第5条（車両損害についての特則）に係る保険事故(*3)または臨時代替自動車補償特約第4条（車両損害についての特則）に係る保険事故(*3)をいいます。

〈等級プロテクト特約（一般用） 第2条(2)〉

「等級すえおき事故」または「ノーカウント事故」については、P.33をご参照ください。

- (*2) 車内携行品とは、車内携行品補償特約第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象をいいます。
- (*3) 保険事故とは、普通保険約款総合自動車補償条項およびそれに付帯される特約にしたがい保険金を支払う事故をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

68 保険契約の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
 - (2) この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*1)ごとおよび基本条項特約（財産）、基本条項特約（賠償）または基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約(*2)ごとにこれを適用します。
- (*1) 普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。また、地震保険が付帯されている場合には地震保険を含みます。
 (*2) 共通補償特約に付帯された特約を含みます。

第2条（保険契約の更新）

- (1) 次に規定する日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないこととの意思表示がなされない場合には、この保険契約は第3条（更新後契約の内容）に規定する内容にて更新されるものとします。

この保険契約の保険期間の末日

- (2) 更新後契約(*1)の保険期間の初日はこの保険契約の保険期間の末日とし、保険期間は次に規定する期間とします。

- | |
|--------------------------------------|
| ① この保険契約の保険期間が1年未満の場合は、1年 |
| ② この保険契約の保険期間が1年以上の場合は、この保険契約と同一の期間。 |

- (3) (1)および(2)の規定によってこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続証等(*2)を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款基本条項第7節第4条（保険証券等の不発行の特則）に規定する保険契約者の申出があった場合は、この規定は適用しません。

- (*1) 更新後契約とは、(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
- (*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第3条（更新後契約の内容）

- (1) 下表の条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容にて更新されるものとします。

①	当会社が、保険契約者に対して、通知締切日(*1)までに、更新後の内容の提示を行うこと。
②	①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に書面等により更新後契約(*2)の内容の申出を行い、当社がこれを承認すること。

- (2) (1)以外の場合は、この保険契約は、第5条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第6条（更新後契約に適用される特約）およびこの特約に自動的に付帯される他の特約に別の規定がある場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における契約内容と同一の内容にて更新されるものとします。この場合において、(1)の表の①の条件を満たすときは、当会社は、保険契約者または被保険者に更新後契約(*2)の告知事項について告知を求めたものとし、保険契約者または被保険者がこの保険契約の告知事項を更新後契約(*2)の告知事項として改めて告知したものとみなします。

- (*1) 通知締切日とは、第2条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。
- (*2) 更新後契約とは、第2条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第4条（更新後契約の保険料）

更新後契約(*1)の保険料は、更新後契約(*1)の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当会社は、この金額を継続証等(*2)に記載するものとします。

- (*1) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
- (*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第5条（更新後契約に適用される制度、料率等）

当会社が、制度、料率等(*1)を改定した場合には、更新後契約(*2)に対しては、更新後契約(*2)の保険期間の初日における制度、料率等(*1)が適用されるものとします。

- (*1) 制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
- (*2) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第6条（更新後契約に適用される特約）

- (1) この保険契約に付帯された他の特約が更新後契約(*1)の保険期間の初日において当社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。
- (2) 更新後契約(*1)の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されることとなる場合、または他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されないこととなる場合があります。

(*1) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第7条（更新後契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、**保険契約申込書等**に記載した**告知事項**および**継続証等**(*1)に記載された告知事項に変更があったときまたはこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者または**被保険者**は、通知締切日(*2)までに**書面等**をもって当会社に告知しなければなりません。
- (2) (1)の告知については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。
- (3) この保険契約において告知義務違反による解除の理由がある場合は、当社は、更新後契約(*3)を解除することができます。

(*1) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

(*2) 通知締切日とは、第2条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。

(*3) 更新後契約とは、第2条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第8条（更新後契約の初回保険料払込期日以前に発生した事故等に関する特則）

- (1) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載がある場合は、当社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第5節第8条（保険契約解除の効力）(2)の表の①を下表のとおり読み替えて適用します。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	初回保険料の払込期日
-------------------------	------------

- (2) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載があり、かつ、事故の発生の日または**疾病**の発病の日が、初回保険料の払込期日以前である場合において、次のいずれかに該当するときは、当社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)を下表のとおり読み替えて適用し、同条(5)を適用しません。

- ① 事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれているとき。
- ② 更新前契約の継続証等(*2)に保険料払込期日の記載がなく、かつ、更新前契約の保険料が全額払い込まれているとき。

(4) (3)の規定にかかわらず、当社は、初回保険料が払い込まれたものとして取り扱い、その事故による損害もしくは 傷害 または発病した疾病に対して保険金を支払います。
--

- (3) (2)の規定を適用する場合において、当社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

(2) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の 追加保険料 の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、事故の発生の日または疾病の発病の日が初回保険料払込期日以前のときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。
--

(*1) 更新後契約とは、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

99 住まいの補償の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（更新前契約の内容）

当社は、この特約により、保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約の内容を下表のとおりとします。

項目	内容
支払限度額 (保険金額)	ア. 更新後契約の評価額(*1)は、更新前契約の評価額(*1)を、当社と保険契約者または 被保険者 との間で、建築費または物価の変動等にしたがって調整して算出した額とします。 イ. 当社は、ア.の規定により算出した更新後契約の評価額(*1)を、継続証等に記載するものとします。 ウ. 更新後契約の支払限度額（保険金額）は、継続証等記載の評価額(*1)に継続証等記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。 エ. ア.からウ.の規定にかかわらず、付帯された特約により保険の対象に動産が含まれる場合の動産の支払限度額（保険金額）については、更新前契約の支払限度額（保険金額）と同一とします。

〈住まいの補償の更新に関する特約 第2条①ア.〉

更新時に、保険の対象の再取得価額を見直したうえで、更新後の支払限度額（保険金額）を設定します。物価の変動等により、更新前と更新後で支払限度額（保険金額）が異なる場合があります。

関連	オ. ウの規定にかかわらず、更新前契約の支払限度額（保険金額）を普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））に規定する「追加上乘せ方式」により設定している場合には、更新後契約の支払限度額（保険金額）は、継続証等記載の評価額（*1）から同条に規定する <u>他の保険契約等の支払限度額（保険金額）</u> を差し引いた額によって定めるものとします。
	<p>② 地震保険の保険金額</p> <p>ア. 更新前契約に地震保険が付帯されている場合には、更新後契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。</p> $\boxed{\text{更新後契約の地震保険の保険金額}} = \boxed{\text{更新前契約の地震保険の保険金額}} \times \frac{\boxed{\text{更新後契約の支払限度額（保険金額）}}}{\boxed{\text{更新前契約の支払限度額（保険金額）}}}$ <p>イ. アの規定により算出した額の更新後契約の支払限度額（保険金額）に対する割合が、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第2条（定義）第2項第4号記載の最小割合を下回る場合は、更新後契約の地震保険の保険金額は、更新後契約の支払限度額（保険金額）にその最小割合を乗じて得た額とします。</p> <p>ウ. アおよびイの規定により算出した更新後契約の地震保険の保険金額が、地震保険の限度額（*2）を超える場合には、限度額（*2）を更新後契約の地震保険の保険金額とします。</p> <p>エ. 更新前契約の支払限度額（保険金額）を普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））に規定する「追加上乘せ方式」により設定し、かつ、他の保険契約等に地震保険が付帯されている場合には、ウの規定は適用しません。ただし、更新後契約の地震保険の保険金額が、限度額（*2）から他の保険契約等付帯の地震保険の保険金額を差し引いた額を超える場合は、その額を更新後契約の地震保険の保険金額とします。</p> <p>オ. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要がある場合は、この保険契約は更新されないものとします。</p> <p>上記に記載されている以外の事項については、更新前契約の保険期間の末日と同一の内容とします。</p>

(*1) 評価額とは、普通保険約款住まい条項第3条(1)に規定する評価額をいいます。

(*2) 限度額とは、地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）(2)または(4)の限度額をいいます。

⑩自動車補償の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に保険契約の更新に関する特約が適用されることが記載されている場合に自動的に適用されます。

第2条（更新後契約の内容）

当社は、この特約により、更新後契約(*1)の内容を下表のとおりとします。

項目	内容
保険金額関連 車両保険の保険金額	<p>① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、当社は、この保険契約の満了する日までに、<u>ご契約のお車</u>と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(*2)の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額を基準として算定したご契約のお車の価額見積額を保険契約者に対する<u>書面等</u>によって保険契約者に通知します。</p> <p>なお、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、その見積額をもって、車両価額協定保険特約第2条（協定保険価額）(1)に規定するご契約のお車の価額の協定がなされたものとみなし、その協定保険価額を保険金額として定めるものとします。</p> <p>② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、当社は、この保険契約の満了する日までに、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定したご契約のお車の価額見積額を、保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。</p> <p>なお、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、その見積額を保険金額として契約することの保険契約者および<u>被保険者</u>の申出がなされたものとみなし、その見積額を保険金額として定めるものとします。</p> <p>③ ①または②の通知に対して、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示があった場合には、この保険契約は更新されないものとします。</p>

特約 関連	等級プロテクト特約（一般用）が付帯されている場合	更新後契約(*1)の保険期間の始期における保険事故歴等の条件が、当会社の定める範囲外となるときは、この特約は更新後契約(*1)には適用されないものとします。
	上記に記載のほか、この保険契約に付帯された特約が更新後契約(*1)の保険期間の始期において当会社の定める適用条件の範囲外となるときは、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。この場合、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。また、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約が適用されること、または特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約が適用されないことがあります。	
上記に記載されている以外の事項については、満期日と同一の内容とします。		

- (*1) 保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約をいいます。
(*2) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。
(*3) 保険契約の更新に関する特約第2条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。

第3条（入替自動車の自動補償適用の特則）

下表のすべてに該当する場合は、更新後契約(*1)について、普通保険約款基本条項第1節第5条（[ご契約のお車](#)の入替）に規定するご契約のお車の入替がなされたものとみなし、同条(3)の規定を適用します。

①	この保険契約に普通保険約款基本条項第1節第5条(3)の規定が適用されること。
②	普通保険約款基本条項第1節第5条に規定する入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に更新後契約(*1)の保険期間の始期が到来すること。

- (*1) 保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約をいいます。

⑦更新契約の取扱いに関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約であることが記載されており、かつ、この保険契約に保険契約の更新に関する特約が付帯されていない場合に適用されます。ただし、この保険契約に保険契約の更新に関する特約が付帯されている場合であっても、当会社より保険契約者に対する書面等によって保険契約者に対して同特約の規定による保険契約の更新を行わないこととの意思表示を行ったときは、同特約が付帯されていないものとしてこの特約を適用します。

第2条（更新契約）

この特約において更新契約とは、この保険契約と保険契約者、**記名被保険者**および**ご契約のお車**を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第3条（更新契約に関する特則）

この保険契約の更新契約の締結手続漏れがあった場合であっても、下表に規定する条件をすべて満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で更新されたものとして取り扱います。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合、更新契約の保険期間は1年とします。

①	この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約であること。 ただし、この保険契約に当会社が別に規定する保険期間通算による等級継承特則を適用して1年未満の契約を締結した場合を含みます。
②	この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
③	この保険契約が、この特約を適用して締結されたものではないこと。
④	ご契約のお車 を同一とする 他の保険契約等 がないこと。
⑤	電話、面談等により、保険契約者に対して直接更新の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により、この保険契約の更新契約の締結手続漏れとなったものでないこと。
⑥	この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から更新契約を締結しないこととの意思表示がなかったこと。
⑦	保険契約者が、保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面等により更新契約の申込みを行うこと。
⑧	特約に別に規定する場合を除いて、保険契約者が⑦の申込みと同時に更新契約の 初回保険料 を当会社に払い込むこと。

第4条（更新契約に適用される内容）

- (1) 第3条（更新契約に関する特則）の規定にかかわらず、下表の事項については、更新契約に適用される内容は下表に規定するところによります。

①	この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項および一般自動車補償条項車両条項の適用がある場合、 ご契約のお車 の保険金額は、次のいずれかに規定するところにより決定します。 ア. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、当社は、この保険契約の満了する日までに、ご契約のお車と同一の 用途・車種 、車名、型式、仕様および初度登録年月(*1)の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額を基準として算定したご契約のお車の価額見積額とします。 イ. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、当社は、この保険契約の満了する日までに、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定したご契約のお車の価額見積額とします。
②	この保険契約に適用されている特約に関しては、更新契約の保険期間の始期において、その特約の適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新契約に適用しないものとします。また、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約が適用されること、または特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約が適用されないことがあります。
③	更新契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。

(2) 当社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等を改定した場合には、更新契約に対しては、更新契約の保険期間の始期における普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等が適用されるものとします。

(*1) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。

第5条（保険責任に関する特則）

第3条（更新契約に関する特則）の規定により締結された更新契約に対しては、普通保険約款基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)および普通保険約款に付帯される他の特約に規定する保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑦ 傷害総合補償の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（更新後契約の内容）

当社は、この特約により、保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約の内容を下表のとおりとします。

項目	内容
保険金額等(*1)	この保険契約の保険金額等(*1)が、更新後契約の保険期間の始期において当社の定める 被保険者 の年齢に対応する範囲を超える場合は、この保険契約は、当社の定める範囲内に保険金額等(*1)を変更して更新されるものとします。この場合、当社は、満期日以前の当会社所定の日までに、保険契約者に対する 書面等 によって保険契約者に通知します。
上記に記載されている以外の事項については、満期日と同一の内容とします。	

(*1) 普通保険約款傷害定額条項第5条（お支払いする保険金）に規定する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、一時金払保険金額、入院・手術保険金対象日数、通院保険金対象日数および通院保険支払限度日数ならびに普通保険約款所得補償条項第5条（お支払いする保険金）に規定する所得補償保険金日額および所得補償てん補日数をいいます。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

備考

第1条「一部損」「半損」「全損」

地震保険は「一部損」、「半損」または「全損」によってお支払いする保険金の額が異なります。詳しくは第5条(保険金の支払額)(P.311)をご確認ください。

第1条「当社が告知を求めたもの」

「物件種別、耐火基準、柱(建物構造)、他の現存契約」等は告知事項となります。(申込書に★または☆が付されている項目です。)

第1条「居住の用に供する建物」「生活用動産」

地震保険では事業専用で使用される建物や業務用の什器・備品等、商品・製品等の動産は対象になりません。
また、屋外にある動産は、たとえ生活に使用される動産であっても地震保険における生活用動産とはみなしません。

	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含まれません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

- 当社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が**全損**、**半損**または**一部損**に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した**危険**が生じたため、**建物全体**が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

- 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が**生活用動産**である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- 当社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた**損害**に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

備考

第1条【保険価額】

地震保険では損害の額を認定する際の保険価額について時価額基準としています。

時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分(減価分)を控除して算出した額をいいます。

第2条(1)

「一部損」に至らない損害は、保険金をお支払いしません。

第2条(4)

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで損害の認定方法が異なりますのでご注意ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】【である場合】共通 第2条(4)

門、塀または垣のみに損害が生じた場合でも、建物に損害が認められない場合は、保険金のお支払いの対象となりません。

- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、**建物**または**生活用動産**に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または**生活用動産**に限られます。
- (注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したものの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

第4条

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで保険の対象の範囲が異なりますのでご注意ください。

第4条(4)

新総合保険で家財を保険の対象としている場合で、第4条(4)に掲げられている物が新総合保険で対象となっている場合でも地震保険では保険の対象になりません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が**全損**となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、**保険価額**を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が**半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が**一部損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。
ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、**地震保険法**第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$\frac{5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の建物についての保険金額}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}$$

- (4) 当社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$\frac{\text{(2)①に規定する限度額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の建物についての保険金額}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{\text{(2)②に規定する限度額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}$$

(注) (2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限り、(5)アイの規定を適用します。

- (6) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**全損**となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、**保険価額**を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**一部損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

備考

第5条

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで保険金の支払額に関する規定が異なりますのでご注意ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条(1)①

全損の場合で保険金を支払ったときには、損害発生時に保険契約は終了します。詳細は第32条（保険金支払後の保険契約）(P.318)をご参照ください。

第5条(3)

他の保険契約等でも地震保険に加入している場合にご確認ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条(1)①

全損の場合で保険金を支払ったときには、損害発生時に保険契約は終了します。詳細は第32条（保険金支払後の保険契約）(P.318)をご参照ください。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$\begin{array}{|l|} \hline 5,000万円または保険価額のいずれか低い額 \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{この保険契約の専有部分の保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての} \\ \text{保険金額の合計額} \\ \hline \end{array}}$$

② 共用部分

$$\begin{array}{|l|} \hline 5,000万円または保険価額のいずれか低い額 \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{この保険契約の共用部分の保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての} \\ \text{保険金額の合計額} \\ \hline \end{array}}$$

③ 生活用動産

$$\begin{array}{|l|} \hline 1,000万円または保険価額のいずれか低い額 \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{この保険契約の生活用動産についての保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の} \\ \text{合計額} \\ \hline \end{array}}$$

(5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{(3) ①に規定する} \\ \text{限度額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保} \\ \text{険金額の合計額} \\ \hline \end{array}}$$

イ. 生活用動産

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{(3) ②に規定する} \\ \text{限度額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{この保険契約の生活用動産についての保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額} \\ \hline \end{array}}$$

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第5条(4)

他の保険契約等でも地震保険に加入している場合にご確認ください。

第5条(5)

例えば同一敷地内にあるマンションの複数の専有部分および共用部分を所有している場合で、それぞれ別の世帯が居住している専有部分または共用部分を地震保険の対象としている場合が該当します。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) **地震保険法**第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) **地震保険法**第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の**地震等**は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、**保険期間**の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による**損害**に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、**告知事項**について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき**損害**の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である**建物**または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、**告知事項**の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

備考

第7条

損害保険会社全社の地震保険契約によって支払われる保険金の総額が、1回の地震等により所定の額を超える場合には、算出された保険金総額に対する所定の額の割合によって削減される場合があります。

第8条

例えば、1回目の地震等での損害が一部損であっても72時間以内に生じた別の地震等で損害が全損となった場合には、損害の認定はまとめて全損として取り扱います。

新総合保険に付帯される場合の特則

新総合保険に付帯される地震保険には、保険料の払込方法等を新総合保険と揃えるために地震保険普通保険約款の他、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されます。詳しくはP.320をご参照ください。

第10条

ご契約時に弊社に重要な事項をお申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書等の記載事項が事実と異なっている場合には、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。「物件種別、耐火基準、柱（建物構造）、他の現存契約」等については告知事項となりますのでご注意ください。（申込書に★または☆が付されている項目です。）

第11条

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで通知義務に関する規定が異なりますのでご注意ください。

第11条

第11条の規定に該当する事実が発生した場合、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご通知いただく必要があります。ご通知や追加保険料のお支払いがないまま万一事故が起こった場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

第11条(1)(6)

例えば、ご契約時点で居住用であった建物を保険期間の途中で事業専用とする場合には、その時点から、地震保険の対象とはなりませんので必ずご通知ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって**危険増加**が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき**損害**の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合は、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) **警戒宣言**が発せられた場合は、**大震法**第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は

無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第17条

超過していた部分について保険契約を取消した場合には、取消した分の保険料を返還します。

第21条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.320をご参照ください。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)

(1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

(1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条(事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.320をご参照ください。

第23条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.320をご参照ください。

第24条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.320をご参照ください。

第25条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.320をご参照ください。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、**地震等**が発生したことを知った場合は、自らの負担で、**損害**の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による**損害**が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、**損害**発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了(注3)の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、**他の保険契約**の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) **保険価額**を含みます。

(注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれ

らと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる**地震等**による災害の被災地域における
(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合
の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

(1) **損害**が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条(保険金支払後の保険契約)

(1) 当社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった**損害**が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第32条

「新総合保険に付帯される場合の特則」第3条④に従い、終了を失効と読み替えます。

なお、この場合の保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.320をご参照ください。

第32条(2)

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで(2)に関する規定が異なりますのでご注意ください。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする**地震保険法**第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとしします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が**保険期間**の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとしします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と**保険期間**を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合があります。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとしします。

- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとしします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとしします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとしします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとしします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとしします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとしします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

備考

第33条

「新総合保険に付帯される場合の特則」第3条④に従い、終了を失効と読み替えます。

なお、この場合の保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.320をご参照ください。

第33条

例えば、新総合保険で保険金を支払った結果、新総合保険が失効した場合には、地震保険も同時に失効します。

新総合保険に付帯される場合の特則

第1条（特則の適用条件）

地震保険契約が新総合保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第2条（保険料の払込方法等の特則）

地震保険契約の保険料の払込方法等に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず新総合保険普通保険約款基本条項における下表に掲げる各規定を適用するものとします。

①	第2節第1条（保険料の払込方法等）
②	第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
③	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
④	第2節第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）
⑤	第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑥	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
⑦	第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）
⑧	第5節第8条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料の返還または請求の特則）

保険料の返還、追加または変更に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

- ① 地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。
- ② ①以外の場合には、新総合保険普通保険約款基本条項第6節における下表に掲げる各規定を準用するものとします。

ア.	第1条（保険料の返還、追加または変更）
イ.	第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
ウ.	第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
エ.	第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）
オ.	第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）
カ.	第9条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

- ③ ②を適用するにあたり、新総合保険普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)	第1節第2条(通知義務)(1)	地震保険普通保険約款第11条(通知義務)(1)
		第1節第6条（保険金額の調整）(2)	地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)
		第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(3)③
イ.	第6節第1条(5)	第5節第1条（保険契約の取消し）	地震保険普通保険約款第16条(保険契約の取消し)
ウ.	第6節第1条(6)	第5節第2条(1)の表の①	地震保険普通保険約款第14条(保険契約の無効)(1)
エ.	第6節第1条(7)	第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	地震保険普通保険約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)
オ.	第6節第1条(8)	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)
		第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)	地震保険普通保険約款第11条(通知義務)(2)または同条(6)
		第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)	地震保険普通保険約款第19条(重大事由による解除)(1)

備考

この特則は、新総合保険に地震保険を付帯する場合に必ず適用されます。主に、地震保険の保険料の払込方法や返還・請求の方法を新総合保険と揃えるための規定です。

第2条

地震保険の保険料の払込方法については、新総合保険普通保険約款の規定を適用します。

第3条

地震保険の保険料の返還・請求方法については、新総合保険普通保険約款の規定を適用します。

カ.	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(5)	第1節第2条（通知義務）(1)	地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)
		第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
キ.	第6節第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）	第1節第6条（保険金額の調整）(1)	地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(1)
ク.	第6節第9条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）	第5節第11条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(1)	地震保険普通保険約款第15条（保険契約の失効）(1)②

④ ②を適用するにあたり、地震保険普通保険約款を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第32条（保険金支払後の保険契約）	終了	失効
イ.	第33条（付帯される保険契約との関係）		

第4条（当会社への通知方法の特則）

- (1) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)または第17条（保険金額の調整）の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができるものとします。
- (2) 下表に掲げる各規定において、保険契約者または被保険者から当会社への申出は、書面のほか、当会社の定める通信方法とすることがあります。

①	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
②	地震保険普通保険約款第13条（保険の対象の譲渡）(1)および(2)
③	地震保険普通保険約款第35条（保険契約者の変更）(2)

第5条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は保険契約者の申出により、地震保険の保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、地震保険普通保険約款および特約の規定を適用します。

1 ロードアシスト 利用規約

I ロードアシスト全般に関する事項

1. ロードアシスト 利用規約について

- (1) ロードアシストは、「車両搬送費用特約（正式名称：車両搬送費用補償特約）」による車両搬送費用の補償と「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供から構成されます。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供するロードアシストに関する事項を規定したものです。
- (3) 「車両搬送費用特約」による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定にしたがいます。
- (4) ロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供ができない場合であっても、「車両搬送費用特約」の補償対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

例：① 台風や大雪等により、弊社がロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供を行うことができない場合でも、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

- ② 事故や故障の発生時に弊社への連絡がない場合、弊社はロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供を行うことができませんが、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

2. ロードアシストのアシストメニュー提供内容

ロードアシストでは、以下のアシストメニューを提供します。

- | | | |
|---------------|--------------|------------------|
| ①車両搬送サービス | ②緊急時応急対応サービス | ③燃料切れ時ガソリン配達サービス |
| ④おクルマ故障相談サービス | | |

3. ロードアシストの対象車両

- (1) ロードアシストは、「車両搬送費用特約」が付帯されているご契約のお車の対象となります。ただし、「車両搬送費用不担保特約」が付帯されたご契約のお車は対象となりません。
- (2) 「他車運転危険補償特約」の対象となる他の自動車のように、ご契約のお車以外の自動車および原動機付自転車や「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、ロードアシストの対象となりません。
- (3) 普通保険約款および特約の規定にしたがい、ご契約のお車の入替が行われた場合、車両入替後の自動車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。

4. ロードアシストの対象者

- (1) ロードアシストは、ご契約のお車に搭乗中の方、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が対象となります。
- (2) 一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故、故障または車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。
- (3) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の方は、対象となりません。

5. ロードアシストの適用地域

- (1) ロードアシストは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域では提供するアシストメニューの内容により、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供ができない場合があります。ただし、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。

6. ロードアシストの対象期間

- (1) ロードアシストは、保険証券記載の保険期間が提供対象期間となります。
- (2) 保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が取消し、無効または失効となった場合、「車両搬送費用特約」が削除された場合は、ロードアシストの対象となりません。

7. ロードアシストを提供できない場合等

- (1) ロードアシストは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。

- ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - ア. ロードアシストの対象者の故意または重大な過失
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
 - ウ. 地震、噴火、津波
 - エ. 核燃料物質の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性
 - オ. 上記イ.以外の放射線照射、放射能汚染
 - カ. 上記イ.からオ.までの事由によって発生した事故の拡大、またはこれらの事由に伴う秩序の混乱
 - キ. 国または公共団体の公権力の行使
 - ク. 詐欺または横領
 - ケ. 競技（レース、ラリー等）・曲技での使用および競技（レース、ラリー等）・曲技を目的とする場所での使用

- ② ご契約のお車の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合、酒気を帯びて（道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。）運転した事故によってご契約のお車が走行不能となった場合
 - ③ 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり事故や故障、車両自体に生じたトラブルに該当しない場合
- (2) 以下の事項に該当する場合には、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
- ① ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
 - ② 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約のお車を使用し、事故や故障が発生した場合
 - ③ 故意によりメーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えてご契約のお車を使用した場合
 - ④ 航空機または船舶によりご契約のお車を輸送中の場合
 - ⑤ ご契約のお車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
- (3) ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」をご利用いただく場合は、必ず事前に弊社にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。

8. ロードアシストをご利用いただく際のご注意事項

- (1) ロードアシストは、弊社がJAFまたは弊社の提携会社を通じて提供します。
- (2) お客様がJAF会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてJAFに取次ぎます。
- (3) ロードアシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、ロードアシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、JAFまたは弊社の提携会社へ提供します。
- (4) 弊社へご連絡いただいた際、聞き間違いによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。
- (5) 交通事情、気象状況等により、ロードアシスト提供会社の到着に時間がかかる場合またはロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供ができない場合があります。
- (6) レッカーによるけん引やご契約のお車に生じた故障や車両のトラブルに対する応急対応の過程で、ご契約のお車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につきロードアシストの提供会社を免責とする趣旨の書類に、お客様の署名をいただく場合があります。
- (7) 各アシストメニューに規定する上限額を超える費用や、各アシストメニューの提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、弊社がロードアシストを提供した後に、ロードアシストの対象ではないことが判明した場合、提供に必要なとした費用は、全てお客様のご負担となります。
- (8) 相手方のある事故等が原因となってロードアシストを提供し、その費用についてお客様が損害賠償請求権を取得した場合において、弊社がロードアシストの費用をお支払いしたときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、お客様が取得した債権の額から、お支払いしていない費用の額を差し引いた額とします。

II 各アシストメニューの内容

1. 車両搬送サービス

- (1) 「車両搬送サービス」の内容
 - ① ご契約のお車が事故や故障により走行不能となった場合に、走行不能となった場所からお客様がご指定する修理工場等までご契約のお車を搬送する手配を行い、搬送に必要な費用を、10万円を上限にお支払いします。
 - ② 搬送に必要な費用には、修理工場等に搬送するために必要な仮修理を実施した費用や、修理工場等に搬送するために必要なクレーン作業料や保管料を含みます。
 - ③ 修理工場の指定がない場合、弊社が修理工場を紹介し、お客様に搬送先を決定いただけます。
 - ④ 「走行不能となった場合」とは、ご契約のお車が事故や故障により、自力で移動することができない状態または法令により走行してはいけない状態をいいます。
 - ⑤ 自宅駐車場で事故や故障の場合も、ご契約のお車が走行不能となった場合は対象となります。
- (2) ご利用上のご注意
 - ① 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態からのレッカーけん引は、事故や故障による走行不能には該当しないため、対象となりません。
 - ② 一旦、お客様がご指定する修理工場等へ搬送した後に、再度、搬送したことにより生じた費用は対象となりません。
 - ③ 「車両搬送費用特約」での補償対象となる車両搬送費用については、保険金としてお支払いします。「車両搬送費用特約」により保険金をお支払いした場合でも、それだけではノンフリート等級別料率制度における事故の件数に含まれませんので、更新後契約の自動車保険の等級や保険料に影響することはありません。

2. 緊急時応急対応サービス

- (1) 「緊急時応急対応サービス」の内容
 - ① ご契約のお車が、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合に、30分程度で対応可能な応急対応を行います。

対応可能な応急対応の例

- | | | |
|------------------|-------------------|------------------|
| ・バッテリーの点検、ジャンピング | ・スペアタイヤ交換 | ・カギ開け（一般のシリンダー錠） |
| ・冷却水補充 | ・脱輪および落輪引上げ（1m以内） | ・各種バルブ、ヒューズ取替え |
- 等

② 対応可能な応急対応であった場合でも、次の費用はお客様のご負担となります（「緊急時応急対応サービス」の手配は行います。）。

- | | | |
|-----------|--------------------------|-------------|
| ・部品代、消耗品代 | ・セキュリティ装置（警報装置）付車両のカギ開け代 | ・チェーンの着脱作業代 |
| ・パンク修理代 | ・30分程度で対応できないケースの超過作業料 | |

③ J A F 会員のお客様が、J A F による「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、部品代、消耗品代を除く作業料超過部分の費用を提供します。

(2) ご利用上のご注意

- ① 故障や車両のトラブルの現場で対応できず、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」の内容に基づきご契約のお車を修理工場等へ搬送します。
- ② 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態は、故障や車両自体に生じたトラブルには該当しないため、対象となりません。
- ③ ご契約のお車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。
- ④ J A F 会員のお客様であることが確認できない場合および J A F 会員のお客様が、J A F 以外の業者による「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、J A F 会員向けの拡大サービスをご提供することができません。
- ⑤ 「緊急時応急対応サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

3. 燃料切れ時ガソリン配達サービス

(1) 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」の内容

- ① ご契約のお車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を10リットル提供します。
- ② 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は、ご利用受付日を含み1年間に1回を限度とします。
- ③ J A F 会員のお客様が、J A F による「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、1年間に2回を限度とします。

(2) ご利用上のご注意

- ① 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所でガス欠が発生した場合、ガソリン配達の手配は行いますが、ガソリン代はお客様のご負担となります。
- ② J A F 会員のお客様であることが確認できない場合および J A F 会員のお客様が、J A F 以外の業者による「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、J A F 会員向けの拡大サービスをご提供することができません。
- ③ 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

4. おクルマ故障相談サービス

(1) 「おクルマ故障相談サービス」の内容

ご契約のお車の故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者が適切なアドバイスを行います。

(2) ご利用上のご注意

- ① アドバイスで解決できない場合は、「緊急時応急対応サービス」によって対応します。また、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」によって対応します。
- ② 「おクルマ故障相談サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

2 水漏れ・鍵開けアシスト 利用規約

I 水漏れ・鍵開けアシスト全般に関する事項

1. 水漏れ・鍵開けアシスト 利用規約について

- (1) 水漏れ・鍵開けアシスト（以下「本アシスト」といいます。）は、「トータルアシスト超保険」をご契約のすべてのお客様がご利用いただける「付帯サービス」です（生命保険のみをご契約のお客様を除きます。）。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供する本アシストに関する事項を定めたものです。

2. 水漏れ・鍵開けアシストの提供内容

本アシストは以下のサービスから構成されます。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①水回りのトラブル対応サービス | ②鍵のトラブル対応サービス |
|-----------------|---------------|

3. 水漏れ・鍵開けアシストの対象建物

本アシストは「トータルアシスト超保険」において、保険証券記載の保険契約者住所の建物および住まいに関する補償の保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物を対象とします。

4. 水漏れ・鍵開けアシストの適用地域

- (1) 本アシストは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域ではサービスの提供ができない場合があります。

5. 水漏れ・鍵開けアシストの対象期間および提供回数

- (1) 本アシストは、保険証券記載の保険期間が対象期間となります。
- (2) 「水回りのトラブル対応サービス」「鍵のトラブル対応サービス」の提供回数は、それぞれ、保険期間を通じて（長期契約の場合は保険年度ごとに）1回限度となります（2回目以降はお客様のご負担となります。）。

6. 水漏れ・鍵開けアシストを提供できない場合

- (1) 本アシストは、以下の事項に該当する場合には提供することができません。
 - 故意または重大な過失によって生じたトラブルの場合
 - 地震、噴火またはこれらによる津波の場合
 - その他、提供が適当でないと弊社が判断する場合
- (2) お客様ご自身で専門会社を手配された場合は本アシストの対象外となります。

7. 水漏れ・鍵開けアシストをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 本アシストの受付窓口はミレア・モンディアル株式会社とします。
- (2) 本アシストは、弊社が弊社と提携する専門会社（以下「提携会社」といいます。）をお客様にご紹介し、利用料金の一部または全部を弊社が負担するものです。
- (3) 本アシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、本アシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を提携会社へ連絡します。
- (4) 交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- (5) 本サービスは予告なく変更・中止となる場合があります。
- (6) 各サービスの提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全てお客様のご負担となります。

II サービスの提供範囲

1. 「水回りのトラブル対応サービス」の提供範囲

- ① トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に専門会社の手配を行い、応急処置を実施します。(部品交換等を伴う本格的な修理については、サービスの対象外となります。)
- ② 応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、部品代を除きます。
- ③ 部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様のご負担となります。
- ④ 便器等の脱着作業に関する費用はお客様のご負担となります。
- ⑤ マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および自治体等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。
- ⑥ 下水道本管等、公共機関が管理する公的部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。

2. 「鍵のトラブル対応サービス」の提供範囲

(1) 鍵を紛失した場合

- ① 鍵を紛失した場合に専門会社の手配を行い、応急処置として出入口（玄関等）の開錠・破錠作業を行います。
- ② 開錠・破錠の後に行った、錠の新規取付または部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様のご負担となります。
- ③ サービスの対象は一般の住宅用の出入口の錠に限ります。マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠作業の対象外となります。
- ④ 錠およびドアの種類によっては開錠・破錠作業ができない場合があります。
- ⑤ お客様ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

(2) 鍵の盗難に遭った場合

- ① 鍵の盗難に遭った場合に専門会社の手配を行い、出入口（玄関等）の開錠・破錠作業および錠の交換を行います。
- ② サービスの対象は一般の住宅用の出入口の錠に限ります。マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠作業および錠の交換の対象外となります。
- ③ 錠およびドアの種類によっては開錠・破錠作業および錠の交換ができない場合があります。
- ④ 警察への届出のない盗難は、サービスの対象外となります。
- ⑤ お客様ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

耳や言葉の不自由なお客様専用 事故受付票 自動車事故用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえで、コピー紙をお送りください。
(本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。)

※自動車事故以外の場合には右の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起きたときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、ファックスにてご連絡ください。

※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。右記FAXは、東京海上日動安心110番(事故受付センター)で受け付けております。

専用
FAX
番号

0120-119-569

(24時間365日受付)



弊社営業時間中(平日9時～17時)の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します(事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます)。

至急の
ご連絡

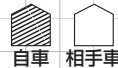
希望(日 午前 午後 時頃)

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容	★証券番号		★登録番号 (ナンバープレート)	
	★ご契約者様のお名前	(カナ)	★ご契約者様のご連絡先	(TEL) (FAX)
	ご契約者様のご住所	都道府県	市区郡	

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前	(カナ)	ご契約者様とのご関係	<input type="checkbox"/> ご契約者様 <input type="checkbox"/> 自車運転者 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()
	★窓口の方のご連絡先	(TEL)	(FAX)	(e-mail)

事故の内容	★事故日	20 年 月 日 午前 午後 時 分頃	レッカー手配	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要																																																	
	事故場所	都道府県		付近																																																	
	警察届出	<input type="checkbox"/> 有り(人身・物損)【 署】 <input type="checkbox"/> 無し	運転者	<input type="checkbox"/> ご契約者様 <input type="checkbox"/> その他の方()																																																	
	おケガの有無	<input type="checkbox"/> 運転者に有り <input type="checkbox"/> 同乗者に有り(お名前:) <input type="checkbox"/> 無し																																																			
	★事故状況 ・ その他特記事項	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																			



お相手の情報	お相手のお名前	(カナ)	お相手のご連絡先	(TEL) (FAX)
	お相手のご住所	都道府県	市区郡	登録番号 (ナンバープレート)
	おケガの有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	車以外の被害物	<input type="checkbox"/> 有り() <input type="checkbox"/> 無し

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

耳や言葉の不自由なお客様専用

事故受付票 自動車事故以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、コピー紙をお送りください。
(本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。)

※自動車事故の場合には左の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、
ファックスにてご連絡ください。

専用
FAX番号

0120-119-569

(24時間365日受付)



※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは東京海上日動安心110番(事故受付センター)で受け付けております。

弊社営業時間中(平日9時~17時)の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
(事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます)。

至急の
ご連絡

希望(

日

午前

午後

時頃)

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容	★証券番号	—		
	★ご契約者様のお名前	(カナ)	★ご契約者様のご連絡先	(TEL) (FAX)
	ご契約者様のご住所	都道府県	市区郡	

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前	(カナ)	ご契約者様との関係	<input type="checkbox"/> ご契約者様 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()
	★窓口の方のご連絡先	(TEL)	(FAX)	(e-mail)

事故の内容	★事故日	20	年	月	日	午前 午後	時	分頃
	事故場所	都道府県	付近					
	★事故状況							

その他	おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入ください。
-----	---

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-110-894

受付時間: 24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
(「ア」行に登録できます)



お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-323-523

受付時間: 平日午前9時～午後6時(土日祝日・年末年始は除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>